埼玉県のマスコット
コバトン

令和４年度

国の施策に対する提案・要望

令和３年６月

埼　　玉　　県

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県を取り巻く環境は、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況であり、引き続き本年度も感染防止対策と社会経済活動の維持をできる限り両立していくことが重要です。さらに、ウィズコロナはもとよりポストコロナも見据えながら、困難な状況でも未来を切り開いていかなければなりません。

そのために次の三つを柱に取り組んでまいります。

第一の柱は、「安心・安全の強化」です。引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最重要課題として掲げ、医療提供体制の強化やワクチン接種体制の整備などを全力で進めてまいります。また、近年激甚化している災害に備えるため、国と連動して県土の強靭化を図るなど、危機や災害に強い埼玉を構築するほか、警察力や児童虐待防止対策の強化など、県民の暮らしを守る取組も着実に推進してまいります。

第二の柱は、「ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進と県経済の回復・成長」です。ポストコロナの社会も見据え、行政分野や中小企業などにおけるＤＸの取組を重点的に進めてまいります。また、埼玉の稼げる力の向上のため、起業希望者に対するビジネスマッチングなどの伴走支援や、農林業において新たな需要を創出するため、商談会等を行ってまいります。あわせて、埼玉誕生１５０周年記念事業などを通じた魅力ある埼玉の発信にも取り組み、本県を盛り上げながら経済回復へとつなげてまいります。

第三の柱は、「持続可能で豊かな未来への投資」です。企業や団体、県民の皆様とワンチームで埼玉版ＳＤＧｓを推進するとともに、女性や高齢者、外国人、ＬＧＢＴＱなど誰もが、居場所があり活躍できる社会の実現に取り組みます。また、未来を見据えた基盤づくりとして、「埼玉版スーパーシティプロジェクト」や「あと数マイルプロジェクト」などもしっかりと進めてまいります。

新型コロナウイルスという、これまで経験したことがない大きな危機に直面する中でも、あらゆる人に居場所があり、自分らしく活躍できる、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に向けて、一歩一歩着実に取り組んでまいります。

国におかれましては、本県が取り組む各種施策の推進に是非とも御理解をいただき、令和４年度予算編成等に向けて、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和３年６月

埼玉県知事　大野　元裕

目　次

～「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望 ～

重点政策に関する提案・要望

Ⅰ　安心・安全の強化に向けた提案・要望

1　感染拡大防止と医療提供体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（1）　新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備 ・・・・・・・・・ 2
（2）　基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し ・・・・・・・・・ 4
（3）　医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善 ・・・・・ 6
（4）　医学部の新設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（5）　医療保険制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（6）　後期高齢者医療制度の安定的な運営 ・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（7）　指定難病対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2　危機や災害に強い埼玉の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（1）　大規模地震対策の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（2）　大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進 ・・・・・・・・・ 13
（3）　水害・土砂災害防止対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（4）　老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進 ・・・・・・・・・ 16
（5）　河川管理施設の長寿命化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（6）　下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ・・・・・・・・・・・・ 19
（7）　土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進 ・・・・・・・・・・・ 20
（8）　計画的な農業農村整備事業の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（9）　学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進 ・・・ 22
（10）　被災者生活再建支援法の支給対象の拡大 ・・・・・・・・・・・・ 24
（11）　特定家畜伝染病防疫体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

3　県民の暮らしを守る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（1）　警察官の増員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（2）　警察車両の増強 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（3）　児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保 ・ 29
（4）　市町村の児童虐待対応体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（5）　中核市における児童相談所の設置の促進 ・・・・・・・・・・・・ 31
（6）　児童養護施設等の職員配置基準及び措置費の見直し ・・・・・・ 32
（7）　家庭養育優先原則の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（8）　レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族（ケアラー）への支援の充実 ・ 36
（9）　ＤＶ被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保 ・・ 37

Ⅱ　DX の推進と県経済の回復・成長に向けた提案・要望

1　DX の推進 ・・40
（1）　自治体ＤＸの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（2）　自治体ＤＸの推進に伴うセキュリティの確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・42
（3）　GIGA スクール構想の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
（4）　学習者用デジタル教科書の無償給与に向けた制度的検討・財源措置 ・・・・44
（5）　i-Construction の推進に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（6）　キャッシュレス決済の普及促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
（7）　社会保障・税番号制度への確実な対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（8）　ナショナルデータベース（ＮＤＢ）の活用促進 ・・・・・・・・・・・・・・48

2　埼玉の稼げる力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（1）　ポストコロナにおける農林業への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

3　魅力ある埼玉の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（1）　都市公園事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

Ⅲ　持続可能で豊かな未来への投資に向けた提案・要望

1　埼玉版 SDGｓの推進（埼玉の豊かな水とみどりを守り育む） ・・・・・・56
（1）　水源地域の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
（2）　マイクロプラスチック・河川プラスチックごみの削減事業に対する支援の拡充 ・・・57
（3）　市町村による浄化槽整備の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
（4）　森林整備法人への支援の充実・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
（5）　森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保 ・・・・・・・・・・・・60
（6）　緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充 ・・・・・・・・・・・・61
（7）　大規模太陽光発電設備の適正な設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

2　埼玉版 SDGｓの推進（未来を創る人材への投資） ・・・・・・・・・・・・63
（1）　保育士の処遇改善と人材確保の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
（2）　保育の質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
（3）　保育所整備等への交付金等の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
（4）　放課後児童健全育成事業の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
（5）　乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設 ・・・・・・・・・・・・・・・・69
（6）　高等学校等就学支援金制度の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
（7）　高等学校等就学支援金の支給額等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・72

3　誰もが活躍できる社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
（1）　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のホストタウンと相手国との交流支援 ・・73
（2）　（独）国際交流基金「“日本語パートナーズ”派遣事業」の存続 ・・・75

４　未来を見据えた基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
（１）　鉄道新線建設の取組に対する支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・76
（２）　新大宮上尾道路など直轄国道等の整備推進　・・・・・・・・・・・・77
（３）　スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用　・・・79
（４）　幹線道路網の整備推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
（５）　人口減少社会におけるまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・82
（６）　特別支援学校の設置義務の拡大及び財政的支援制度の充実　・・・84
（７）　特別支援学校のスクールバス運行に対する財政支援の拡充　・・・87

Ⅳ　地方自治の確立に向けた提案・要望

１　地方自主権の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
（１）　地方分権改革の着実な推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
（２）　国から地方への事務・権限の移譲等　・・・・・・・・・・・・・・・92
（３）　義務付け・枠付けの見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
（４）　道州制の議論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
（５）　地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進　・・・・・95

２　自治財政権の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
（１）　地方税財源の充実・強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
（２）　地方税制の在り方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
（３）　地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し　・・・98
（４）　公共施設等のアセットマネジメントに係る地方債措置の延長　・100
（５）　直轄事業負担金制度の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・101

分野別提案・要望

◆分野１　未来への希望を実現する分野

１　きめ細やかな少子化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
（１）　少子化対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

２　児童虐待防止・児童養護対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
（１）　生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の推進　106

３　生涯を通じた健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
（１）　健康の基本となる健診（検診）の受診率向上　・・・・・・・・・・108
（２）　特定健康診査等に係る財政支援の充実　・・・・・・・・・・・・・110

４　地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・111
（１）　介護保険財政の国負担の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・111
（２）　低所得者対策の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
（３）　定期巡回・随時対応サービスの普及促進　・・・・・・・・・・・・114

５　介護人材の確保・定着対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
（１）　介護職員の確保・定着に向けた取組の強化　・・・・・・・・・・・115

◆分野２　生活の安心を高める分野

１　地域医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
（１）　子宮頸がん予防ワクチン接種への対応　・・・・・・・・・・・・・120
（２）　外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実　・・121

２　防犯対策の推進と捜査活動の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123
（１）　テロの未然防止のための基盤強化　・・・・・・・・・・・・・・・123
（２）　公務員休暇制度への被害回復のための休暇の導入　・・・・・・124

３　交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125
（１）　交通安全施設等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125

４　消費者被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126
（１）　地方消費者行政の充実強化のための財源確保　・・・・・・・・・126

５　安全な水の安定供給と健全な水循環の推進・・・・・・・・・・・・・・・・128
（１）　ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減　・・・・・・・・・・・128
（２）　水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充　・・・・129
（３）　水道広域化の促進に係る支援施策の充実　・・・・・・・・・・・130
（４）　工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充　・131

（５）　雨水・再生水利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132

６　生活の安心支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
（１）　生活保護制度の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
（２）　生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保 ・・・・・・・ 136
（３）　生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保 ・・・・・・・・・ 137
（４）　東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充 ・・ 138

７　危機管理・防災体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
（１）　学校施設（私立学校）におけるブロック塀等の安全対策の推進 ・ 139
（２）　地籍整備の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
（３）　地震に関する調査研究の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
（４）　消防防災関係施設・設備の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 142
（５）　消防団の装備に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

８　治水・治山対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
（１）　下水道雨水管きょ等整備に対する支援の強化 ・・・・・・・・・ 144

９　感染症対策の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
（１）　結核病床の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
（２）　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し ・・・・・・・ 146
（３）　予防接種の速やかな定期接種化 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 147

◆分野３　人財の活躍を支える分野
１　確かな学力と自立する力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
（１）　教職員定数の増員及び配置基準の見直し ・・・・・・・・・・・ 150
（２）　栄養教諭及び学校栄養職員の配置の拡大 ・・・・・・・・・・・ 152
（３）　学校における働き方改革の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
（４）　日本学生支援機構の奨学金事務の学校における負担軽減 ・・・ 154

２　豊かな心と健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
（１）　教育相談体制の強化に伴う財政上の措置 ・・・・・・・・・・・ 155

３　質の高い学校教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
（１）　奨学のための給付金制度の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
（２）　高等教育の修学支援新制度の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・ 157
（３）　学校における障害者雇用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
（４）　わいせつ行為を行った教員への対応の厳格化 ・・・・・・・・・ 160

４　私学教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
（１）　私学振興の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161

５　様々な課題を抱える子供たちへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164
（１）　通級指導教室等の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164
（２）　特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備・・165
（３）　特別支援学校の看護教諭の教職員定数に係る法制度の整備　・・166

６　障害者の自立・生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
（１）　重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設　・・・・・・167
（２）　障害者支援制度の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169
（３）　重度障害者の住まいの場の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・170
（４）　障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化　・・・・・・・172
（５）　発達障害児への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・174
（６）　軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給　・・・176
（７）　障害者差別解消法の円滑な運用のための支援　・・・・・・・・177

◆分野４　成長の活力をつくる分野
１　県産木材の利用拡大と林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
（１）　公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施　・・180

２　便利で安全な交通網の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
（１）　駅ホームでの転落防止対策の促進　・・・・・・・・・・・・・・・181

◆分野５　豊かな環境をつくる分野
１　環境に優しい社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
（１）　水素エネルギーの普及拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
（２）　分散型エネルギー社会の構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・185
（３）　住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充　・・186
（４）　再生可能エネルギーの普及拡大　・・・・・・・・・・・・・・・187
（５）　電動車（EV・PHV）の普及拡大　・・・・・・・・・・・・・・・188
（６）　地球温暖化対策推進のための基盤整備　・・・・・・・・・・・190
（７）　ヒートアイランド対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・190
（８）　排出量取引制度の早期導入　・・・・・・・・・・・・・・・・・191

２　公害のない安全な地域環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
（１）　東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応　・・・・・192
（２）　光化学オキシダント対策の推進及びＰＭ２．５（微小粒子状物質）に係る取組の強化　・193
（３）　大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化　・・・・・・・・・・195

３　資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進・・・・・・・・・・・・・・197
（１）　放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進　・・・・・・・・197
（２）　石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進　・・・・・198

（３）　廃棄物の発生抑制・再利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 199
（４）　ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
（５）　廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設 ・ 201
（６）　産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設 ・・・・・ 202
（７）　土砂の適正管理のための法制度の整備 ・・・・・・・・・・・・ 203

４　川の再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
（１）　下水道の整備に対する財政支援の拡充 ・・・・・・・・・・・・ 204
（２）　下水道に接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充 ・・ 205

◆分野６　魅力と誇りを高める分野

１　文化芸術の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
（１）　文化財保護行政の推進と文化財の確実な保存活用への支援 ・・ 208

２　ICT を活用した県民の利便性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
（１）　超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消 ・・・・・ 209

３　快適で魅力あふれるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
（１）　携帯電話不感地帯の解消 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
（２）　地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援 ・・・・・・・・・ 211
（３）　土地区画整理事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
（４）　市街地再開発事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
（５）　空き家を含む中古住宅の流通促進のための税制度の見直し ・・ 214
（６）　代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ ・・・・ 215
（７）　納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除 ・・ 215
（８）　安全で快適な歩行空間の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216

４　多様な主体による地域社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
（１）　重層的支援体制整備事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
（２）　孤立死防止対策の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
（３）　生活福祉資金相談体制の維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220

５　人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 222
（１）　インターネット上の人権侵害情報の拡散防止 ・・・・・・・・・ 222
（２）　婦人保護事業及び婦人相談所の在り方 ・・・・・・・・・・・・ 224
（３）　日本人拉致問題の早期解決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225

この冊子には、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望は含まれておりません。

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望は、別冊や埼玉県企画総務課のホームページを御参照ください。

府省別提案・要望事項一覧

府省別

内閣官房

社会保障・税番号制度への確実な対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のホストタウンと相手国との交流支援 ・・ 73
道州制の議論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・ 95
日本人拉致問題の早期解決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225

内閣府

医療保険制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
後期高齢者医療制度の安定的な運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
大規模地震対策の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進 ・・・・・・ 22
被災者生活再建支援法の支給対象の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
ＤＶ被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保 ・・・・・ 37
自治体ＤＸの推進に伴うセキュリティの確保 ・・・・・・・・・・・・・・ 42
保育士の処遇改善と人材確保の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
保育の質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
放課後児童健全育成事業の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
人口減少社会におけるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・ 95
地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し ・・・・・・ 98
直轄事業負担金制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
少子化対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
地方消費者行政の充実強化のための財源確保 ・・・・・・・・・・・・・ 126
私学振興の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
障害者差別解消法の円滑な運用のための支援 ・・・・・・・・・・・・・ 177
婦人保護事業及び婦人相談所の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224

警察庁

警察官の増員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
警察車両の増強 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
テロの未然防止のための基盤強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
交通安全施設等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
電動車（PHV・EV）の普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188

消費者庁

地方消費者行政の充実強化のための財源確保 ・・・・・・・・・・・・・ 126

総務省

新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・ 2
医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善 ・・・・・・・・・ 6
医療保険制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
後期高齢者医療制度の安定的な運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進 ・・・・・・・ 22
警察官の増員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
自治体ＤＸの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
自治体ＤＸの推進に伴うセキュリティの確保 ・・・・・・・・・・・・・ 42
社会保障・税番号制度への確実な対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
森林整備法人への支援の充実・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
人口減少社会におけるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・ 95
地方税財源の充実・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
地方税制の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し ・・・・・・ 98
公共施設等のアセットマネジメントに係る地方債措置の延長 ・・・・ 100
直轄事業負担金制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
公務員休暇制度への被害回復のための休暇の導入 ・・・・・・・・・ 124
超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消 ・・・・・・・・・ 209
携帯電話不感地帯の解消 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援 ・・・・・・・・・・・・ 211
インターネット上の人権侵害情報の拡散防止 ・・・・・・・・・・・・ 222

消防庁

消防防災関係施設・設備の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142
消防団の装備に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

法務省

外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実 ・・・・・ 121
地籍整備の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
インターネット上の人権侵害情報の拡散防止 ・・・・・・・・・・・・ 222

外務省

（独）国際交流基金「“日本語パートナーズ”派遣事業」の存続 ・・・・ 75
日本人拉致問題の早期解決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225

財務省

医療保険制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
後期高齢者医療制度の安定的な運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進 ・・・・・・・ 22
森林整備法人への支援の充実・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充 ・・・・・・・・・・・ 61
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・ 95
地方税財源の充実・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
地方税制の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し ・・・・・・ 98
直轄事業負担金制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
学校施設（私立学校）におけるブロック塀等の安全対策の推進 ・・・ 139
学校における障害者雇用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施 ・・・・・ 180
代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ ・・・・・・・・ 215
納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除 ・・・ 215

文部科学省

医学部の新設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進 ・・・・・・・ 22
GIGA スクール構想の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
学習者用デジタル教科書の無償給与に向けた制度的検討・財源措置 ・・ 44
保育士の処遇改善と人材確保の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
保育の質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
保育所整備等への交付金等の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
高等学校等就学支援金制度の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
高等学校等就学支援金の支給額等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
人口減少社会におけるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
特別支援学校の設置義務の拡大及び財政的支援制度の充実 ・・・・・・ 84
特別支援学校のスクールバス運行に対する財政支援の拡充 ・・・・・・ 87
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・ 95
東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充 ・・ 138
学校施設（私立学校）におけるブロック塀等の安全対策の推進 ・・・ 139
地震に関する調査研究の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
教職員定数の増員及び配置基準の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
栄養教諭及び学校栄養職員の配置の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
学校における働き方改革の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
日本学生支援機構の奨学金事務の学校における負担軽減 ・・・・・・ 154

教育相談体制の強化に伴う財政上の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
奨学のための給付金制度の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
高等教育の修学支援新制度の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
学校における障害者雇用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
わいせつ行為を行った教員への対応の厳格化 ・・・・・・・・・・・・・ 160
私学振興の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
通級指導教室等の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備 ・・ 165
特別支援学校の看護教諭の教職員定数に係る法制度の整備 ・・・・・ 166
東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応 ・・・・・・・・・ 192
文化財保護行政の推進と文化財の確実な保存活用への支援 ・・・・・ 208

文化庁

文化財保護行政の推進と文化財の確実な保存活用への支援 ・・・・・ 208

厚生労働省

新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備 ・・・・・・・・・・・・ 2
基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し ・・・・・・・・・・・・ 4
医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善 ・・・・・・・・・ 6
医学部の新設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
医療保険制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
後期高齢者医療制度の安定的な運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
指定難病対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保 ・・・・ 29
市町村の児童虐待対応体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
中核市における児童相談所の設置の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 31
児童養護施設等の職員配置基準及び措置費の見直し ・・・・・・・・・ 32
家庭養育優先原則の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族（ケアラー）への支援の充実 ・・ 36
ＤＶ被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保 ・・・・・ 37
社会保障・税番号制度への確実な対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
ナショナルデータベース（ＮＤＢ）の活用促進 ・・・・・・・・・・・・ 48
保育士の処遇改善と人材確保の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
保育の質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
保育所整備等への交付金等の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
放課後児童健全育成事業の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設 ・・・・・・・・・・・・・・ 69
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・ 95
少子化対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の推進 ・・・ 106
健康の基本となる健診（検診）の受診率向上 ・・・・・・・・・・・・・ 108
特定健康診査等に係る財政支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
介護保険財政の国負担の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
低所得者対策の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
定期巡回・随時対応サービスの普及促進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 114
介護職員の確保・定着に向けた取組の強化 ・・・・・・・・・・・・・・ 115
子宮頸がん予防ワクチン接種への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実 ・・・・・・ 121
公務員休暇制度への被害回復のための休暇の導入 ・・・・・・・・・・ 124
ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減 ・・・・・・・・・・・・・・・ 128
水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充 ・・・・・・・・ 129
水道広域化の促進に係る支援施策の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・ 130
生活保護制度の改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保 ・・・・・・・・・・・ 136
生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保 ・・・・・・・・・・・・・ 137
結核病床の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し ・・・・・・・・・・ 146
予防接種の速やかな定期接種化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
学校における障害者雇用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
私学振興の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設 ・・・・・・・・・・ 167
障害者支援制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
重度障害者の住まいの場の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化 ・・・・・・・・・・・ 172
発達障害児への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給 ・・・・・・ 176
重層的支援体制整備事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
孤立死防止対策の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
生活福祉資金相談体制の維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
婦人保護事業及び婦人相談所の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 224

農林水産省

土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 20
計画的な農業農村整備事業の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
特定家畜伝染病防疫体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
ポストコロナにおける農林業への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
水源地域の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
森林整備法人への支援の充実・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保 ・・・・・・・・・・・ 60
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・ 95
直轄事業負担金制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施 ・・・・・ 180

林野庁

水源地域の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
森林整備法人への支援の充実・強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保 ・・・・・・・・・・・ 60
公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施 ・・・・・ 180

経済産業省

i-Construction の推進に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
キャッシュレス決済の普及促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
大規模太陽光発電設備の適正な設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
人口減少社会におけるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・ 95
地方税制の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充 ・・・・ 131
分散型エネルギー社会の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185
住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充 ・・・・・ 186
再生可能エネルギーの普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
電動車（EV・PHV）の普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
地球温暖化対策推進のための基盤整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 190
排出量取引制度の早期導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
廃棄物の発生抑制・再利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200

資源エネルギー庁

大規模太陽光発電設備の適正な設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
人口減少社会におけるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
水素エネルギーの普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
分散型エネルギー社会の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185
住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充 ・・・・・ 186
再生可能エネルギーの普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
電動車（EV・PHV）の普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
地球温暖化対策推進のための基盤整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 190
東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応 ・・・・・・・・・ 192

国土交通省

大規模地震対策の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進 ・・・・・・・・・・・・・・13
水害・土砂災害防止対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進 ・・・・・・・・・・・・・・16
河川管理施設の長寿命化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・19
i-Construction の推進に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
都市公園事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
水源地域の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充 ・・・・・・・・・・・・61
鉄道新線建設の取組に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
新大宮上尾道路など直轄国道等の整備推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・77
スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用 ・・・・79
幹線道路網の整備推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
人口減少社会におけるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・95
直轄事業負担金制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
交通安全施設等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125
ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減 ・・・・・・・・・・・・・・・・128
雨水・再生水利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
地籍整備の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140
下水道雨水管きょ等整備に対する支援の強化 ・・・・・・・・・・・・・・144
駅ホームでの転落防止対策の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充 ・・・・・186
電動車（EV・PHV）の普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
ヒートアイランド対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・190
放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・197
石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進 ・・・・・・・・・198
土砂の適正管理のための法制度の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・203
下水道の整備に対する財政支援の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・204
下水道に接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充 ・・・・・205
土地区画整理事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・212
市街地再開発事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
空き家を含む中古住宅の流通促進のための税制度の見直し ・・・・・214
代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ ・・・・・・・215
納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除 ・・・215
安全で快適な歩行空間の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216

観光庁

外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実 ・・・・・ 121

環境省

マイクロプラスチック・河川プラスチックごみの削減事業に対する支援の拡充 ・・・・ 57
市町村による浄化槽整備の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
大規模太陽光発電設備の適正な設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
人口減少社会におけるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進 ・・・・・・・・・ 95
分散型エネルギー社会の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185
住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充 ・・・・・ 186
再生可能エネルギーの普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
電動車（EV・PHV）の普及拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
地球温暖化対策推進のための基盤整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
ヒートアイランド対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
排出量取引制度の早期導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応 ・・・・・・・・・ 192
光化学オキシダント対策の推進及びＰＭ２．５（微小粒子状物質）に係る取組の強化 ・ 193
大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・ 195
放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進 ・・・・・・・・・・・・ 197
石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進 ・・・・・・・・・ 198
廃棄物の発生抑制・再利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設 ・・・ 201
産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設 ・・・・・・・・・ 202
土砂の適正管理のための法制度の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 203

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応 ・・・・・・・・・ 192

全府省共通

地方分権改革の着実な推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
国から地方への事務・権限の移譲等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
義務付け・枠付けの見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

Ⅰ　安心・安全の強化に向けた提案・要望

■感染拡大防止と医療提供体制の強化

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：　保健医療政策課、医療整備課、医療人材課、国保医療課、疾病対策課

１　新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備【新規】

【総務省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　感染拡大期における保健師等専門職の実効的かつ継続的な人的支援スキームを早急に構築すること。

（２）　新たな感染症の発生に備える観点から、感染拡大期を想定した保健師の増員に係る恒常的な財政措置を講じること。

（３）　新たな感染症の発生に備える観点から、保健所政令市への移行に係る財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- 　新型コロナウイルスの感染拡大に伴い保健所の業務がひっ迫し、本県のみならず首都圏を中心に保健師等の専門職の不足が顕在化している。
- 　国は、自治体間での応援派遣のスキームを構築するとともに、大学教員等公衆衛生関係学会・団体に所属する会員を登録した名簿（「人材バンク」）を自治体に提供するなどしている。
- 　しかし、感染が全国的にまん延した状況下では自治体間での継続的な応援派遣は難しく、また、「人材バンク」についても感染拡大期の保健所の業務ひっ迫に対し本務を持つ大学教員等による支援には頻度や継続性の点で限界がある。
- 　また、本県では新型コロナウイルス感染症対応の強化のため、感染ピーク時を想定した必要人員として、令和３年度に保健所の保健師を 38 人増員した。
- 　今後も新たな感染症が発生する事態を想定した恒常的な人員体制の強化が必要であり、国も保健所において感染症対応業務に従事する保健師数を 1,800 人から令和４年度までの２年間で 2,700 人に増員するために必要な地方財政措置を講じるとしている。
- 　一方、令和２年８月に都道府県が国に回答した感染ピーク時の想定に基づく必要人員によれば「入院調整等」「積極的疫学調査」「健康観察」を合わせ全国で 9,136 人の人員が必要とされており、地方財政措置上の積算と感染拡大期における必要人員との間で開きが生じている。
- 　さらに、国は保健サービスの一元的な実施の観点から、人口 20 万人以上の市に対し保健所政令市への移行の検討を求めている。
- 　しかし、該当する市にとっては保健所の設置等に伴い見込まれる財政負担の大きさが検討を進める上での課題の一つとなっている。

◆参考

〇本県の感染症対応における保健所機能強化の取組

項目	取組
保健師等の増員	・令和３年４月１日付け組織・定数改正で保健師を 38 人増員
	・会計年度任用職員の配置
応援人員の配置	・自宅療養者等の健康観察に係る看護師の配置
	・市町村保健師や専門資格を持つ大学教員等の応援派遣
外部委託等の積極的活用	・クラスター対策専門チーム「COVMAT」の設置
	・専門相談窓口の設置（受診・相談センター、県民サポートセンター）
	・患者搬送に係る運転業務やパルスオキシメーター発送業務等の外部委託

２　基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し【一部新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望

一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）の算定方法について、次の観点から見直しを行うこと。

（１）　新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床制度とすること。

（２）　圏域を越えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で、都道府県知事の裁量により一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるよう、弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 現行の制度では、一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定し、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができない。
- 本県においては、人口10万人当たりの一般病床数が全国で最も少ない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保に力を注いできた。
- 急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大時においては、救急医療などの一般医療に影響が生じることとなった。
- 多くの人々が世界中を行き来する社会においては、今後も未知なる新興感染症が発生する可能性は高い。
- 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に一定の余力が必要である。
- また、圏域を越えた広域的な高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床であっても、現行の病床制度の例外ではなく、当該医療機関の属する二次医療圏の既存病床として扱われる。
- 広域的な医療を行う医療機関の病床は、圏域を越えた医療を提供するため、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正するという、基準病床制度の趣旨にはなじまない面がある。
- さらに、交通手段、通信手段、情報技術の進歩により、これまでよりも容易に圏域を越えた受診が可能となっている。
- このため、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備については、必ずしも二次医療圏単位で算定するべきものではなく、都道府県知事による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次医療圏ごとの基準病床数と既存病床数

（単位：床）

二次医療圏	基準病床数 ①	必要病床数 ②	既存病床数 ③	基準－既存 ①－③	必要―既存 ②－③
南部	4,671	5,025	4,459	212	566
南西部	4,604	4,777	4,500	104	277
東部	8,184	8,935	7,734	450	1,201
さいたま	7,566	7,664	7,825	―	―
県央	3,323	3,534	3,196	127	338
川越比企	7,111	7,652	6,786	325	866
西部	7,648	7,951	7,466	182	485
利根	4,284	4,630	4,077	207	553
北部	2,802	3,442	3,604	―	―
秩父	546	600	759	―	―
合計	50,739	54,210	50,406	1,607	3,804

※基準病床数、必要病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画、既存病床数は平成29年3月末現在。

３　医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善

【総務省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、必要な財源を十分に確保すること。

（２）　周産期医療・救急医療等について、補助要件や基準額等の見直しを行うこと。

（３）　地域医療介護総合確保基金について、事業区分間の調整を柔軟に行えるようにするとともに、対象事業を十分に実施できる交付額を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　急速な高齢化が見込まれている本県では、高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。

・　特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等により、救急医療では、多数の搬送困難事案が発生しており、また周産期医療では新生児集中治療室（ＮＩＣＵ）が近年満床状態であるため、母体・新生児搬送の一部を県外医療機関に依存している。

・　国では救急医療や周産期医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や運営費、施設・設備整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、本県の重要な事業である救命救急センター運営事業や周産期母子医療センター運営事業等が含まれる医療提供体制推進事業費補助金については、交付額が事業計画額を下回り、事業計画の見直しなどの影響が生じており、補助基準額どおり運営費補助金を交付できないなど医療機関の適正な運営に支障が生じかねない事態となっている。

・　ドクターカーは救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で果たす役割が大きく、県内において、24時間365日体制で運用する医療機関があることなどを踏まえ、実態に即したきめ細やかな補助要件の設定が望まれる。

・　地域医療介護総合確保基金（医療分）について、国はハード整備を中心とした事業区分Ⅰ「病床の機能分化・連携」に重点配分を行っており、また、異なる事業区分間での流用は認めていない。本県においては、増加する医療需要に対応するため、事業区分Ⅳ「医療従事者の確保」を活用した事業を充実することが最優先であり、地域の実情に沿った基金活用が可能となる枠組みが望まれる。

４　医学部の新設

【文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

医師不足に対処するため、医師偏在指標に基づき「医師少数都道府県」に指定された地域や、医学部定員が少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

・　本県は国が算定した医師偏在指標で44位の「医師少数都道府県」であり、医師不足問題が深刻化している。

・　全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。

・　また、本県は医学部定員１人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が崩れている。

◆参考

○医師偏在指標

	医師多数都道府県（上位33.3%）
1位	東京都（332.8）
2位	京都府（314.4）
3位	福岡県（300.1）
⋮	⋮
16位	滋賀県（244.8）

	医師少数都道府県（下位33.3%）
32位	栃木県（215.3）
⋮	⋮
44位	埼玉県（177.1）
45位	青森県（173.6）
46位	岩手県（172.7）
47位	新潟県（172.7）

※「医師偏在指標」（厚生労働省）（令和２年２月６日版）

○高齢者（75歳以上）人口の増加率　　（単位：万人）

	2015年の人口	2025年の人口	増加率
埼玉県	77.3	120.9	＋56%（ 1位）
千葉県	70.7	107.2	＋52%（ 2位）
神奈川県	99.3	146.7	＋48%（ 3位）
鹿児島県	26.5	29.5	＋11%（45位）
島根県	18.9	20.9	＋11%（45位）
山形県	19.0	21.0	＋10%（47位）

※「平成30年 日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に埼玉県作成

○埼玉県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2013年:35,811人／日 → 2035年:49,881人／日
在宅医療等の必要量	2013年:46,152人／日 → 2025年:82,372人／日

※「第7次埼玉県地域保健医療計画」より抜粋

○令和２年度医学部定員1人当たりの18歳人口

	18歳人口		18歳人口
埼玉県	504.9人（ 1位）	高知県	56.7人（45位）
静岡県	292.6人（ 2位）	石川県	49.3人（46位）
兵庫県	228.1人（ 3位）	鳥取県	49.2人（47位）

※「平成29年度 学校基本調査」（文部科学省）、「令和2年度 大学医学部入学定員」（文部科学省）を基に埼玉県作成

５　医療保険制度の見直し

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　市町村の国民健康保険運営協議会において、国保財政の健全化等の議論が十分に実施できるよう、都道府県の納付金等の算定時期を前倒しできるような見直しを検討すること。

（２）　普通調整交付金制度の見直しに当たっては、都道府県や市町村の意見を踏まえて実施すること。

（３）　平成28年12月22日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえ、保険者努力支援制度等の円滑な実施に必要な財政措置については、引き続き国の責任において確実に行うこと。

（４）　収納対策や医療費適正化などに取り組む保険者の取組結果を評価する保険者努力支援制度については、保険者へのインセンティブが効く評価項目の追加や評価方法の見直しを随時行うこと。

（５）　医療保険制度間の公平を図るため、令和４年度からの実施が検討されている子供に係る均等割保険税軽減措置の導入については、対象年齢の拡大を進めるとともに地方の負担が生じないよう地方財政措置などの財政支援を行うこと。また、低所得者対策の拡充などの被保険者の更なる負担軽減に取り組むこと。

（６）　安定的な財政運営に向け、子供の医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなどの様々な財政支援策を講じ、財政基盤の強化に取り組むこと。

（７）　前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うこと。

（８）　制度改正に対応したシステム改修（導入）支援については、市町村の実情等を踏まえ、事務の効率化や負担の軽減に資するものとし、その費用については全額国が負担すること。

（９）　将来的には、国の責任の下に、被用者保険も含めた全ての医療保険制度を一元化すること。そのための議論を早期に開始すること。

◆本県の現状・課題等

・　国民健康保険には、医療ニーズの高い低所得の高齢者や非正規就業者、無職者が多いといった構造的な問題がある。国保制度改革は構造的な問題の改善に寄与しているものの、こうした問題の解決に向けて、今後も継続して見直しを行う必要がある。

・　市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会では、保険税率に関する審議が行われている。県から市町村に対する納付金額や標準保険税率の情報提示が１月以降となるため、条例改正を予定する市町村では十分な審議時間の確保が課題となっている。

・　自治体間の所得調整機能を担う普通調整交付金制度の見直しに当たっては、当事者である都道府県などの意見を確認の上、制度の安定的な運営に資する内容とすべきである。

・　制度改革の前提条件であった公費による財政支援については、保険者努力支援制度等の制度を円滑に運営するために不可欠な財源であることから、その確実な確保が求められる。

・　保険者努力支援制度については、評価項目の追加や評価方法の見直しにより、保険者機能の強化につながる取組の実施に向けた強い動機付けとなるように改善すべきである。

・　国保財政については、構造的な問題もあり、その実情は地域により様々である。各保険者は収支改善に向けて収納対策や医療費適正化に取り組んでいるが、都市部においては保険税の収納率が低い傾向にあり、必要な財源の確保が課題となっている。

・　国保財政の収支改善のためには保険税率の引上げという選択肢もあるが、低所得の高齢者や無職者が多いことから、被保険者にその負担を求めることも限界がある。

・　子供に対する保険税均等割の減額措置を導入するための法案が令和３年通常国会に提出されたが、対象を未就学児に限っており、また、県及び市町村の負担を前提とした制度となっている。

・　また、国保被保険者の保険税負担は他の医療保険制度と比べて重いことから、保険税軽減判定所得の引上げによる低所得者対策の拡充など、被保険者負担の軽減に取り組む必要がある。

・　制度改革に伴い投入された公費は国保財政の収支改善には寄与するものの、今後の高齢化に伴う１人当たり医療費の増加への対策としては不十分である。子供の医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなど、財政基盤強化に向けた対策の継続的な検討が求められている。

・　前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の概算額については非常に複雑な算定方法により社会保険診療報酬支払基金において国の定める伸び率等に基づき算定され各都道府県に示されるが、当初予算編成に当たって通知される金額と実際に交付される額、納付すべき額として通知される金額に乖離が生じる仕組みになっており、安定的・効率的な財政運営を行うための一つの支障となっている。

・　新制度に対応したシステムの改修（導入）については、効率的な事業運営の観点から、自庁システムの更新に合わせた実施を検討する市町村が多い。また、事務の効率化や負担軽減を求める意見が多いことから、今後実施するシステムの改修等については、市町村のニーズを踏まえた内容、財政支援とすることが求められている。

・　国民健康保険制度の安定的な運営や構造的な問題の解決に向け、医療保険制度間における公平に留意しつつ、被用者保険も含めた全ての医療保険制度の一元化も含め、制度の在り方検討を進めるべきである。

６　後期高齢者医療制度の安定的な運営

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

◆提案・要望

後期高齢者の窓口負担の見直しに当たっては、後期高齢者医療制度に混乱が生じないよう周知徹底すること。

◆本県の現状・課題等

・　後期高齢者の窓口負担のあり方について、令和２年12月14日に全世代型社会保障検討会議が最終報告書（方針）をまとめ、令和２年12月15日に閣議決定された。

・　後期高齢者の医療費の一部負担割合を2割に引き上げる対象者について、「課税所得28万円以上及び年収200万円以上（単身の場合、複数世帯は後期高齢者の年収合計320万円以上）」と決定された。

・　施行時期は令和４年度後半（令和４年10月１日から令和５年３月１日までの各月の初日を想定）とされている。

・　長期頻回受診患者等への配慮措置として、２割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後３年間、１月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置が導入される。

・　制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないよう、被保険者に対し、国による丁寧な説明を行うとともに、制度に混乱が生じないよう高齢者に対し、窓口負担の見直しの必要性や内容を分かりやすく広報する必要がある。

◆参考

○埼玉県における２割負担対象者数について

被保険者数 ①	２割負担 対象者数 ②	３割負担 対象者数 ③	２割・３割 対象者数 ④ (②＋③)	被保険者に占める割合		
				２割 ②/①	３割 ③/①	２割＋３割 ④/①
95.3万人	23.2万人	7.7万人	30.9万人	24.4%	8.1%	32.5%

※人数、所得及び収入は、令和２年７月時点の後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査に基づくもの

7　指定難病対策の推進

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　医療費助成の対象となる指定難病は、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い全ての難病を対象とし拡大に努めること。

（２）　難病患者である申請者の負担軽減や都道府県の事務負担の軽減を図るため、複雑化している申請・認定等の手続の簡素化を目的に制度の見直しを行うこと。

（３）　医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、申請者等が加入する保険者に対し個別に照会する必要があるなど、都道府県の負担が膨大なものであることから、受給者証への記載以外の方法を早急に考案し、当該記載を廃止すること。

◆本県の現状・課題等

・　難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）に基づく医療費助成の対象となる指定難病については、これまで随時、対象が拡大されてきたが、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保のため、患者数や客観的な診断基準の有無等の指定要件を満たす全ての疾病が対象となるよう今後も継続的に選定を行うことが必要である。

・　難病法に基づく医療費助成制度は、申請等の手続が複雑であるため、難病患者である申請者の事情に配慮し手続の簡素化が求められている。

・　また、認定等の手続は、審査を必要とする臨床調査個人票（診断書）の内容が詳細かつ大量（指定難病ごとに様式が定められ頁数が異なる。４頁～18頁。）であるほか、患者が加入する医療保険や世帯構成等により住民税額等の確認をする範囲が異なるなど複雑で、都道府県に審査・確認作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。

・　さらに、医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、申請者等が加入する保険者に対し個別に照会する必要があるなど、都道府県の負担が膨大なものであるとともに、受給者証発行を含む標準処理期間の増加要因にもなっている状況にある。

◆参考

○国指定難病数の推移

区分	H25年度	H26年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
		4～12月	1～3月	4～6月	7月～3月	4月～	4月～	7月～
	旧制度		第1次		第2次	第3次	第4次	第5次
疾病数	56		110		306	330	331	333

■危機や災害に強い埼玉の構築

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

県担当課：学事課、危機管理課、災害対策課、農村整備課、
畜産安全課、県土整備政策課、道路環境課、
河川砂防課、河川環境課、市街地整備課、
建築安全課、下水道事業課、教育局財務課

1　大規模地震対策の強化

【内閣府、国土交通省】

◆提案・要望

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災目標達成のため、国が主体になり、住民自らが行う住宅等の耐震化、家具の固定や水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験などの自助の取組や地区防災計画の推進などの共助の取組を実施するとともに、首都直下地震の減災目標達成に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、家具の固定率について、平成25年度40%を令和６年までに65%まで高めるとしている。本県では平成27年度から、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組を普段の生活の中で取り組んでもらう「イツモ防災事業」を展開している。

・　木造住宅密集市街地について、「地震時等に著しく危険な密集市街地」である川口市芝地区などでは、住宅市街地総合整備事業を活用して解消に向け取り組んでいる。

◆参考

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年３月閣議決定）

・　今後10年間で達成すべき減災目標

死者数	約２万３千人から概ね半減
建築物全壊・焼失棟数	約61万棟から概ね半減

・　主な施策の具体目標

家具の固定率	65%（令和６年）【全国】
密集市街地の感震ブレーカー等設置率	25%（令和６年）
危険な密集市街地の解消割合	100%（令和２年）※
自主防災組織による活動カバー率	100%（令和６年）【１都３県】

※「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更予定はないが、引用元である「住生活基本計画（全国計画）」（令和３年３月閣議決定）では以下のとおり。

危険密集市街地の面積	おおむね解消（令和12年）
危険密集市街地の地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率	100%（令和７年）

２　大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

大規模地震時に落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震補強に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　阪神淡路大震災では多くの橋りょうで、橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。

・　特に、昭和 55 年よりも古い基準で建設された橋りょうの被害が大きかったことから、本県では、昭和 55 年よりも古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を優先して進め、平成 27 年度までに緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強を完了させた。現在は、緊急輸送道路以外の橋りょうの耐震補強を進めている。

・　また、東日本大震災や熊本地震では、救助活動や被災地支援などの災害対策の面で緊急輸送道路が大きな役割を果たした。一方で、緊急輸送道路上で被害を受け通行止めなどにより、緊急輸送の支障となる橋りょうも存在した。

・　このため、阪神淡路大震災を受けて耐震基準が大きく変更された平成８年より古い基準で建設された橋りょうについても、耐震補強を進めている。

・　東京湾北部地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

３　水害・土砂災害防止対策の推進【一部新規】

【国土交通省】

◆提案・要望

（１）　自然災害に強い県土の実現に向け、水害や土砂災害から県民の尊い人命を未然に守るとともに、再度災害発生防止を徹底するため、水害・土砂災害防止対策を強力に進めること。

〇基幹となる河川の整備（利根川・荒川等の直轄治水事業）
- 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）
- ダム建設事業（思川開発）、藤原・奈良俣再編ダム再生事業
- 総合治水対策（中川・綾瀬川）
- 荒川第二・三調節池事業（荒川）
- 入間川流域緊急治水対策プロジェクト（大規模災害関連事業）
- 高規格堤防整備、さいたま築堤（荒川）

〇流域治水プロジェクトの推進（利根川水系・荒川水系）

（２）　本県が実施する以下の事業推進に必要な財源を確保すること。
　また、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を中長期的な見通しに立って進めるため、各年度の計画的な執行が可能となる予算措置を講ずること。

〇中小河川の整備
- 床上浸水対策特別緊急事業（不老川）
- 特定洪水対策等推進事業（新方川、中川等）
- 総合治水対策特定河川の整備（中川・綾瀬川流域、新河岸川流域）
- 河川改修の推進（芝川、市野川等）
- 入間川流域緊急治水対策プロジェクト（災害復旧助成事業（都幾川））

〇土砂災害防止対策
- 砂防事業（秩父市落合地区等）、地すべり対策事業（皆野町金崎地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（神川町渡瀬地区等）など

〇流域貯留浸透施設の整備

〇排水機場等の河川管理施設の強化（耐震化・耐水化）

（３）　本県が抱える諸課題の解決に資する事業予算制度の拡充等を図ること。
- 鋼矢板護岸等、老朽化した河川管理施設の更新に対する個別補助事業制度の拡充

◆本県の現状・課題等

- 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度破堤すると甚大な被害が発生することとなる。
- 県が管理する河川の整備率は令和２年度末で61.8%であるものの、平成27年９月の関東・東北豪雨、平成28年８月の台風９号、平成29年10月の台風21号と３年連続で県管理河川やその支川において多くの被害が発生した。
- また、令和元年東日本台風では、県管理河川において、決壊に至った２箇所を含む57箇所で溢水・越水が発生し、多くの浸水被害が発生しており、未だ多くの地域で頻発・激甚化する豪雨に

対応できていない状況にある。

- さらに、本県には土砂災害が発生した場合に住民等への危害を生じさせるおそれのある土砂災害警戒区域が 5,225 区域あり、令和元年東日本台風では、県内各地で土砂災害が発生した。このような中、本県においても他の都道府県と同様に土砂災害防止施設の整備は低い水準となっている。
- このような状況から本県の水害・土砂災害防止対策を強力に進める必要がある。
- 「流域治水プロジェクト」は、河川、下水道の管理者等が主体となって行う従来の治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策を水系ごとにとりまとめるものである。

  国や市町村と連携し「氾濫をできるだけ防ぐための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」を総合的かつ多層的に推進することで、流域における浸水被害軽減を図っていく。

  埼玉県が参画する協議会は「荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会」「利根川上流流域治水協議会」「烏川・神流川流域治水協議会」「江戸川流域治水協議会」「中川・綾瀬川流域治水協議会」がある。
- 「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」において、本県では「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」を軸に、調節池の整備や河道の拡幅などのハード整備を実施するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施する予定であり、気候変動による降雨の激甚化や切迫する大地震に備えるためには、更なる財政措置が必要不可欠である。

４　老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検及び修繕、更新に必要な財源の確保を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　法定点検が一巡し、点検結果に基づいた修繕等の措置を講ずべき橋りょうが明らかになり、その措置を図るための財政的な負担が増している。

・　高度経済成長期に建設された多くの橋りょうの老朽化が進行しており、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。

◆参考

○埼玉県内の橋りょう数

高速道路	758橋（４％）	国道（補助）・県道（さいたま市管理含）	3,013橋（15%）
国道（直轄）	536橋（３％）	市町村道	16,133橋（78%）
県内合計	20,440橋		

出典：埼玉県道路メンテンナンス会議資料を一部加筆

○埼玉県管理の橋りょう竣工年次グラフ

○建設後 50 年以上経過している県管理橋りょうの割合の推移

５　河川管理施設の長寿命化の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

河川管理施設の長寿命化対策を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　高度経済成長期に建設された排水機場や矢板護岸は、その多くが老朽化している。
特に、排水機場設備は常に運転できる状態を維持する必要があるため、適切な予防保全が求められる。また、昨今の防災インフラとしても管理の効率化に資する機能の高度化が求められている。

・　計画的な更新や修繕に向けて必要な財源を安定的に確保していくためには、中長期的な見通しに立った予算額の明示や地方負担に対する財政措置、補助制度の拡充が必要である。

◆参考

〇排水機場の状況

・　排水機場は、46機場のうち19機場（全体の約４割）が整備後30年以上を経過している。

排水機場調査結果（令和３年４月現在）

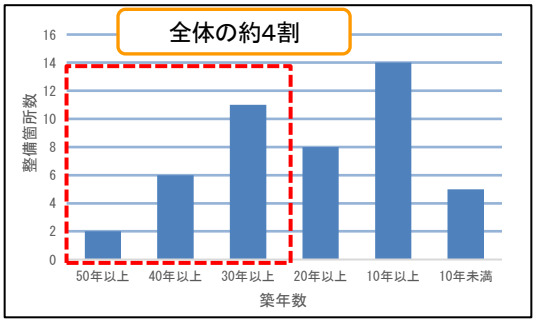

〇矢板護岸の状況

・　総延長約263ｋｍのうち、約172ｋｍ（約65%）が整備後30年以上を経過（令和３年４月現在）しており、腐食孔の発生や傾倒、護岸裏の道路陥没などの影響が出ている。

矢板護岸調査結果（令和３年４月現在）

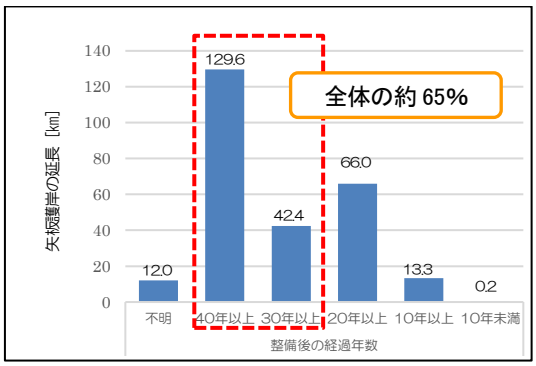

○県管理ダムの状況

・　ダムは、建設後 30 年前後となり、多くの設備更新の時期を迎えている。

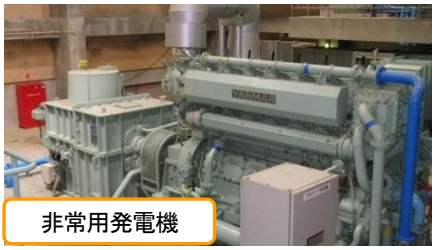
非常用発電機

無停電電源装置

機場ゲート水密ゴム

６　下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

将来にわたり安定して下水道サービスが提供できるよう、下水道施設の耐震化・老朽化対策を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　下水道事業については、財政制度等審議会財政制度分科会において、受益者負担の観点から、国による支援は、未普及解消及び雨水対策へ重点化する方針が示された一方で、本県の課題である事業着手から50年以上が経過している下水道施設の耐震化、老朽化対策が含まれていない。

・　しかし、下水道は、県民の安心・安全の確保、東京湾等の広域的な水質保全といった公共的役割を担う重要な社会インフラである。

・　特に流域下水道は、複数の公共下水道からの下水を受け、それを排除及び処理する根幹的、広域的な下水道である。

・　本県では、８つの流域下水道で県人口全体の75％の処理人口（約555万人）を担っており、大規模地震で下水道施設が被災した場合は県民生活や社会経済活動等に与える影響は甚大である。

・　特に、今後30年以内の発生確率が70％以上といわれている東京湾北部地震で震度６強と予想される県南東部地域に３つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策が急がれる。

・　さらに、施設の老朽化も進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新期を迎えるとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新期を迎えるため、ストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要がある。

◆参考

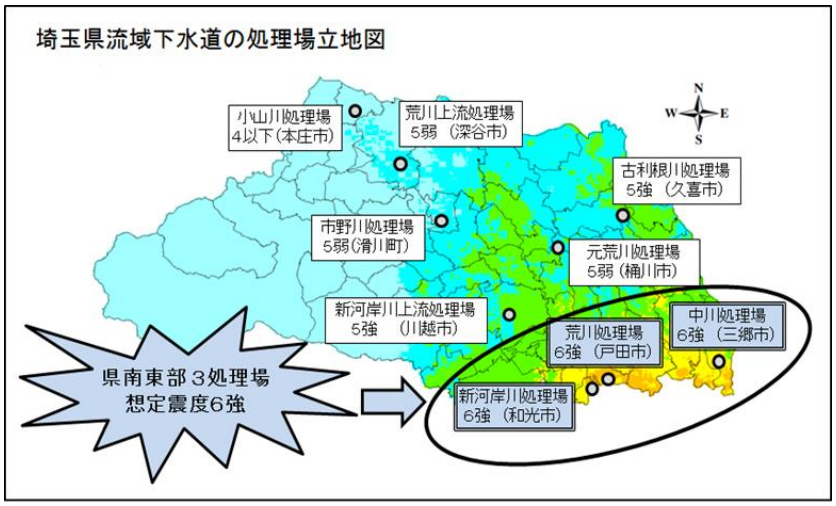

○想定震度６強エリアの処理場

名　　称	場　所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	５市	約195万人	約500万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約164万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約141万人	

7　土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進【一部新規】

【農林水産省】

◆提案・要望

　ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な以下の事業の財源を確保すること。

・農村地域防災減災事業
・防災重点農業用ため池緊急整備事業
・農業水路等長寿命化・防災減災事業
・農山漁村地域整備交付金

◆本県の現状・課題等

・　土地改良施設等は食料生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしており、これらの機能が将来にわたって安定的に発揮できるよう備える必要がある。
・　施設の多くは戦後の食料増産の時代や高度成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
・　本県は、国の「国土強靭化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、戦略的な保全管理を推進している。
・　また、令和２年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めている。
・　本県は、地震で損壊した場合に人命やライフラインへの影響が大きい農道橋（21箇所）及び防災重点農業用ため池（244箇所）について詳細調査を行っており、適切な対策工事を実施する必要がある。
・　また、耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから早急に長寿命化対策を行っていく必要がある。

◆参考

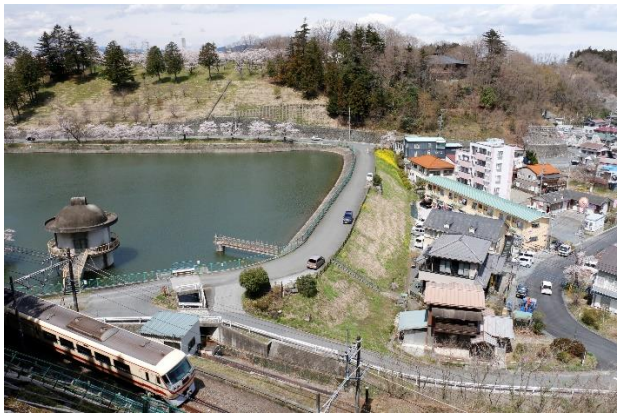

堤体の下流に住宅や道路が近接するため池（姿の池・横瀬町）

耐震性強化のため橋台を補強（9-4007 号橋春日部市）

８　計画的な農業農村整備事業の実施

【農林水産省】

◆提案・要望

農業の競争力強化に資する農地の整備や農業水利施設の長寿命化対策、災害に強い農村づくりを計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県は、ほ場の整備率が全国平均より低く、また、農業水利施設の老朽化対策や台風・ゲリラ豪雨等自然災害に強い農村づくりが重要な課題であり、必要な財源を確保し計画的な整備を行う必要がある。

・　令和３年度の国の農業農村整備事業に係る予算は全体で4,445億円、対前年比89％(R2予算の「臨時・特別の措置」を除くと対前年比100％)で、平成21年度の5,772億円と比べると77％である。

・　「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の対策期間が令和３年度（令和２年度第３次補正予算）から令和７年度までとなっている。

◆参考

○農業農村整備事業関係予算（当初）の推移（国）

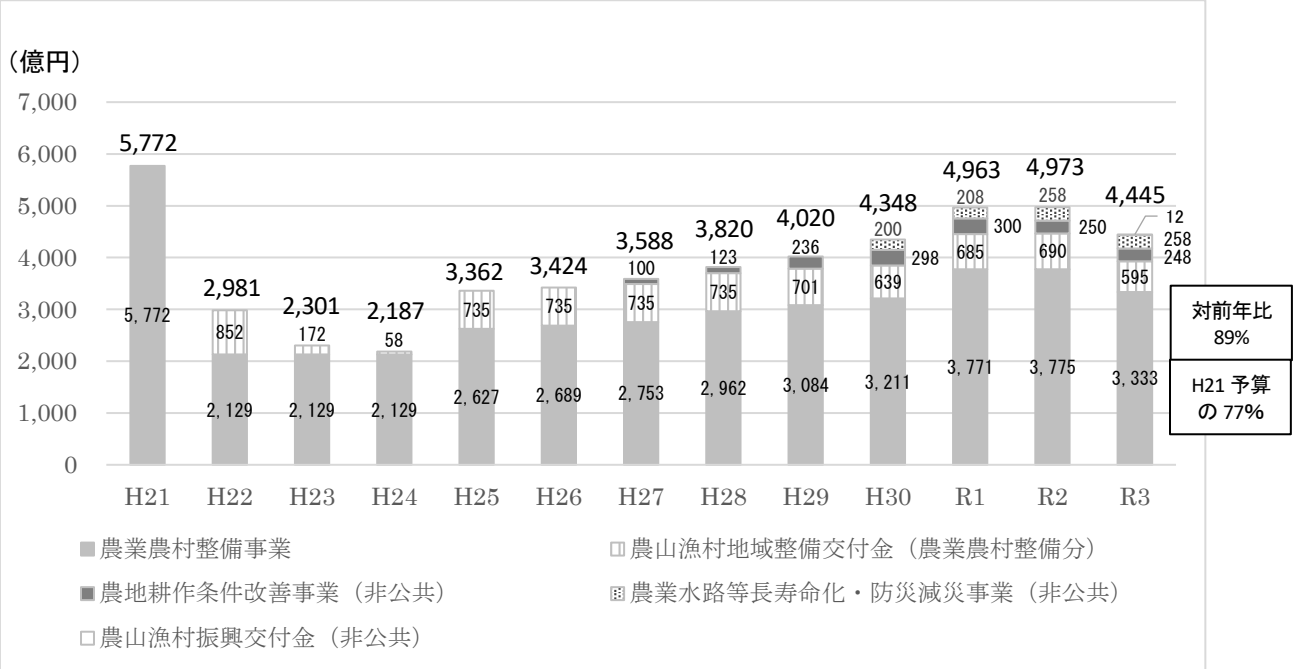

注１）金額は四捨五入によるため、合計とは一致しないことがある

２）令和元年度及び令和２年度予算額は、「臨時・特別の措置」を含む

９　学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

◆提案・要望

＜公立学校施設＞

（１）　公立学校は、公教育を支える基本的施設としての機能の担保、老朽化対策、バリアフリー化の推進、環境問題に対応するためのエコスクール化の推進など様々な課題を抱えている。これら様々な財政需要に対応できるよう、必要な財源を安定的に確保すること。

（２）　小中学校だけでなく、高等学校も災害時においては地域住民の避難所となる。
　国をあげて、防災・減災、国土強靭化を進める観点から、躯体の耐震化の推進や非構造部材の耐震対策、体育館等への空調設備の設置などの避難所機能の強化について、現在補助の対象外とされている高等学校も補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。
　さらに、高等学校の空調設備に係る光熱水費についても、小中学校と同様に、普通交付税において経費を措置すること。

（３）　児童生徒等の安全を確保するため、文部科学省の要請する専門的な点検を市町村が円滑に実施できるよう十分な財政支援措置を講じること。

（４）　新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、３密の回避として活用が見込まれる特別教室や余裕教室等への空調設備整備に係る補助率の嵩上げ及び財政措置の拡充を行うこと。

＜私立学校施設＞

（５）　私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化について、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、強力に推進すること。

（６）　私立学校が各学校の実情により合った耐震改修等を行えるよう、補助金要綱の見直しを行うこと。

（７）　非構造部材の耐震対策を促進するため、耐震点検のみの場合も補助対象とするよう要件を緩和すること。

（８）　天井以外の非構造部材について詳細な手引きや技術的基準を国において作成し、的確に点検ができるようにすること。

（９）　新型コロナウイルス感染症予防対策として高等学校等におけるトイレ、空調設備等の衛生環境設備整備に係る補助率の嵩上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

＜公立学校施設＞

・　地震防災対策特別措置法や建築物の耐震改修の促進に関する法律において要件の定められた学校施設の構造体の耐震化は完了したが、その他の建物や天井、照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、校舎等の耐震化を優先させたことなどから対策が遅れている。
　また、災害時の避難所機能の強化や熱中症対策の観点から体育館等への空調設備の設置が進められている。

・　文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、点検の実施義務がある場合と同様に、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している。
・　新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、３密の回避として特別教室や余裕教室の活用が想定される。しかし、空調設備の整備が進んでいないため、夏の暑さ対策が不十分であるという課題がある。

＜私立学校施設＞
・　私立高等学校の令和２年４月１日現在の耐震化率は100％であり、平成29年度末に全ての高等学校の耐震化が完了した。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震対策は、引き続き必要である。
・　私立幼稚園の令和２年４月１日現在の耐震化率は93.2％にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
・　私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱では、園舎の中で園児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積の対象外となっている。
・　今後も児童生徒等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。
・　新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、感染症予防としてトイレの衛生環境改善や、教室等における換気機能を備えた空調設備等を整備する必要がある。

◆参考

○公立学校施設整備費　当初予算の推移

令和 元年度	667 億円	941 億円
令和 ２年度	695 億円	470 億円
令和 ３年度	688 億円	

※当初予算総額では、前年度に比べ477億少なくなっているが、防災・減災、国土強靱化関係予算1,305億円が令和２年度第３次補正予算として前倒しで措置された。

○特別教室の空調設備整備に係る国庫補助制度
対象：小・中・特別支援学校
補助率：1/3
県内小中学校の整備率：61.1％（R2.9.1現在）

○私立学校施設の令和２年度の状況

学種等		補助率 Is値0.3未満	補助率 Is値0.3以上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	１/２	１/３	０	０
	改築	１/３	１/３	０	０
幼稚園	耐震補強	１/２	１/３	１	１
	改築	１/３	１/３	２	２

○私立高等学校等のトイレ・空調設備整備に係る国庫補助制度
対象：小・中・高等・特別支援学校
補助率：1/3

10　被災者生活再建支援法の支給対象の拡大

【内閣府】

◆提案・要望

（１）　同一の自然災害において、住宅全壊世帯数の基準を満たす市町村は被災者生活再建支援法の適用対象となるが、基準を満たさない市町村は適用対象とならず被災者間に不均衡が生じている。一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合において、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

（２）　中規模半壊に至らない床上浸水などについても被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合があるため、支給対象の拡大について検討すること。

（３）　被災者生活再建支援制度の支給対象が拡大されるまでの間、都道府県独自の支援に対し特別交付税措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- 平成25年竜巻災害において、越谷市は住家全壊世帯数が基準を満たしていたため被災者生活再建支援法が適用されたが、隣接する松伏町は基準に満たず適用されなかった。このため、同一災害にもかかわらず不均衡が生じた。
- 平成 29 年台風 21 号や令和元年東日本台風では床上浸水により生活基盤に著しい被害を受ける被災者が多数発生したが、大規模半壊以上の住家被害でないと被災者生活再建支援法が適用されないため、被災者の生活再建を支援することができなかった。
- 県と県内市町村が共同で運営する「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」により、平成26年4月から被災者生活再建支援法が適用されない全壊世帯、大規模半壊世帯に支援金を支給するようになった。更に令和 2 年度に制度を拡充し半壊世帯に特別給付金を支給するようになった。
- 一方、令和2年12月に被災者生活再建支援法が改正され、損害割合30%台の「中規模半壊」が支援金の支給対象となった。損害割合20%台の「半壊」は対象にならなかったため、埼玉県・市町村被災者安心支援制度の半壊特別給付金で引き続き支援していく。
- 中規模半壊以上の世帯に対し、埼玉県・市町村被災者安心支援制度により支援金を支給する場合の負担割合は県 2/3 、市町村 1/3 であるが、支給額の 1/2 について特別交付税が措置されるため、実質的な負担割合は国 1/3 、県 1/3 、市町村 1/3 となっている。一方、半壊特別給付金の支給に対しては、特別交付税措置がないため、負担割合は県 1/2 、市町村 1/2 であり、全壊、大規模半壊、中規模半壊と比べ県と市町村の負担が重くなっている。

11　特定家畜伝染病防疫体制の強化【一部新規】

【農林水産省】

◆提案・要望

（１）　ASFなどの家畜伝染病発生国からの畜産物の不正な持ち込み防止対策を強化するため、訪日外国人の増加に対応した検疫官の増員及び検疫探知犬の頭数増加など、十分な検疫体制の確保を引き続き図ること。

（２）　家畜伝染病予防法（以下、「法」という。）の改正により水際対策が厳格化されたことを踏まえ、訪日外国人及び海外渡航者による不正な持込みなどに対する罰則等の適用を徹底し、家畜伝染病の国内侵入防止対策を一層強化すること。

（３）　法の改正により強化された飼養衛生管理基準を、畜産農家に確実に遵守させるため、飼養衛生管理の向上のための取組に対する財政的支援を継続すること。

◆本県の現状・課題等

・　家畜伝染病の国内侵入防止対策は、法に基づき国が検疫の役割を担っている。
・　中国や東南アジア諸国など家畜伝染病発生国から畜産物を持ち込むことは禁止されているが、訪日外国人が不正に持ち込んだソーセージ等からASFの遺伝子が相次いで検出されるなど、いつ日本で発生してもおかしくない状況が続いている。
・　平成31年４月22日以降、畜産物の違法な持ち込みに対する対応が厳格化され、法改正により令和２年７月１日から輸出入検疫の罰則が強化された。検疫探知犬については、令和２年12月現在、18か所（国際郵便局１か所含）105頭配備され、令和２年度中に140頭まで増頭見込みとされている。
・　一方、国際線やクルーズ船などが就航する空海港は18か所にとどまらないことから、アフターコロナのインバウンド回復に備え、未配備の空港や海港についても検疫官及び検疫探知犬の配備を進め、一層の対応強化が必要である。
・　また、不正な持ち込みによる摘発・逮捕は、外国人だけではなく日本人の事例もあることから、国内外に摘発事例の周知を図るとともに、罰則適用の更なる厳格化により抑止力を働かせることが必要である。
・　令和２年の法改正に伴い飼養衛生管理基準が強化され、飼養衛生管理者の選任や野生動物侵入防止対策の徹底などが遵守事項として新たに畜産農家に義務付けられた。野生動物侵入防止対策については、たい肥舎などの農場内施設についても実施の対象として追加されたほか、農場に出入りする人・物品・車両の消毒に加え畜舎ごとに出入りの際の手指消毒や衣服・靴の交換など細部にわたって規定されたことから、一層の財政的支援が求められる。

■県民の暮らしを守る

【内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省】

県担当課： 男女共同参画課、障害者支援課、こども安全課、
（警）警務課、（警）装備課

１　警察官の増員

【警察庁、総務省】

◆提案・要望
本県警察官１人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。

◆本県の現状・課題等

・　近年の治安情勢として、ストーカー・ＤＶ事案や児童虐待事案等の人身安全関連事案、高齢者が被害に遭うことが多い特殊詐欺等への対応強化、テロ等緊急事態等への的確な対処が警察に求められる中、本県警察は、警察官１人当たりの人口負担が12年連続全国ワースト１位、警察官１人当たりの刑法犯認知件数の負担が６年連続全国ワースト１位であるなど、警察官の業務負担が過重である。

・　平成12年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官１人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされている。令和２年４月１日現在、警察官１人当たりの負担人口の全国平均は485人であるが、本県は637人である。

・　本県警察職員のワークライフバランスを図りつつ、本県の治安を安定的に維持していくためには、本県警察官を増員し、このように過重な状況にある本県警察官の業務負担を軽減する必要がある。

◆参考

埼玉県警察官	条例定員
	11,524人

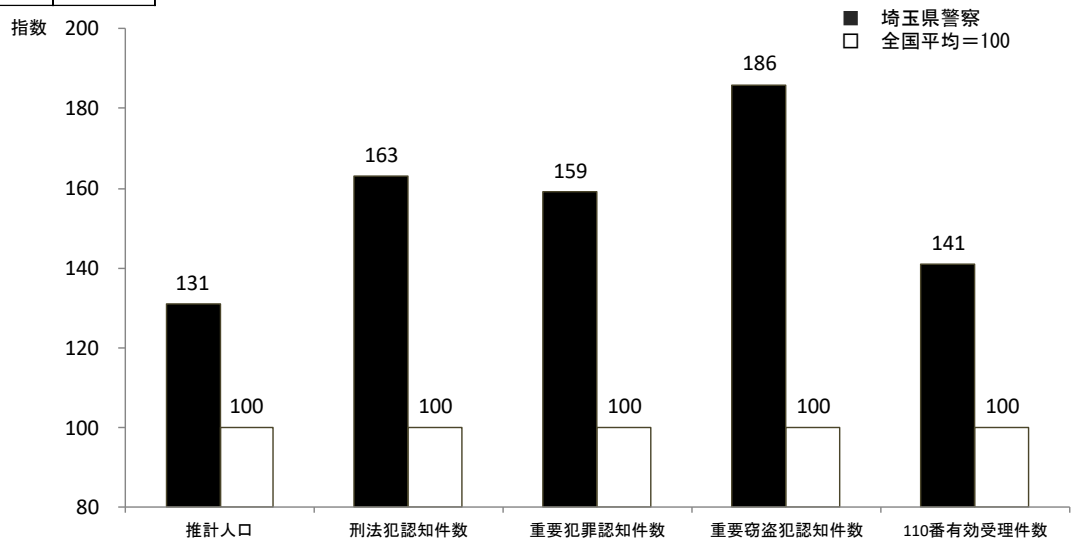

	推計人口		刑法犯認知件数		重要犯罪認知件数		重要窃盗犯認知件数		110番有効受理件数	
	(R2.4.1)	全国順位	(R2年中)	全国順位	(R2年中)	全国順位	(R2年中)	全国順位	(R2年中)	全国順位
１人当たり負担	637人	1位	3.86件	1位	5.46件	1位	37.04件	5位	45.57件	1位
全国平均	485人	―	2.37件	―	3.44件	―	19.90件	―	32.38件	―

※ 重要犯罪・重要窃盗犯認知件数の負担は警察官100人当たり

※ 負担の算出には、令和2年4月1日時点の警察官定員（条例）を使用

２　警察車両の増強

【警察庁】

◆提案・要望

　警察活動の機動力を確保し、多種多様な警察事象に迅速・的確に対応するため、車両を増強すること。

◆本県の現状・課題等

・　本来警察用車両は、警察法により国庫が支弁することと規定されているが、本県が保有する車両全体のうち国費車両が占める割合が57.2%と低い現状にある。

・　県民の安全な生活を守り、複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、国費車両の増強が必要である。

◆参考

車両保有状況

単位：台

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	国	県	計	国	県	計	国	県	計	国	県	計	国	県	計
四輪車	1,340 (57.8%)	977 (42.2%)	2,317	1,360 (58.2%)	977 (41.8%)	2,337	1,360 (58.2%)	977 (41.8%)	2,337	1,360 (58.8%)	953 (41.2%)	2,313	1,361 (59.1%)	942 (40.9%)	2,303
二輪車	123 (42.1%)	169 (57.9%)	292	100 (37.2%)	169 (62.8%)	269	100 (37.2%)	169 (62.8%)	269	98 (38.1%)	159 (61.9%)	257	96 (39.5%)	147 (60.5%)	243
計	1,463 (56.1%)	1,146 (43.9%)	2,609	1,460 (56.0%)	1,146 (44.0%)	2,606	1,460 (56.0%)	1,146 (44.0%)	2,606	1,458 (56.7%)	1,112 (43.3%)	2,570	1,457 (57.2%)	1,089 (42.8%)	2,546

※　各年度4月1日現在の台数

※　二輪車は125cc以下の車両を除く

３　児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　増加する児童虐待通告に対応する児童相談所の職員（児童福祉司・児童心理司）や乳児院・児童養護施設等の職員が確保できるよう、資格取得が可能な社会福祉・心理等の学部・学科の定員増や支援制度（修学資金貸付など）の創設など資格取得者の増加を図ること

（２）　児童相談所や児童福祉施設等に就職する者に対する支援制度（就職準備資金貸付など）を創設すること。

◆本県の現状・課題等

・　児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司）としての配置を想定している福祉職・心理職や乳児院・児童養護施設等の職員について、能力・適性のある人材の確保が難しくなっている。

◆参考

○埼玉県設置児童相談所における定数

年　度	令和３年度	令和４年度（予定）※	令和６年度（予定）※
児童福祉司	292 人	362 人（70 人増）	同左
児童心理司	76 人	－	178 人（102 人増）

※国が求める基準に基づき試算

○児童虐待相談対応件数（県所管分）

令和元年度　14,118 件（前年度比 14.1%増）

○児童養護施設職員数（児童指導員、保育士等）

令和元年 10 月 1 日現在　常勤 734 人・非常勤 234 人

４　市町村の児童虐待対応体制の強化【一部新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　市町村が、虐待対応を含む児童家庭相談に適切に対応できるよう、子ども家庭総合支援拠点及び専門職の配置など体制整備に必要な財源を十分に確保すること

（２）　専門職の配置については一定の研修を受けた者の配置を認める経過措置を設けるなどの柔軟な対応を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　平成 17 年４月から児童虐待を含めた児童家庭相談に応じることが市町村の義務として児童福祉法に明文化されている。
・　子ども家庭総合支援拠点については、国が平成 29 年度から制度化し、令和４年度までに全市町村へ設置を求めているが、設置しているのは 63 市町村のうち 12 市町（飯能市、加須市、本庄市、狭山市、深谷市、入間市、和光市、桶川市、坂戸市、ふじみ野市、嵐山町、寄居町）にとどまる。
・　子ども家庭総合支援拠点には児童人口に応じて、職員配置が定められており、「中規模型（人口 20 万人程度）」の場合、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員といった専門職を合計６名以上配置することが定められている。
・　県内の市町村からは、現行の財政支援は専門職を確保できる水準に達しておらず、子ども家庭総合支援拠点設置に必要な専門職の人材確保が困難であるという意見があり、財政支援の拡充が必要である。
・　速やかな設置を促進するために、経過措置として、有資格者ではないが一定の研修を受けた者を専門職として暫定配置することを認める等の柔軟な対応も必要である。
・　児童虐待対応には、保健や福祉などの専門性を活かした対応が求められるが、令和２年４月１日現在、市町村の児童相談担当職員のうち保健福祉関係の資格を有する者は 79％であり、20%以上の職員が資格を有していない状況となっている。

◆参考

○児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、国全体で2022年度（令和４年度）までに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村において設置することとしている。

○交付税措置

人口10万人当たり

①児童福祉費のうち児童福祉共通費４人（このうち児童相談担当の職員の人数は不明）

②子ども家庭総合支援拠点の職員１名（令和元年度から）

要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者１名（令和元年度から）

○次世代育成支援対策施設整備交付金

補助基準額１拠点当たり8,542千円（負担割合：国1/2・市町村1/2）

５　中核市における児童相談所の設置の促進

【厚生労働省】

◆提案・要望

中核市が児童相談所を設置しやすくなるよう、人材確保・育成支援や施設整備への支援など設置に係る支援その他の必要な措置の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　児童虐待発生時の迅速・的確な対応を可能とするため、令和元年６月に改正された児童福祉法の附則において、「政府は、施行後５年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。」とされた。

・　中核市は自ら児童相談所を設置することで、母子保健や学校現場との緊密な連携等により、児童に対するよりきめ細やかな支援が可能となる。

・　本県には川越市、越谷市、川口市３市の中核市があるが、人材確保が困難であること、施設運営等の財政負担が大きいことなどから、現時点ではいずれの市も設置の予定はない。

◆参考

○全国の状況

62 の中核市のうち

・設置済　　３市（横須賀市、金沢市、明石市）

・設置予定　５市（設置予定年度：R3＝奈良市・尼崎市、R7＝船橋市、未定＝柏市・旭川市）

○一時保護所の整備費（次世代育成支援施設整備交付金）（負担割合：国1/2・市1/2）

補助単価540万円/人（令和元年度）　→　約1,271万円/人（令和２年度）

○児童相談所・一時保護所の財政措置　整備費の５割（令和元年度）→約７割（令和２年度）

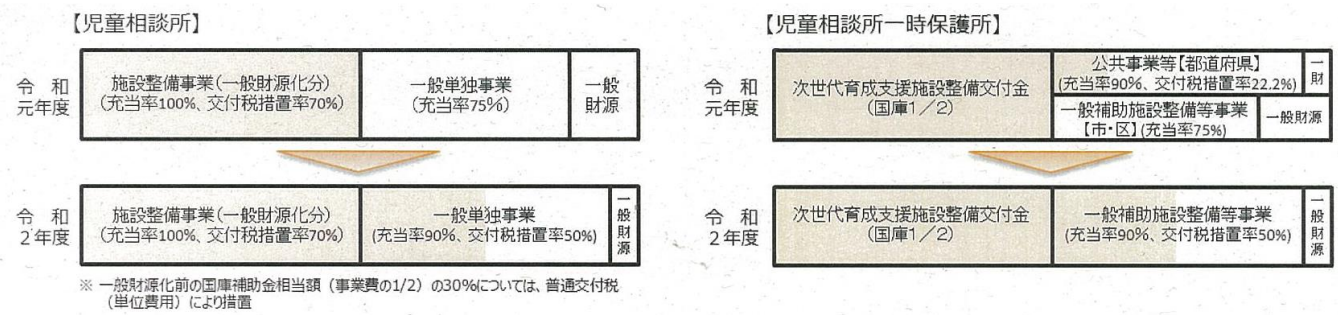

６　児童養護施設等の職員配置基準及び措置費の見直し【一部新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望

＜児童養護施設等の措置費算定上の職員配置基準の見直し＞

（１）児童養護施設の直接処遇職員（児童指導員・保育士）配置基準を就学児以上では３：１とすること。

（２）児童養護施設の個別対応職員及び心理療法担当職員は、施設規模に応じた複数配置とすること。

（３）児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員を複数配置とすること。

（４）児童心理治療施設の心理療法担当職員の職員配置基準を５：１とすること。

（５）児童自立支援施設において看護師の配置を設定すること。

（６）母子生活支援施設の少年指導員の職員配置基準を20世帯以上では４人とすること。

（７）自立援助ホームにおいて、心理的なサポートを行うため、心理療法担当職員の配置基準を設定すること。

（８）児童養護施設の小規模グループケアの定員を当面の間は現状維持とすること。

（９）児童養護施設の本園の小規模グループケアについては、分園と同様に最大３名の職員加配を認めること。

＜措置費の見直し＞

（１）児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分について更なる改善を進めること。

（２）児童養護施設では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の負担が増していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」を創設すること。

（３）乳児院においては障害児や病虚弱児の長期入所に対応するため、入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額すること。

（４）インフルエンザの予防接種に要する費用については、実費を支弁すること。

（５）高校生の部活動、学習塾を利用した場合の月謝に要する費用の実費を支援すること。

（６）大学進学等自立生活支度費の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

＜児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し＞

・　児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やＤＶを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別的できめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアが求められている。

・　職員の配置基準は、児童入所施設措置費等国庫負担金（措置費）交付要綱（平成11年４月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）で見直しが行われたものの、十分な見直しには至っておらず、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

◆参考

○児童養護施設等の職員配置基準

施設種別	職　　種	予算上の職員配置基準			要望
児童養護施設	児童指導員・保育士	２歳未満児	1.3：１		－
		２歳～３歳未満児	２：１		－
		年少児	３：１		－
		就学児以上	４：１		３：１
	個別対応職員	各施設１人		→	複数配置
	心理療法担当職員	各施設１人			複数配置
	事務職員	各施設１人			複数配置
児童心理治療施設	心理療法担当職員	10：１			５：１
児童自立支援施設	看護師	－			各施設１人
母子生活支援施設	少年指導員	20世帯以上３人			４人
自立援助ホーム	心理療法担当職員	－			１人

・　児童養護施設の小規模グループケアの１施設当たりの定員は６～８人となっているが、令和７年４月から６人にするとされている。これにより、定員は455人から396人となり、59人減ってしまう。

　コロナ禍で、里親等委託推進の取組の実施に制約がある中で、施設の定員を減らすことは児童の養育の場の確保に支障をきたす恐れがある。

・　ケアニーズが高い子供は地域小規模施設ではなく、本園で生活することが想定される。そのため本園施設は地域小規模施設と同等以上に手厚い職員体制にしていく必要がある。

＜措置費の見直しについて＞

児童養護施設や乳児院は被虐待や知的障害などの問題を抱える子供が増えており、職員の負担が増加している。そのため、職員の更なる処遇改善が必要である。

◆参考

○県内の児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合（令和2年3月1日現在）

施設種別	被虐待	知的障害	発達障害
児童養護施設	63.8%	13.5%	16.3%
乳児院	42.1%	10.9%	1.6%

○県内の児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

	平成30年	令和元年	令和２年
療育手帳所持者	109名（8.63%）	125名（9.89%）	139名（10.95%）
特別支援学級児（小学生）	85名（6.73%）	79名（6.25%）	103名（ 8.12%）
特別支援学級児（中学生）	64名（5.07%）	68名（5.38%）	68名（ 5.36%）
特別支援学校通学児	81名（6.41%）	85名（6.72%）	85名（ 6.70%）

※（　）内は各年度４月１日現在の児童現員数に占める割合

【平成30年度現員数1,262名、令和元年度現員数1,264名、令和２年度現員数1,269名】

7　家庭養育優先原則の推進

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　家庭養育優先の理念を実現するため、里親制度が広く国民に浸透するよう普及啓発を強化すること。

（２）　ファミリーホームの整備を促進するため、事務費について児童養護施設等と同様に定員払いとすること。

◆本県の現状・課題等

・　国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、県では令和２年３月に「埼玉県社会的養育推進計画」を作成した。
・　家庭養育優先の理念の具現化にあたっては、里親の育成や確保、里親子を支援する体制の整備、里親子が暮らしやすい社会全体の意識の醸成など、多くの課題がある。
・　ビジョンを踏まえた自治体への技術的助言等にあたっては、数値目標や目標年次を優先するのではなく、児童の最善の利益を最優先する必要がある。
・　また、具体的な施策（里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・地域分散化など）の推進にあたっては、国の十分な財政支援が必要である。

◆参考

○本県の里親等委託率

	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
里親等委託率	21.5%	22.1%	22.6%

○埼玉県社会的養育推進計画（令和２～６年度）に掲げる里親等委託率の目標値

現状値　22.1%（平成30年度）　→　目標値　32%（令和６年度）

８　レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族（ケアラー）への支援の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族（ケアラー）が定期的にレスパイトケアを利用するためには、医療型短期入所事業等の事業所数の拡大が必要なので、報酬を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

・　医学や医療技術の進歩に伴い、地域で暮らす、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児･者が増加しており、在宅で介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にあるが、その家族が利用できる社会資源やサービスは極めて限られている。

・　医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者とその家族が地域で安心して生活していくためには、定期的なレスパイト利用のため、ニーズに対応できる障害福祉サービスを拡大させる必要がある。

◆参考

○令和３年度報酬改定について

（１）医療型短期入所の基本報酬等が引上げられたが、依然として医療保険による小児入院医療管理料（診療報酬）とは開きがある。

（令和３年度）

・医療型短期入所報酬＝36,200円/日

・小児入院医療管理料＝52,030円/日

※それぞれ各種加算含む

（２）医療連携体制加算が拡充されるほか、一般的な障害児通所支援事業に対して、医療的ケア児を評価する基本報酬が創設された。また、重症心身障害児対象の事業所に対しては、看護職員加配加算の要件が緩和された。

これらにより看護職人材の確保や医療的ケア児の受入が改善するか、今後の状況を確認する必要がある。

○本県における在宅の重症心身障害児・者数（令和２年４月１日現在）

重症心身障害者（超重症含む）	1,953 人
重症心身障害児（超重症含む）	1,035 人

９　ＤＶ被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保【新規】

【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　地方公共団体による民間団体への委託事業及び補助制度を通じて民間団体の財政支援を強化するため、「児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業」のうち、「ＤＶ被害者等自立生活援助事業」について、対象拡大及び補助率の拡充を図ること。

（２）　民間団体の人材不足対策として、地方公共団体が実施する民間団体スタッフ育成のための事業に対し、財政支援措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

・　地方公共団体においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、並びに売春防止法に基づき、ＤＶ被害者等からの相談対応や一時保護、一時保護後の自立支援等、ＤＶ被害者等の支援・保護に取り組んでいるところである。

・　一方、新型コロナウイルス感染症の拡大によりＤＶの深刻化が懸念され、相談件数が増加する中、児童虐待対応との連携強化、継続的な自立支援など、地域でＤＶ被害者等の事情に応じ、柔軟な支援を実施している民間シェルター・ステップハウス（以下、民間シェルター等）の役割が非常に重要であり、地方公共団体の被害者支援において、民間シェルター等の運営団体（以下、民間団体）との連携は不可欠となっている。

・　しかし、国庫補助事業である「ＤＶ被害者等自立生活援助事業」では、民間シェルター等の施設を維持するために必要な経費（建物の賃借料や改修・修繕費用、光熱水費等）が補助の対象となっておらず、財政基盤が弱い民間団体は施設の運営に課題を抱えている。

・　本県においては、民間団体への委託事業や補助金交付により財政支援を行っているが、安定的かつ十分な支援を継続するには国庫補助事業による補助対象の拡大と補助率の拡充が不可欠である。

・　また、民間団体の多くは、スタッフの高齢化や人材不足の課題も抱えており、今後の民間団体を支えていく人材の育成が急務となっている。

・　本県では、民間団体スタッフ育成のための事業を実施しているが、より効果的な事業を継続的に実施していくためには、国による財政支援措置が必要である。

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

Ⅱ　DX の推進と県経済の回復・成長に向けた提案・要望

■DX の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、
厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

県担当課：行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、学事課、
保健医療政策課、商業・サービス産業支援課、建設管理課、
道路環境課、河川環境課、義務教育指導課、ICT教育推進課

1　自治体ＤＸの推進【一部新規】

【総務省】

◆提案・要望

（１）　職員向けのテレワーク環境や県民、事業者向けの「ワンスオンリー」を実現する新たな基盤などを構築、維持、拡大するに当たり、膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となるため、ＤＸの財源とすることが可能な財政的支援を継続的に行うとともに、更新期における財政措置も考慮すること。

（２）　自治体ごとに異なる情報システムの標準化に向けて、共通のプラットフォームを国がイニシアティブを取って構築するとともに、規模の大きい自治体も含め、全自治体が参画するよう財政的インセンティブを設けること。

（３）　ＡＩ等新技術を活用した自治体事務の高度化・効率化に当たって、先駆的な取組を行う自治体に負担が集中せず、また取組によって得られた成果を各自治体が共有するなどの連携を促す仕組みを構築すること。

（４）　５Ｇや多言語音声翻訳システムなど、国が戦略的に技術開発や普及促進に関わっている技術については、自治体が導入する際、経費の負担が導入の足かせにならないよう、十分な財政措置や開発を行う民間事業者への働き掛けを行うこと。

（５）　行政事務のデジタル化・行政手続のオンライン化を促進するため、「印鑑照合を行わない押印」、「提出義務のある添付書類」などの更なる見直しを行い、必要な法令等の改正を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　新型コロナウイルスの感染拡大により、行政のデジタル化の重要性がこれまで以上に高くなっており、県民がデジタル化のメリットを実感できる行政サービスを計画的かつ効率的に提供していくため、業務のデジタル化、窓口のデジタル化の取組を加速させる必要がある。
・　同時に、新しい生活様式の定着を図るためには、全ての職員がオンラインで業務を効率よく実施できるテレワーク環境の整備やペーパーレスの推進が不可欠である。

・　また、デジタル手続法でデジタル化の基本原則としている「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」を実現するためには、県民や県内事業者向けの新たな基盤の構築が必要となる。
・　自治体のＤＸに関わる投資を早期にかつ強力に推進することで、経済活性化のいち早い実現が期待できるが、自治体にとって膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となる。
・　国は、自治体ＤＸ推進計画において、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化に伴う業務プロセスの見直しなどについて標準的な手順を示すとともに、実効的に推進していくこととしている。
・　情報システムの標準化・共通化については、規模の大きい自治体では業務プロセスやシステムを擦り合わせる調整に相当の負担が発生するため、導入を促進させるには、国が強力なイニシアティブを取り、負担に見合うだけの財政的インセンティブを設けることが必要である。
・　また、行政手続のオンライン化に付随してＡＩやＲＰＡ等の導入の推進も重要となるが、先駆的な取組であることから、参考とすべき事例が乏しい。各自治体は連携してスマート化に取り組み、その成果を共有するなどすることで、より効果的・効率的により多くのスマート化を進めることが望ましく、それを支援する仕組みが必要である。
・　さらに、自治体において新技術の導入意向があるものの、経費負担が足かせとなり、本格導入する以前に試行的な導入ですら対応できない事例も多い。
・　特に、５Ｇや多言語音声翻訳システムなど、国が戦略的に技術開発や普及促進を行っている技術については、民間への投資を行うだけでなく、自治体での導入を後押しするよう、試行的な導入も含めた財政措置や技術開発を行う民間事業者に対する働きかけなどが必要である。
・　国が法令等により自治体の事務手続を細かく定めているため、オンライン化が困難となっているものがある。
・　児童虐待防止法に基づく臨検等の調書を作成した際の署名押印など、依然として認印を求める手続があり、行政事務のデジタル化を見据えた押印見直しの徹底が図れていない。
・　毎年、独立行政法人国立印刷局で職員録を刊行するため、本県部分の原稿の作成依頼がある。紙原稿を受領して警察・市町村・消防署へ作成を依頼し、県職員分と合わせて赤字で加筆・修正した後、郵送で提出しなければならず、デジタル化が図れていない。

２　自治体ＤＸの推進に伴うセキュリティの確保【新規】

【内閣府、総務省】

◆提案・要望

（１）　端末におけるセキュリティ対策の負担が増えることから、対策に必要な財政措置を講じること。

（２）　自治体職員のリテラシー向上、専門的知識を有する人材の確保・育成などの施策の強化及び財政措置を講じること。

（３）　次期自治体情報セキュリティクラウドの移行に係る国庫補助について、事業の実施期間や補助対象経費などを柔軟に判断すること。

◆本県の現状・課題等

・　ＤＸの進展に伴い、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、クラウドサービスの活用やテレワークの推進が求められるとともに、サイバー攻撃の対策を十分に行う必要がある。
・　また、テレワークの推進により、時間や場所にとらわれない働き方が進むとエンドポイントのセキュリティ対策が重要となる。このため、サーバー及び端末のセキュリティ対策、職員のリテラシー向上、専門人材の確保等に要する経費の増大が見込まれる。
・　次期自治体情報セキュリティクラウドの移行に係る国庫補助については、令和４年度末までに次期自治体情報セキュリティクラウドの本番環境への移行を完了させることを要件としているが、本県では市町村数が多いことから、全市町村の移行を完了させるには一定期間が必要であり、一部市町村の移行が間に合わないことも想定される。
・　また、必須要件以外の機能に係る移行に要する作業経費は対象外としているが、必須要件以外のオプション要件（ＥＤＲ等）についても多額の費用が想定されるものがある。

３　ＧＩＧＡスクール構想の推進【一部新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　ＩＣＴ環境を恒久的に維持できるよう、維持費及び更新費などに係る継続的な財政的支援を行うこと。

（２）　児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費については、財政支援が一部の家庭に限られているため、国の責任において児童生徒全員を対象とした財政措置を行うこと。

（３）　日常的にＩＣＴを活用できる指導体制の構築が必要となることから、ＩＣＴ支援員の配置水準の引き上げなど、財政措置の拡充を行うこと。

（４）　自治体が実施するＩＣＴ活用能力向上に係る教員研修のために、国による財政的支援を行うこと。また、国において、全ての教員のＩＣＴ活用能力の向上に向けた研修を実施すること。

◆本県の現状・課題等

・　学校設置者にとって、今回のＧＩＧＡスクール構想で新たに整備した設備の維持・管理には相応の負担がある。特に端末については、更新時に莫大な財政支出を伴う。この点、令和２年度補正予算によって「ＧＩＧＡスクール構想」を加速させる予算が成立し、設備の整備に係る費用は確保されたものの、維持管理に係る費用や更新時の費用について、今後の方向性が示されておらず、かつ、仮に市町村及び学校法人が負担するとすれば財政的負担が極めて大きく、支障が見込まれる。

・　ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて整備した端末を最大限活用するためには、機材調達に加えて、ＩＣＴ環境がない児童生徒への支援策として、持ち帰りでの活用が可能となるよう家庭のＩＣＴ環境を整えることが不可欠である。通信機器の整備支援が国によりなされているものの、現状では、通信費などの財政的支援が生活保護世帯等に限定的である。通信費等に係る家庭、市町村及び学校法人における負担が大きいため、全ての家庭で環境が整っていない。

・　公立学校の教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画（2018～2022年度）において、目標としている水準と財政措置額は、学習者用コンピュータは３クラスに１クラス分、ＩＣＴ支援員は４校に１人分である。令和２年度補正予算によって、１人１台環境の実現など、急激に整備される学校のＩＣＴ環境を支える体制が求められている。

・　ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて整備したＩＣＴ機器が有効に活用されるために、全ての教員のＩＣＴ活用能力の向上が必要である。

・　全国の全ての教員が基礎的なＩＣＴ活用能力を身に付けられるよう、国によるオンライン研修の実施が必要である。また、各自治体が、学校に導入した端末に応じて、ＩＣＴを授業でどのように活用するか、きめ細やかな研修を実施していくためには、財政支援が必要である。

◆参考

○公立学校情報機器整備費補助金活用状況（公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部））

端末　国庫補助対象整備台数　約 36.6 万台、国庫補助対象経費　約 165 億円

４　学習者用デジタル教科書の無償給与に向けた制度的検討・財源措置【新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

学習者用デジタル教科書の無償給与を実現するために、教科書検定や教科書採択、教科書の供給といった現行の教科書制度を見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- GIGAスクール構想により、児童・生徒に1人1台の端末が整備される中で、ICTを活用した取組の一環として、デジタル教科書の普及促進を図ることが重要である。
- 現状、学習者用デジタル教科書は有償であり、自治体や保護者の費用負担が大きいという課題があるため、学校現場での導入が進んでいない。
- 学習者用デジタル教科書の普及促進のためには、紙の教科書と同様に国が購入し児童生徒に無償給与することが欠かせない。また、無償給与の実現には、現行の教科書制度を見直し、学習者用デジタル教科書を教科書に位置付ける必要がある。
- 円滑に学習者用デジタル教科書の普及を実現するためには、次の教科書改訂時期の令和６年度（採択は令和５年度）までに、学習者用デジタル教科書の無償給与を含めた方向性を速やかに決め現行制度を見直さなければならない。

◆参考

〇義務教育教科書の無償給与　463 億円（令和３年度文部科学省予算額）

〇学習者用デジタル教科書普及促進事業　22 億円（令和３年度文部科学省予算額）

〇令和２年度埼玉県内の市町村立小・中学校における学習者用デジタル教科書の導入状況

（令和２年度採択関係状況調査（文科省）より）

①全ての学校（小学校又は中学校）で、学習者用デジタル教科書を導入している市町村

１/63 自治体

②一部の学校で、学習者用デジタル教科書を導入している市町村

２/63 自治体

＜現行制度＞

	使用義務	無償給与
紙教科書	○（使用しなければならない）	○（義務教育段階のみ）
学習者用デジタル教科書	×（紙の教科書に代えて使用できる）	×

＜要望実現後の制度＞

	使用義務	無償給与
紙教科書	○（紙・デジタルの教科書を使用しなければならない）	○（義務教育段階のみ）
学習者用デジタル教科書	○（紙・デジタルの教科書を使用しなければならない）	○（義務教育段階のみ）

５　i-Constructionの推進に関する支援【新規】

【経済産業省、国土交通省】

◆提案・要望

（１）　ＣＩＭを本格導入し建設現場の生産性向上を図るため、３Ｄ対応環境の整備や、道路や河川の３Ｄデータを取得するために必要な財源を確保すること。

（２）　ＩＣＴ活用工事の普及促進のため、必要な設備への初期投資費用や、技能者が技術活用に必要な知識の習得に関する財政支援や技術的支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

・　令和元年６月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、発注者の責務として、情報通信技術の活用による生産性の向上が位置づけられた。
・　また、令和６年度には、建設業にも改正労働基準法の罰則付き時間外労働の上限規制が適用されることなど、建設生産プロセスの合理化が求められている。
・　このような情勢に対応するため、本県はＣＩＭやＩＣＴ施工などのi-Constructionを推進し、生産性の向上に取り組んでいる。

＜ＣＩＭの導入＞
・　本県では、令和３年度からＣＩＭの導入に向け、各発注課所への高性能パソコン等の配備や、県管理の道路や河川の３Ｄ測量を実施し、データの取得を始めたところである。
・　今後は、設計、施工及び維持管理などに３Ｄデータを活用するなど、ＣＩＭの本格導入を図っていく。
・　計画的にＣＩＭの本格導入を進めていくためには、安定的な財源の確保が必要である。

＜ＩＣＴ施工の推進＞
・　本県では、平成28年度から令和２年度までにＩＣＴ活用工事を96件実施しているが、受注者希望型の発注における実施率は25.9%にとどまっており、受注者のＩＣＴ施工意欲の促進が課題となっている。
・　受注者のＩＣＴ施工意欲が高まらない要因として、ＩＣＴ活用工事に必要な設備への初期投資費用が高額であることや、技能者の高齢化が進む中で関係者へのＩＣＴ技術の活用に必要な知識の習得が進まないことが挙げられる。

◆参考

○ＣＩＭ：土木工事の建設生産プロセスにおいて３次元モデルを導入、連携・発展させて一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るもの

○ＩＣＴ施工に必要な設備及び知識のイメージ

<初期投資費用> ﾊｰﾄﾞｳｪｱ ｿﾌﾄｳｪｱ	 ・地上型ﾚｰｻﾞｰｽｷｬﾅ ・ドローン等 ・3D測量ﾃﾞｰﾀ処理ｿﾌﾄ等	 ・3D対応高性能ＰＣ ・3D設計ﾃﾞｰﾀ作成ｿﾌﾄ	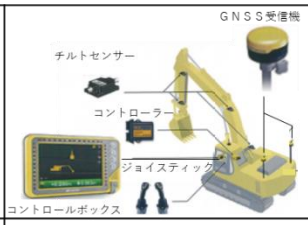 ・ＩＣＴバックホウ ・ＩＣＴﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ　等
<知識習得>	測量機器の操作 3D測量データの処理	３Ｄ設計データの作成	ICT建設機械の操作 測量機器による出来形管理

６　キャッシュレス決済の普及促進

【経済産業省】

◆提案・要望

（１）　キャッシュレス決済の手数料について、恒久的な引下げに向け、業界団体に一層の働き掛けを実施するとともに、必要に応じてキャッシュレス・消費者還元事業と同様の補助事業を実施すること。

（２）　キャッシュレス決済に必要な決済端末の設置費用等に対する補助事業を実施すること。

◆本県の現状・課題等

・　新型コロナウイルスの感染拡大により、感染防止の観点から非接触の決済方式の普及が求められている。

・　本県では、商工団体や金融機関を構成機関とする「埼玉県キャッシュレス推進協議会」によりキャッシュレス決済の導入事例やメリットを紹介し、キャッシュレス決済を推進している。

・　しかし、利益率の低い小規模事業者にとっては、決済手数料や決済端末設置費用等の負担が重く、キャッシュレス決済の普及・定着に向けて、導入事業者の負担軽減が課題となっている。

・　決済手数料の恒久的な引下げは全国一律で対応すべき問題であるため、国による一層の対応が求められる。

◆参考

〇企業規模別に見た売上高経常利益率

表１　企業規模別売上高経常利益率の推移（非製造業）（%）

	小規模企業	中規模企業	大企業
2015年	2.02	3.06	6.26
2016年	2.57	3.46	6.65
2017年	2.56	3.77	6.93
2018年	2.72	3.58	6.97
2019年	2.16	3.09	6.23

図１　企業規模別売上高経常利益率の推移

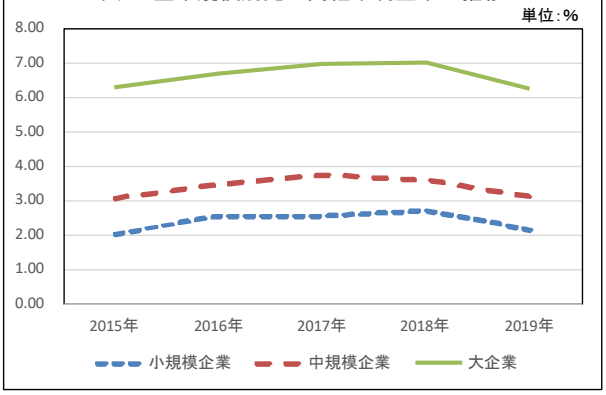

（出典:財務省「法人企業統計調査年報」から作成）

（注）ここでいう大企業とは資本金1億円以上の企業、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業をいう。

〇主な決済事業者の決済手数料

表２　主な決済事業者の決済手数料

決済事業者（サービス）	決済手数料
三井住友カード	3.25%
PayPay	未定（21 年 10 月以降）
LINE Pay	2.45%（21 年 8 月以降）
楽天ペイ	3.24%
au PAY	未定（21 年 8 月以降）
メルペイ	2.6%（21 年 7 月以降）
埼玉りそな銀行	2.95%

（出典：「キャッシュレス決済事業者の中小・小規模事業者向けプラン一覧」）

7　社会保障・税番号制度への確実な対応

【内閣官房、総務省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることから、セキュリティ強化対策や今後の制度改正に伴うシステム改修について、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。

（２）　マイナンバーによる情報連携を行う業務においては、住民票関係情報から世帯構成員を把握できるようにするなど、添付書類を省略してもマイナンバーによる情報連携により必要な情報が取得できるよう、省庁間の調整も含めて国が責任をもって対応すること。

◆本県の現状・課題等

・　番号制度の導入に当たり地方公共団体で必要となる情報システムの整備に係る経費については、概ね国庫補助金が手当てされてきた。

・　しかし、情報システムの運用経費については、一部普通地方交付税措置がなされるものの地方公共団体の負担は大きく、今後の制度改正や対象事務の増加による負担についても、明確な方向性が示されていない。

・　さらに、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえた総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成27年12月25日）において、高レベルのセキュリティ対策が求められており、一部経費については国庫補助の対象とされているものの、実質的な地方公共団体の負担額が大きい。

・　マイナンバーによる情報連携では「住民票関係情報」から世帯構成員を網羅的に把握できないなど、実務上添付書類の削減につながらない業務がある。

８　ナショナルデータベース（ＮＤＢ）の活用促進

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　都道府県がＮＤＢ（連結された介護ＤＢを含む）の利用を希望する場合の申請書類を簡略化し、申請からデータ利用開始までの期間の短縮を図ること。

（２）　レセプト情報等第三者提供窓口の相談体制の充実を図ること。

（３）　取得データの内容に応じて段階的なセキュリティ要件を設定し、レベルに応じたセキュリティ環境とすること。

（４）　現在、ホームページで一般公開されているＮＤＢオープンデータについて、要望に応じて公表する集計データの充実を図るとともに、二次医療圏別の集計データの公表項目を拡充すること。

（５）　都道府県が利用目的に応じた結果データを随時取得できるよう、情報セキュリティの確保や個人情報保護に配慮した上で、ＮＤＢデータのオンライン利用が可能となるようシステムの構築を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　ナショナルデータベース（ＮＤＢ）は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成・調査・分析に活用するため、電子化されたレセプト情報や特定健診等情報等のデータについて、匿名化処理を行った上でデータベース化したものである。

・　ＮＤＢデータの分析は、医療ビッグデータとして二次医療圏における患者の疾患や人数など、どの地域にどの程度の医療需要があるのかを具体的に把握することを可能とし、地域の課題を把握し、医療政策の方向性を検討する上で有用であると見込まれる。

・　しかし、現状では、都道府県がＮＤＢの利用を希望する場合、個別に厚生労働省に利用申請を行う必要があり、申請時には具体的な集計イメージの添付など多岐にわたる申請書類が必要であり委託業者のサポートが不可欠である。

・　また、申請後に原則として厚生労働省の設置する有識者会議の審査を受ける必要があり、仮に審査で認められても、令和２年10月現在、提供までに半年程度を要する場合もある。

・　提供されたデータは、施錠可能で入退室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末での利用に限られるなど、その内容にかかわらず一律に環境要件が厳しく設定されており、専門の研究機関以外では、事実上利用困難となっている。

・　なお、平成28年度から、個別の政策や研究とは別に、典型的かつ一般的な観点からＮＤＢデータを集計した「ＮＤＢオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。

・　しかし、このオープンデータは、公表される項目が限られており、令和元年度に公表された第４回オープンデータでは一部の診療行為に対し二次医療圏別の集計が行われ、令和２年度に公表された第５回オープンデータでは対象項目の拡充が図られたものの、医科診療行為の「基本診療科」以外の項目では二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。

・　現状では、ＮＤＢデータの利用はハードルが高く、より簡便な形で利用可能となるよう運用を

見直す必要がある。

・　さらに、令和元年５月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立し、都道府県はＮＤＢと介護ＤＢを連結したデータの提供が受けられることとなった。

・　ＮＤＢと介護ＤＢを連結して解析することは、医療・介護施策の総合的な検討に資すると考えられることから、当該データの提供についても、今後簡便な方法で運用される必要がある。

◆参考

○ＮＤＢ第三者提供依頼申出者の状況（承諾案件のみ）※平成23年度～令和元年度

依頼申出者	件数
大学・大学院	157件（ 51.1%）
厚生労働省	71件（ 23.1%）
研究開発独立行政法人等	25件（　8.2%）
都道府県	19件（　6.2%）
国所管の公益法人	13件（　4.2%）
国の行政機関	11件（　3.6%）
市区町村	8件（　2.6%）
その他	3件（　1.0%）
合計	307件（100.0%）

（厚生労働省資料　第49回レセプト情報等の提供に関する有識者会議資料から）

■埼玉の稼げる力の向上

【農林水産省】

県担当課：農業政策課

1　ポストコロナにおける農林業への支援【新規】

【農林水産省】

◆提案・要望

生産者が社会情勢の変化に対応できるよう、農林業分野のＤＸの推進等を通じて、ネット販売の促進など販路拡大支援や、生産コストの低減や規模拡大に資する生産支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、インターネットを活用した販売の増加や、外出自粛を契機とした家庭での「巣籠もり」に伴う、内食の増加など、農産物の販売に影響する生活様式の変化が見られた。
- また、産地や事業者においても、ネット販売の取組強化、観光農園から直売への切り替え等の動きがみられる。
- 食料供給の観点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、小麦の主要輸出国等により輸出規制が行われた。
- 食料や飼料を多く輸入に頼る我が国においては、国内農業の生産基盤を強化し食料の安定供給を図ることの重要性が高まっている。
- 今後の農業の発展のためには、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式の拡大、世界レベルの食料供給構造の変容など、社会情勢の変化に対応できるよう、農林業分野のＤＸの動きも踏まえた農業生産、販売の取組支援が課題となっている。

◆参考

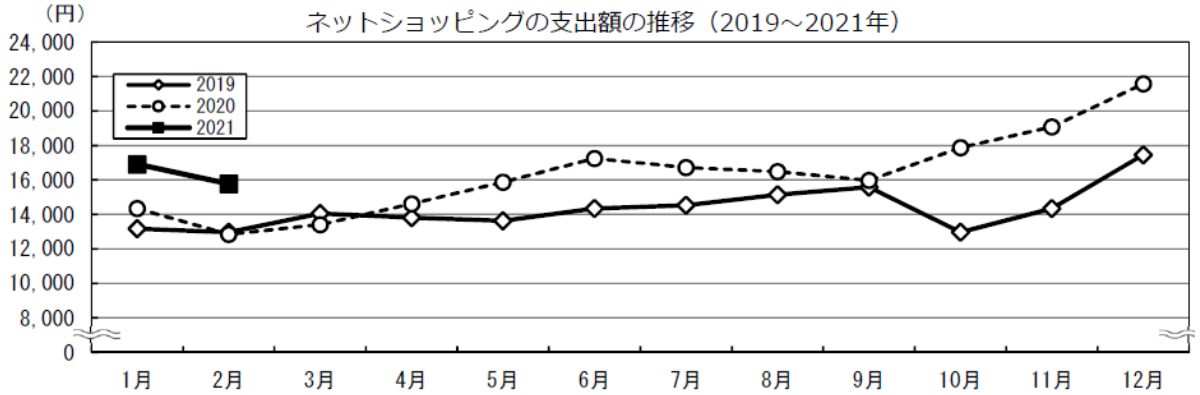

（出典：総務省統計局「家計消費状況調査　ネットショッピングの状況について（二人以上の世帯）」）

○「生鮮食品」と「外食」の一世帯あたり支出金額（令和2年）と前年比（二人以上の世帯）

品目分類		支出金額（円）（令和2年）	前年比：%
生鮮食品	生鮮野菜	74,996	10.4
	生鮮肉	79,947	11.8
	米	23,920	3.1
	卵	10,142	10.6
	牛乳	15,895	4.8
外食		129,726	-26.7

（出典：総務省統計局「家計調査」）

■魅力ある埼玉の発信

【国土交通省】

県担当課：公園スタジアム課

1　都市公園事業の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

（１）　生活に潤いと安らぎを与える憩いの場であり、災害時の避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。

（２）　国民の安心・安全の確保が求められる中、インフラの老朽化対策として、公園施設の長寿命化を推進するため、必要な財源を確保すること。

（３）　新型コロナウイルス対策において生じる公園施設の管理運営に、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県の都市公園面積は、全国５位（令和元年度末）となっているものの、１人当たり公園面積は、全国平均を大きく下回る状況となっている。

・　本県が管理する都市公園における公園施設長寿命化に要する費用は、向こう５年間で約256億円と見込まれており、財政面での制約がある中、予算の確保が課題となっている。

・　公園施設を管理運営している指定管理者の利用料金等の事業収入が、大きく減少することが見込まれている。

◆参考

〇都市公園面積・１人当たり公園面積推移

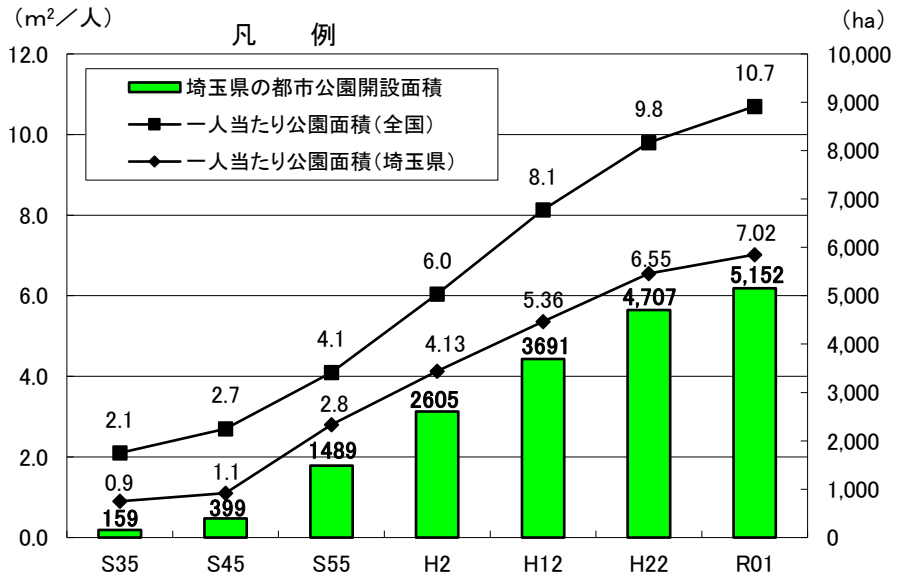

○向こう５年間の県営公園における施設の長寿命化に要する費用（単位：百万円）

年度	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８	合計
金額	5,382	5,720	5,676	4,010	4,827	25,615

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

Ⅲ　持続可能で豊かな未来への投資に向けた提案・要望

■埼玉版 SDGｓの推進
（埼玉の豊かな水とみどりを守り育む）

【総務省、財務省、農林水産省、林野庁、経済産業省、
資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

県担当課：　土地水政策課、エネルギー環境課、
水環境課、みどり自然課、森づくり課

１　水源地域の保全

【農林水産省、林野庁、国土交通省】

◆提案・要望

（１）　水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備を行うこと。

（２）　法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

◆本県の現状・課題等

・　水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備はされていない。
・　外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
・　全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が平成31（令和元）年では31件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。
・　なお、本県では平成24年に埼玉県水源地域保全条例を施行し、水源地域の土地取引等の状況の把握に努めており、現在までに外国資本等による土地所有は確認されていない。

２　マイクロプラスチック・河川プラスチックごみの削減事業に対する支援の拡充

【環境省】

◆提案・要望

河川でボランティア団体が実施するマイクロプラスチック・河川プラスチックごみ削減に係る取組に対し、内陸自治体が行う支援に要する経費を補助対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- 本県は、森林豊かな山地を水源とする荒川や、平坦な農村地帯を流れる中川など多彩な河川が存在する。また、内陸自治体であるが、人口が多くプラスチック製品の大消費地であることから「川の国埼玉からプラスチックごみを海に流さない」ことをスローガンに掲げ、河川ごみへの対策を推進している。
- 具体的には、ボランティア団体（川の国応援団：707団体登録）による河川ごみの回収について、回収作業用品などの資材を提供しているほか、リーダー研修、交流会の開催など人材の育成を支援する等の取組を進めている。
- 国は、地域環境保全対策費補助金により、地方自治体が実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し補助制度を設けているが、内陸自治体の取組については海洋沿岸自治体との連携が前提となっている。
- 河川を流下するごみへの取組は海洋汚染の未然防止対策であり、内陸自治体がこれらの取組を推進することは、結果として海洋沿岸自治体が海岸の清掃のために要する負担を軽減することに直結する。
- ついては、内陸自治体が単独で行う河川プラスチックごみ削減対策を補助制度の対象とすることが必要である。
- あわせて、内陸自治体が実施する河川ボランティア団体（川の国応援団）が行う取組も海洋汚染対策として位置付け、これらの団体に対し内陸自治体が行う資材の提供、処分費用の負担、人財育成などの支援に要する経費を補助制度の対象とすることが必要である。

３　市町村による浄化槽整備の推進

【環境省】

◆提案・要望

（１）　循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業の補助率の引上げや市町村の事務的経費に対する補助制度の創設など、公共浄化槽の整備を促進するための措置を講じること。

（２）　浄化槽放流水の排水路の整備のための措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

・　河川の汚濁原因の約74%は生活排水によるものであり、生活排水対策の推進が急務となっている。そのため、県では浄化槽整備区域において補助事業により、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を進めている。

・　公共浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）の導入に当たっては、地域住民への周知、中・長期な事業収支予測、維持管理や使用料徴収に係るシステム開発など、事務的、財政的な負担があり、導入を検討する市町村の課題となっている。

・　また、公共浄化槽整備に必要となる浄化槽排水路整備に要する費用が多額となっている。

◆参考

〇公共浄化槽導入市町村（令和２年度末時点）

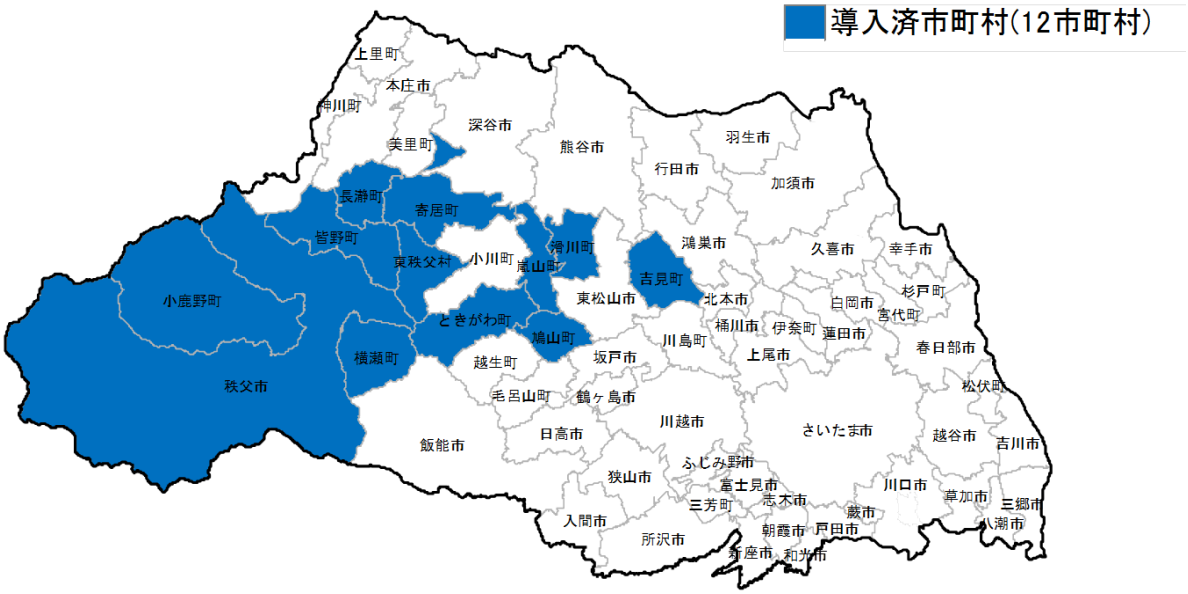

４　森林整備法人への支援の充実・強化

【総務省、財務省、農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

（１）　本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。

（２）　(株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から令和２年度末までに県内全域で3,293ヘクタールの森林を造成・管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。

・　分収林事業は、事業資金の大部分を（株）日本政策金融公庫と県からの借入金で賄っており、現在の借入金残高は約202億６千万円に達している。農林公社の分収林の大半は伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を（株）日本政策金融公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。

・　国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。県においても平成19年度以降の新規県貸付金を無利子化するほか、平成22年度からは平成９年度までの既往県貸付金から発生する利息についても無利子化するなど農林公社への支援を行い経営改善への取組を行っているが、今後、木材価格の低下が継続した場合は借入金の返済が困難となるおそれがある。

５　森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保

【農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

森林の循環利用による地球温暖化防止への貢献等、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約８割となるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- また、令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

◆参考

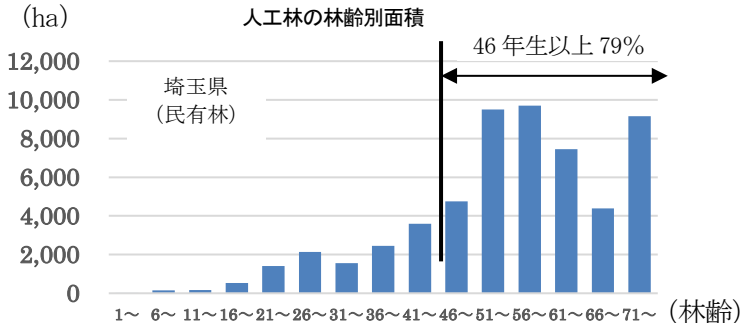

1 年当りのおおよその炭素吸収量

(単位：ﾄﾝ/ha・年)

	20年生前後	40年生前後	60年生前後	80年生前後
ス　ギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2	1.1	0.3
天然林広葉樹	1.4	1	0.3	0.1

出典：(独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点

６　緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充

【財務省、国土交通省】

◆提案・要望

（１）　平地林の相続の際も農地と同様に平地林として維持することで、相続税の納税を猶予し免除する制度を創設すること。

（２）　地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。

（３）　平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。

（４）　緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路や河川など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。

（５）　相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。このため、地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されている。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少している。都市の中で守られてきた緑地は、生物多様性やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能など多様な機能を持っている。このため、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。

・　高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっていることから、緑地減少の大きな要因となっている。

・　貴重な緑地の保全を図るために地方公共団体では、将来にわたって確実に自然環境を守っていくために公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。

・　相続税として物納された平地林は、保全の必要性を認識していても厳しい財政状況の中で地方公共団体が買取りによる対応ができず、公売され最終的に開発されてしまう。このため、物納された貴重な平地林については、地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

７　大規模太陽光発電設備の適正な設置

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

（１）　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「ＦＩＴ法」という。）の抜本見直しにおいて、地域住民への配慮、防災、環境保全及び景観保全などに係る規定を実効性がある形で反映させること。

（２）　再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）認定の事業計画の審査においては、国で定める事業計画策定ガイドラインに沿って審査を厳格に行うこと。

（３）　地域住民への配慮や、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を考慮した土地開発について、同ガイドラインに従って適切に事業を行うよう事業者を指導すること。

◆本県の現状・課題等

・　ＦＩＴにより参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られておらず、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化している。
・　国はＦＩＴ法を改正（平成29年４月施行）して事業計画策定ガイドラインを策定するなど一定の対応は行ってきた。しかしながら発電事業者のなかには地域住民への配慮を欠き、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を損うなど、県民の安心安全を損なう事例も発生している。
・　太陽光発電施設は、国が所管するＦＩＴ法と電気事業法以外は適用されないことが多く、自治体が所管する法規制では対応できないケースが多い。
・　県は太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（雛形）を示し、県内29市町村がガイドライン等を策定して対応しているが、指導・助言に基づく対応では限界がある。
・　令和４年度から再エネ特措法（改正ＦＩＴ法）が施行されるが、その運用にあたっては地域住民への配慮、防災、環境保全及び景観保全などに国が直接関与するなど、特段の配慮を求める。

■埼玉版 SDGｓの推進
（未来を創る人材への投資）

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：　学事課、少子政策課、国保医療課、教育局財務課

１　保育士の処遇改善と人材確保の推進【一部新規】

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。

・　隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域の実情を十分に反映した地域区分を設定すること。

・　地域区分は公務員の地域手当の区分だけでなく公示価格など他の客観的指標も考慮すること。

・　公定価格の抜本的な見直しが行われるまでの間、特定の地域に不利益が生じないよう地域区分の設定方法について新たな特例を導入するなど柔軟な対応を講じること。

・　また、個々の公定価格の地域区分の設定に関係する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入すること。

（２）　公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。

（３）　研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。

（４）　保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では待機児童対策として、令和３年度に、4,200 人分の保育サービス受入枠の拡大を予定しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。

・　本県の保育士の有効求人倍率は、令和３年１月に 4.44 倍で、前年同時期（令和２年１月の 4.91 倍）よりも緩和されているものの、依然として厳しい状況であり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。

・　保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
・　公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京都特別区や隣接する県内市町村との間で公定価格に大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映した区分となっていない。
・　県内の保育団体からは、埼玉県は地代などの経費が高いため、運営費を人件費に十分充てられないという意見もある。平均公示価格と地域区分の関係で見ると、県内の一部の市は平均公示価格が高いにも関わらず地域区分が低い状況にある。
・　保育士確保策を引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。
・　公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。
・　平成 29 年度から実施している保育士等キャリアアップ研修では修了要件として、１分野につき 15 時間以上の受講が義務付けられており、受講者は最低でも２日程度保育所等を離れる。現状では、処遇改善等加算Ⅱを受けるにあたり、研修受講要件は課されていないが、令和４年度開始までに研修の受講状況を踏まえ、必須化を判断するとされている。

２　保育の質の向上

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定するとともに多子世帯の利用者負担を軽減すること。

（２）　幼児教育・保育の無償化については、地方に過大な負担が生じないよう、必要な地方財源を引き続き確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　令和元年の本県の合計特殊出生率は1.27であり、全国で５番目に低い状況にある。

・　国による子育て支援等の取組に加え、各地域の就労環境や子育て環境等の実情にあった少子化対策も効果的であることから、地方自治体が少子化対策を継続的に実施することができるような財政支援が必要である。

【現状の詳細】

・　平成27年４月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が地域の保育現場の人件費の状況を十分に反映した内容となっていない。

・　保育所の公定価格においては１歳児６人に対し保育士１人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童４人に対し保育士１人を配置できるよう補助を実施している。

・　乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。

・　児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児３人に対し１人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。

・　チーム保育推進加算について、保育所には職員の平均勤続年数が12年以上であることが加算の要件である一方、幼稚園・認定こども園には同様の要件がない。

・　延長保育事業の補助要件、補助単価が現場の状況を反映した内容となっていない。

・　子供が病気になった場合のセーフティネットを構築するため、病児保育施設の整備を促進している。

・　本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年４月から制度の同時入所要件を撤廃し、満３歳未満の第３子以降の保育料を免除する補助を実施している。

・　令和元年10月から実施の幼児教育無償化により、保育の質の向上に向けた十分な財源措置が必要となるとともに、認可外保育施設等も無償化の対象となったことから質の確保が重要となる。

３　保育所整備等への交付金等の充実

【文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　保育所整備等を円滑に行うため、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金など、整備に対する補助の一層の充実を図ること。

（２）　補助金で実施する送迎保育や賃借料補助などのソフト事業についても、待機児童対策に資することから、補助水準を維持し、継続すること。

（３）　首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所、認定こども園などの保育施設の耐震化は急務である。施設の耐震化を促進するため、耐震診断費用を交付金の対象とし、耐震改修費用については補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

・　保育所等整備は、原則として、国から市町村に直接交付される交付金等により行われる。交付金は、市町村が児童福祉法の規定により作成する「市町村整備計画」に基づく事業を実施するための費用として交付される。市町村の計画を着実に推進するために、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。

・　新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、資材の不足や人材確保が困難なことによる工期の延長等、相対的に整備費用が増加しており、事業者の負担が大きくなっている。

・　首都直下型地震などへの備えとして、保育所、認定こども園の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率引上げが必要である。

◆参考

○主な事業

保育所等整備交付金（保育所、認定こども園の保育所機能の整備）
認定こども園施設整備交付金（認定こども園の幼稚園機能の整備）
保育対策総合支援事業費補助金（送迎保育、賃貸物件による保育所整備など）

○補助率

通常　　国１/２、市町村１/４、事業者１/４
特定（※）　国２/３、市町村１/12、事業者１/４
（※）「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている場合など

○国の交付基準額

埼玉県 都市部 60 名定員（補助率２/３）の場合　　111,200 千円

○待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合の基準額の増額

・土地借料加算
31,700 千円（通常：16,100 千円）
・地域の余裕スペース活用促進加算
都市部　11,360 千円（通常：　2,570 千円）

○保育対策総合支援事業費補助金

・送迎保育（広域的保育所等利用事業）

事業に必要なバス借上げ費、保育士等雇上費等を補助

バス借上げ費　１施設につき基準額年間 7,500 千円

保育士等雇上費　１施設につき基準額年間 5,000 千円

・賃貸物件による保育所改修費

事業に必要な改修費等、賃借料を補助

１施設（20～59 人）当たり基準額 27,000 千円（①32,000 千円、②35,000 千円）

①待機児童解消に向けて緊急時に対応する施策の採択

②①に加え、待機児童対策協議会において関連 KPI を設定

○補助の方法

国→市町村→事業者

４　放課後児童健全育成事業の充実

【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進、従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、コロナ禍における感染対策を含む運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。

（２）　放課後児童クラブの定員増につながる、余裕教室などの既存施設を活用した改修整備に対する補助負担割合について、国庫負担割合の嵩上げ措置を実施し、現行の国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3から、国：県：市町村＝2/3：1/6：1/6へ変更すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では、全国２位の 1,692 か所の放課後児童クラブで児童の受入れを進める一方、令和２年度の待機児童数 1,665 人も全国２位の水準であり、更なるクラブの整備が不可欠である。

・　厚生労働省令では、児童の集団活動の規模（支援単位）は、おおむね 40 人以下とされたが、本県ではまだ多くのクラブが 40 人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強力に促進する必要がある。

・　また、厚生労働省及び文部科学省連名で平成 30 年９月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、引き続き、新たに放課後児童クラブを整備する場合には、学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指すとしている。

・　平成 28 年度からは、一億総活躍社会の実現への加速を目指した放課後児童クラブの前倒し整備を促進するため、クラブの新設整備については、国庫負担割合の嵩上げが行われ、市町村の負担が軽減された（国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3 → 2/3：1/6：1/6）が、余裕教室など既存施設を活用した放課後児童クラブの改修整備については、従来どおり、国、県、市町村が 1/3 ずつの負担割合のままである。

◆参考

○本県における放課後児童クラブ利用児童数及び待機児童数（各年度５月１日現在※）

年　　度	28年度	29年度	30年度	元年度	２年度
利用児童数（人）	61,655	65,514	68,078	71,004	70,162
待機児童数（人）	1,846	1,691	1,657	2,049	1,665

※令和２年度は７月１日現在

５　乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　地方単独事業として全都道府県で実施されている乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。

（２）　未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

・　乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
・　しかし、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。
・　また、市町村が現物給付を行う場合、未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については、減額措置が継続される。

◆参考

〇埼玉県の乳幼児及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	乳幼児医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	就学前まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	償還払い	償還払い
令和３年度予算	2,593,344千円	1,008,982千円
令和２年度実績	受給対象者数　281,027人 支給件数　3,650,525件 市町村支給額　3,649,985千円 事業費県補助　1,788,006千円	受給対象者数　84,963人 支給件数　842,044件 市町村支給額　2,041,826千円 事業費県補助　919,198千円

６　高等学校等就学支援金制度の改善【一部新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や、受給資格要件の緩和を図ること。

（２）　所得の低い世帯の生徒の就学機会が奪われないよう、制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。

（３）　就学支援金の支給事務については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、生徒、保護者、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しを図ること。

　また、マイナンバー導入後の就学支援金の支給事務については、各都道府県における実施・運用状況や意見・要望を十分に把握した上で、国が責任をもって継続的な制度整備を行うこと。

　その上で、審査事務等に係る事務費については、マイナンバー導入を理由に一律に削減することなく、国がその全額について財政措置を講じること。

（４）　就学支援金制度の周知は、引き続き国において実施すること。

（５）　１単位当たりの授業料を設定している場合については、支給限度額を撤廃、支給額を月額にするなど算出方法を簡素化し、事務負担の軽減を図ること。

（６）　年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において全ての財源を安定的に確保し、都道府県の財政負担が生じないようにすること。

（７）　令和５年度に創設が予定されている家計急変世帯への支援など、今後、就学支援金の制度内容を変更する際は、各都道府県が就学支援金に関連して実施する独自補助などの仕組を国において詳細に調査し、その結果を考慮した上で学校や各都道府県が現実的に対応可能な制度設計を行うこと。

（８）　国が構築した高等学校等就学支援金オンライン申請システムを本県私立高等学校が導入することに伴い、大幅な増加が見込まれる生徒・保護者からの問合せについて、遅滞なく対応できるよう国において専用窓口を設けるなど必要な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

・　所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。

・　県立高校においては、県が定めた授業料額と支給限度額の差額を県が負担している。また、支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分については、生徒が負担している。
・　私立高校においては、令和２年度から年収約590万円未満世帯を対象に、授業料の全国平均額を上限とした無償化が実施されることとなったが、授業料が全国平均額を超える学校や、年収590万円を超える世帯の学費負担は依然大きく、更なる支援の充実が必要である。
・　定時制、通信制等で、１単位当たりの授業料を設定している場合は、就学支援金の額が月額ではなく、１単位当たり単価で定められている。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、非常に事務が煩雑となっている。
・　所得の基準年度が４～６月と７～３月で分かれており、制度が分かりづらい上、１年生は年２回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。
・　就学支援金の申請受付や審査事務に当たり、プライバシーへの配慮、また、債権管理等といった事務が増加、また各県では審査のためにマイナンバーの入力業務委託を必要とするなど新たな事務費が発生している。
・　就学支援金の支給事務へのマイナンバー導入については、マイナンバーの徴収や新システムの操作、税額照会後のエラー対応などの新たな事務に対し現場で多くの混乱が生じている。
・　就学支援金制度について、中学３年生やその保護者への周知が引き続き必要である。
・　本県の私立高校等においては、就学支援金に上乗せする形で授業料や施設費等の補助を行っている。申請件数は延べ約６万件に及ぶため、審査等の事務処理に相当の時間を費やすことから交付決定までにはどうしても数か月の期間を必要とする。
・　本県の私立高等学校等においては、国が構築した高等学校等就学支援金オンライン申請システムを令和３年度から導入したが、保護者からの問合せに対する対応が膨大な事務負担となっている。

◆参考

○高等学校等就学支援金オンライン申請システム導入自治体数（令和２年４月時点）

公立の導入状況　11自治体

私立の導入状況　22自治体

7　高等学校等就学支援金の支給額等の見直し

【文部科学省】

◆提案・要望

父母負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の支給額等の改定を行い、空調の整備及び運転に必要なコストを的確に反映させること。

◆本県の現状・課題等

・　地方財政計画に定める公立学校の授業料（以下「標準的な授業料」という。）は、平成19年度に改定された後、10年以上据え置かれたままとなっている。

・　その間、多くの公立高等学校では生徒の学習環境の充実を図るため空調設備を設置してきた。さらに、昨今の猛暑を踏まえると、生徒の安全確保の観点から、空調設備は必要不可欠な設備である。

・　こうしたコストは、標準的な授業料に適切に反映すべきであるが、前記のとおり長期にわたり見直されていないため、これを基に算定した高等学校等就学支援金は過少な状態である。

・　本県でも、適当な財源措置がなされていないため、空調はＰＴＡが設置するなどし、維持管理費を含めて父母負担となっているところである。

◆参考

○地方財政計画に基づく公立高等学校の授業料の年額（全日制）

現行	空調使用料相当額	見直し後（案）
118,800円	＋9,000円	127,800円

空調使用料相当額：本県のＰＴＡ等の団体が徴収している空調使用料を基に試算

■誰もが活躍できる社会の実現

【内閣官房、外務省】

県担当課：オリンピック・パラリンピック課、国際課

1　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後のホストタウンと相手国との交流支援

【内閣官房】

◆提案・要望

　ホストタウンに登録されている自治体が、東京2020大会時に新型コロナの影響により実施できなかった選手等との直接交流を大会終了後に実現できるよう、令和４年度以降も財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　ホストタウン自治体は当初事前キャンプ中に選手と住民とが直接触れ合う交流を予定していたが、新型コロナの世界的な感染拡大により難しい状況になってしまった。そこで、大会終了後も相手国との友好関係を継続し、コロナ収束後に改めて直接の交流を実現させることで地域のレガシーとして根付かせていくため、令和４年度以降も財政支援を継続する必要がある。

◆参考

〇埼玉県内におけるホストタウンの登録状況（令和３年４月 23 日時点）

・登録自治体　県と 21 市町

・相手方　17 か国・地域

国・地域名	自治体名	ホストタウン登録
アンドラ	横瀬町	令和２年 12 月
マカオ	吉川市	令和２年 12 月
アルジェリア（※）	北本市	令和２年２月
マレーシア（※）	三芳町	令和２年２月
オーストラリア	戸田市	令和元年 12 月
キューバ	東松山市	令和元年 10 月
コロンビア	秩父市	令和元年　６月
コロンビア	草加市	平成 31 年４月
タイ	川越市	平成 31 年４月
オーストラリア	県・上尾市・伊奈町	平成 31 年２月
トルコ（※）	本庄市	平成 30 年 12 月
セルビア（※）	富士見市	平成 30 年 12 月
ベナン	幸手市	平成 30 年８月
オランダ	三芳町	平成 30 年４月
コロンビア	県・加須市	平成 29 年 12 月

イタリア	県・所沢市	平成 29 年 12 月
ミャンマー	鶴ヶ島市	平成 29 年７月
ブラジル	県・新座市	平成 28 年 12 月
オランダ	さいたま市	平成 28 年 12 月
ギリシャ	三郷市	平成 28 年６月
ブータン	寄居町	平成 28 年６月

※　富士見市はセルビア（令和元年 12 月）、三芳町はマレーシア（令和２年３月）、北本市はアルジェリア（令和２年４月）、本庄市はトルコ（令和３年２月）の共生社会ホストタウンにもそれぞれ登録

２（独）国際交流基金「“日本語パートナーズ”派遣事業」の存続

【外務省】

◆提案・要望

独立行政法人国際交流基金アジアセンターが実施する“日本語パートナーズ”派遣事業を令和４年度以降も継続して実施すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では平成 27 年 11 月に独立行政法人国際交流基金と連携協定を締結し、本事業に埼玉県推薦プログラムを設け、平成 28 年度から派遣者の募集、選考、同基金への推薦を実施している。

・　本事業は、海外に日本文化を広めるとともに、派遣した人材が多様な経験を通じ、グローバル人材として成長することが期待できるものである。派遣した人材は、帰国後、地域における多文化共生の担い手となる可能性もあり、埼玉県にとっても重要な事業であると考えている。

・　本事業については、令和３年度派遣まで予算措置されているが、令和４年度以降の派遣に向けた予算は確保されていない。令和４年度の派遣及びその後の本事業の継続実施を要望する。

◆参考

埼玉県では、平成 29 年度から令和元年度までの３年間に埼玉県推薦枠で 26 名をタイ、インドネシアに派遣しており、令和２年度（令和元年度選考）からは、派遣先にベトナムを加えた。

○埼玉県推薦枠による派遣者数

派遣年度	派遣者数　（　）内は推薦枠数			
	タイ（5）	インドネシア（5）	ベトナム（2）	合計
平成 29 年度	5	4	―	9
平成 30 年度	5	5	―	10
令和元年度	4	3	―	7
令和2年度（*）	-	-	―	-
令和3年度（予定）	2	2	―	4
合計	16	14	―	30

（*）令和２年度：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、安全確保の観点から派遣中止

■未来を見据えた基盤づくり

【内閣府、総務省、経済産業省、資源エネルギー庁、
国土交通省、環境省】

県担当課：交通政策課、エネルギー環境課、県土整備政策課、
道路街路課、都市計画課、市街地整備課、
特別支援教育課

1　鉄道新線建設の取組に対する支援

【国土交通省】

◆提案・要望
埼玉高速鉄道線の延伸をはじめとした交通政策審議会答申路線等の整備を推進するための取組に対して支援すること。

◆本県の現状・課題等

・　東京圏の都市鉄道については、昭和31年の都市交通審議会答申第１号から、平成12年の運輸政策審議会答申第18号に至るまで過去８度の答申に基づき整備が進められてきた。
・　平成28年４月の交通政策審議会答申第198号では、国際競争力の強化に資する都市鉄道、豊かな国民生活に資する都市鉄道、まちづくりと連携した持続可能な都市鉄道などの目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトについて、意義と事業化に向けた課題整理がされている。
・　このため、答申路線の整備に向けて、沿線自治体と連携して課題解決の取組を進めている。
・　また、本県としても知事公約で掲げた「あと数マイルプロジェクト」は公共交通の更なる利便性向上に向けた取組であり、鉄道路線の延伸についても検討を進めていくこととしている。
・　鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。
・　そこで、延伸の諸課題の解決に向けた取組に対して、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助
　既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第３セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の１/３以内、地方公共団体と同額）を補助。

○あと数マイルプロジェクトにおける検討路線
（平成28年４月交通政策審議会答申路線）
・埼玉高速鉄道線の延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）
・東京12号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
・東京８号線の延伸（押上～野田市）
（答申外路線）
・日暮里・舎人ライナーの延伸
・多摩都市モノレールの延伸

２　新大宮上尾道路など直轄国道等の整備推進

【国土交通省】

◆提案・要望

（１）　首都圏道路網の骨格を形成する直轄国道等（新大宮上尾道路、上尾道路、本庄道路、東埼玉道路、圏央道）の整備を推進すること。

・新大宮上尾道路（国道17号）

事業中区間：与野～上尾南　L=8.0km

未事業化区間：上尾南～圏央道　L=7.0km、圏央道～鴻巣市箕田　L=10.0km

・上尾道路（国道17号）

事業中区間：さいたま市西区宮前町（国道16号）～鴻巣市箕田（国道17号）
L=20.1km

※Ⅰ期区間（国道16号～圏央道）L=11.0km供用済（一部暫定2車線）

・本庄道路（国道17号）

事業中区間：本庄市沼和田（国道462号）～高崎市新町（群馬県境）　L=7.0km

未事業化区間：深谷市岡（深谷BP）～本庄市沼和田（国道462号）　L=6.1km

・東埼玉道路（国道4号）

事業中区間：（自動車専用部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島
L=9.5km

（一般部）吉川市川藤～春日部市水角　L=8.7km

未事業化区間：（自動車専用部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳(国道16号)
L=8.1km

※（一般部）八潮市八條（外環道）～吉川市川藤　L=5.7km供用済

・圏央道

暫定２車線区間：久喜白岡JCT以東　L=11.1km

※県内区間　L=58.4km全線供用済

（２）　新大宮上尾道路の事業中区間（与野～上尾南）の整備を推進するとともに、未事業化区間のうち、まずは上尾南～圏央道を早期に事業化すること。

（３）　東埼玉道路（国道４号）の事業中区間である自動車専用部及び一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号））の早期事業化、更に圏央道までの地域高規格道路候補路線の計画を早期に具体化すること。

（４）　圏央道の久喜白岡ＪＣＴ以東の暫定２車線区間を早期に４車線化すること。

（５）　圏央道と外環道との間の地域高規格道路候補路線である核都市広域幹線道路の計画を早期に具体化すること。

（６）　地域高規格道路である熊谷渋川連絡道路の計画を早期に具体化すること。

（７）　新大宮上尾道路や東埼玉道路など直轄国道等は、平常時及び災害時における国全体の高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、重要物流道路として指定し、早期開通のための十分な事業費を確保すること。

（８）　外環道の残る事業中区間（大泉ＪＣＴ～東名ＪＣＴ）の整備推進および、東名ＪＣＴ以南の計画の具体化を図り、環状道路としての整備効果の早期発現を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道17号新大宮バイパスや国道４号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。

・　地域経済の活性化や防災上の観点からも未整備区間の一日も早い完成が必要である。

◆参考

〇本県の直轄国道等の整備状況

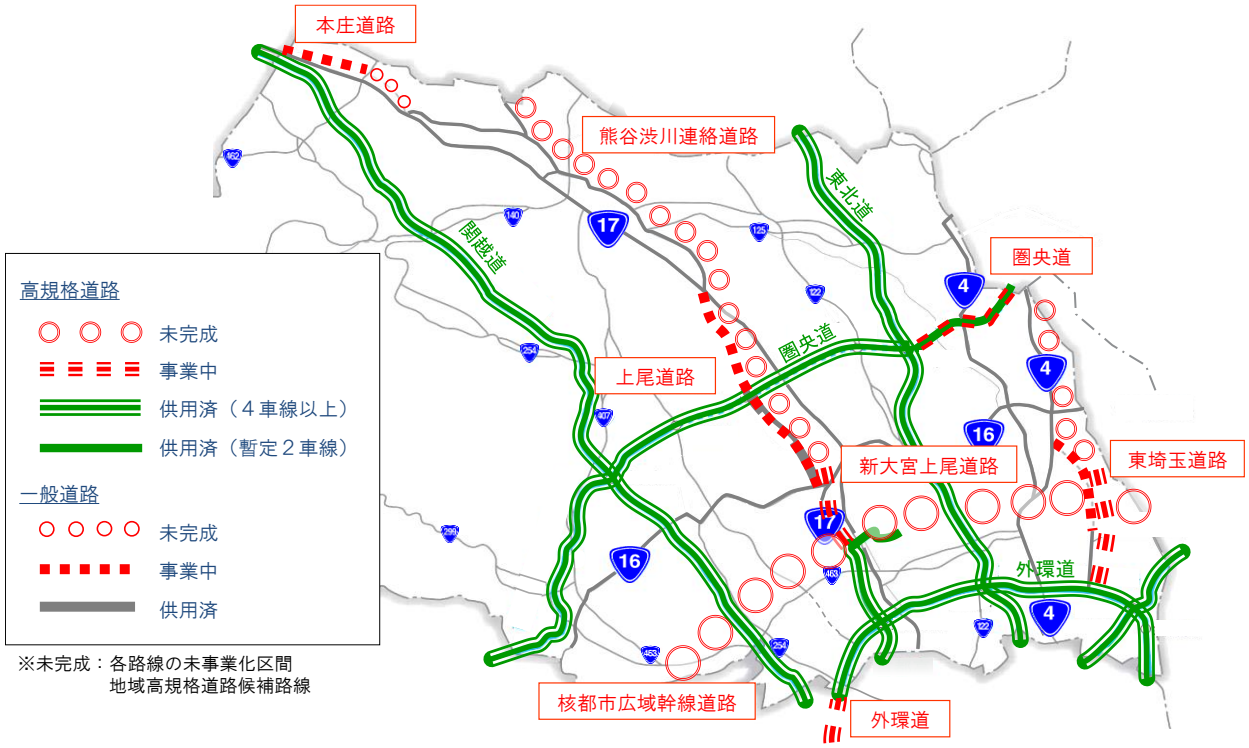

※未完成：各路線の未事業化区間
地域高規格道路候補路線

３　スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用【一部新規】

【国土交通省】

◆提案・要望

（１）　交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進に当たり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。

・三芳スマートインターチェンジ（フル化）
・蓮田スマートインターチェンジ（フル化）
・三郷料金所スマートインターチェンジ（フル化）

（２）　ドライバーの負担軽減のため、サービスエリア及びパーキングエリアに大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。

・東京外環自動車道　（仮称）外環八潮パーキングエリア
・首都圏中央連絡自動車道　　狭山パーキングエリア

（３）　新たな料金体系導入による交通状況の変化や償還計画への影響など検証した上で、引き続き一体的で利用しやすい料金体系の構築に取り組むこと。

（４）　ビックデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

（５）　ポストコロナ時代を踏まえ、料金収受員や利用者に対する感染リスクの軽減や料金収受コストの軽減につながるＥＴＣ専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を推進すること。

◆本県の現状・課題等

・　埼玉県内の圏央道が全線開通するなど、首都圏の高速道路ネットワーク整備は進展している。一般道の交通負荷軽減や地域活性化、物流効率化のため、スマートインターチェンジの整備を推進するなど、高速道路を最大限有効活用すべきである。
・　平成28年４月から新たな料金体系が導入され、会社間の料金体系の整理・統一が図られ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金が実現するとともに、利用者の急激な負担増に配慮し、激変緩和措置が講じられている。
・　国土交通省や高速道路会社は、令和２年 12 月 17 日に社会資本整備審議会国土幹線道路部会の『「持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組」中間とりまとめ』において、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を計画的に推進すべきであると示されたことを踏まえ、導入手順や概成目標時期を明示したロードマップを策定し、公表した。

４　幹線道路網の整備推進

【国土交通省】

◆提案・要望

重要物流道路制度に基づき、本県の物流上重要な道路を指定するとともに、県が実施する補助国道、主要地方道など幹線道路網の整備推進に必要な財源を確保すること。

【具体的内容】

（１）　重要物流道路の指定

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路「重要物流道路」に指定した上で、整備に必要な財源を確保すること。なお、指定に際しては県の意見を十分に反映すること。

・一般国道122号（(都）日光東京線）
・一般国道125号（加須羽生バイパス）
・西関東連絡道路
・一般国道254号（和光富士見バイパス）
・主要地方道越谷野田線
・一般県道川越北環状線　等

（２）　バイパス整備や多車線化による幹線道路網の整備

円滑な交通の確保を図り、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを進めるため、県土をネットワークする道路の早期整備及び整備に必要な財源を確保すること。

・西関東連絡道路（一般国道140号大滝トンネル）
・主要地方道越谷流山線（三郷市）等

（３）　成長を支える県内道路の整備

高速道路の整備効果を最大限に活用するため、インターチェンジに短時間でアクセスできる道路の整備や産業拠点へのアクセス道路の整備に必要な財源を確保すること。

・一般国道407号（鶴ヶ島日高バイパス）
・主要地方道東松山鴻巣線（吉見町）
・一般県道本田小川線（小川町）等

（４）　隣接都県との道路ネットワーク強化

隣接都県との人の交流や物流の活性化を図るとともに、災害発生時の避難路・輸送路の確保のため、隣接都県と未接続となっている道路整備に必要な財源を確保すること。

・一般国道125号（加須羽生バイパス）
・一般国道254号（和光富士見バイパス、一般国道298号以南延伸）
・(都）放射７号線（新座市）
・(都）飯能所沢線（所沢市）等

（５）　鉄道との立体交差化による渋滞の解消

鉄道との踏切等で発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、踏切の立体化などの整備に必要な財源を確保すること。

・東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部市）　等

◆本県の現状・課題等

・　本県には東北縦貫自動車道・関越自動車道・常磐自動車道などの高速道路が整備されている。より円滑な移動を実現するためには、相互の結び付きの強化やインターチェンジへのアクセス向上を図る必要がある。

・　高速道路を補完する幹線道路では交通量の増加に道路の整備が追いつかず、県内各地で渋滞が発生している。このため、混雑時の走行速度は全国ワースト４位にとどまっている。

・　また、補助国道などの主要な幹線道路は、平常時及び災害時における国全体の道路ネットワークの強化に資する事業であることから、重要物流道路として指定し、早期に開通させる必要がある。

・　このような状況から、上記の幹線道路網の整備を協力に推進する必要がある。

５　人口減少社会におけるまちづくり

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、
資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

インフラ更新や公共交通・エネルギー等の効率的利用を進め、将来における財政負担を縮減する取組を支援すること。

◆本県の現状・課題等

- 本県の人口は2020年（令和2年）をピークに減少に転じ、75歳以上の人口は2015年（平成27年）の77万3,000人から、2025年（令和7年）には120万9,000人になると推計されており、日本で最も早く高齢化が進むことが見込まれている。
- 急速な人口減少と高齢化により、労働力不足、財政硬直化、医療・介護・子育て・教育サービスの低下、インフラ更新・公共交通維持費用の不足、空き家・空き地増加など、様々な課題が顕在化し、地域産業や都市の活力低下が懸念される。また、想定を超える大規模水害など、頻発する災害への対応も求められる。
- これらの課題を解決するためコンパクト、スマート、レジリエントの３つの要素を含む、地域特性に応じたまちづくりを行う市町村を県が支援する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進している。居住や都市機能を集積し、インフラ更新や公共交通・エネルギー等の利用を効率的に進め、「密度の経済」を発揮することで、生活利便性の向上、地域経済の活性化、行政コストの削減をもたらし、超少子高齢化によって生じる様々な課題の解決を図っていく。
- しかし、こうしたまちづくりには一時的に多額の財政負担が生じることが課題となっている。また、規制の緩和など制度的な支援やノウハウの提供も必要である。

◆参考

○埼玉県の年齢３区分別人口の推移見通し（社人研推計）

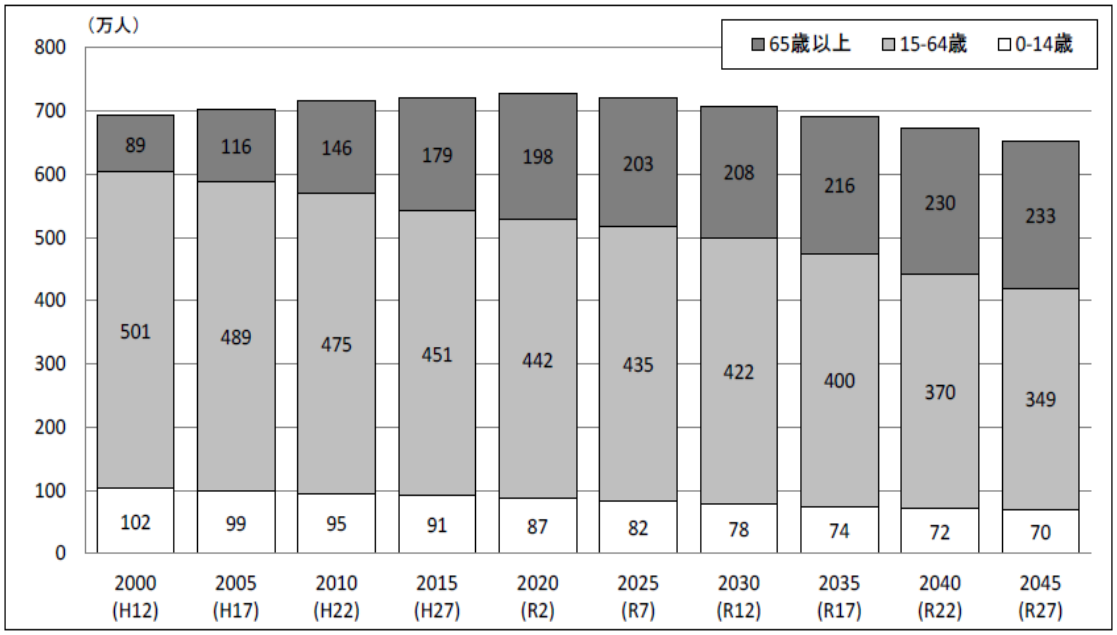

（2015 年までは総務省「国勢調査」、2020 年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成）

○都道府県別高齢者人口推計

高齢者（65 歳以上）　（単位：万人）

順位	都道府県	2015 年（平成 27 年）	2025 年（令和 7 年）	増加数	増加率
1	沖縄県	28.2	36.2	8.0	28.2%
2	宮城県	60.0	69.6	9.6	16.0%
3	福岡県	132.1	149.2	17.1	12.9%
4	茨城県	78.0	87.9	9.9	12.71%
5	埼玉県	180.4	203.4	22.9	12.70%

後期高齢者（75 歳以上）　（単位：万人）

順位	都道府県	2015 年（平成 27 年）	2025 年（令和 7 年）	増加数	増加率
1	埼玉県	77.3	120.9	43.6	56.4%
2	千葉県	70.7	107.2	36.5	51.6%
3	神奈川県	99.3	146.7	47.4	47.7%
4	愛知県	80.8	116.9	36.0	44.6%
5	大阪府	105.0	150.7	45.7	43.6%

（注）H27 高齢者人口には人口構成比により按分した年齢不詳人口を含む。増加率は 1 人単位で算出。

（社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成）

６　特別支援学校の設置義務の拡大及び財政的支援制度の充実

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に対応するとともに、「多様な学びの場」の充実を図るため、学校教育法第80条により、都道府県と定められている特別支援学校の設置義務について、政令市にも拡大を図ること。

（２）　設置基準の策定に当たっては、特別支援学校の教育環境の充実につながるものとするとともに、特別支援学校の設置・運営に係る財政的支援制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　県立知的障害特別支援学校では、県南部・東部地域を中心に児童生徒数の増加が著しく、過密の状況となっており、引き続き児童生徒数が増加する見込みであることから、過密状況への対応は喫緊の課題である。

・　県では、平成19年度以降、知的障害特別支援学校を12校設置するとともに、現在、新校や分校の設置など学校の整備に取り組んでいるところであるが、過密解消には至らない。

・　政令市は、児童生徒数や財政規模等を鑑みても、特別支援学校における教育の一定水準と学校規模を維持することが十分可能であり、知的障害特別支援学校を設置している政令市も多い。

・　特別支援学校の設置義務が政令市に拡大すれば、市内の児童生徒を受け入れるための特別支援学校の設置の動きが促進され、児童生徒数の増加に対応でき、教育環境が改善されるとともに、住み慣れた身近な地域で学ぶことができる。さらに、地域の小・中学校との、より連携・接続した教育活動や多様な学びが可能となり、特別支援教育の充実に大きな効果が見込まれる。

・　また、国で検討されている特別支援学校設置基準は、今後の教育環境整備の指針となるものと考える。既存施設を活用した特別支援学校の整備について補助金の算定割合が引上げられているものの、県立及び市町村立特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、必要な教育環境整備を計画的に推進するためには、一層の財政的支援制度の充実が求められる。

◆参考

〇県立知的障害特別支援学校　児童生徒数の推移

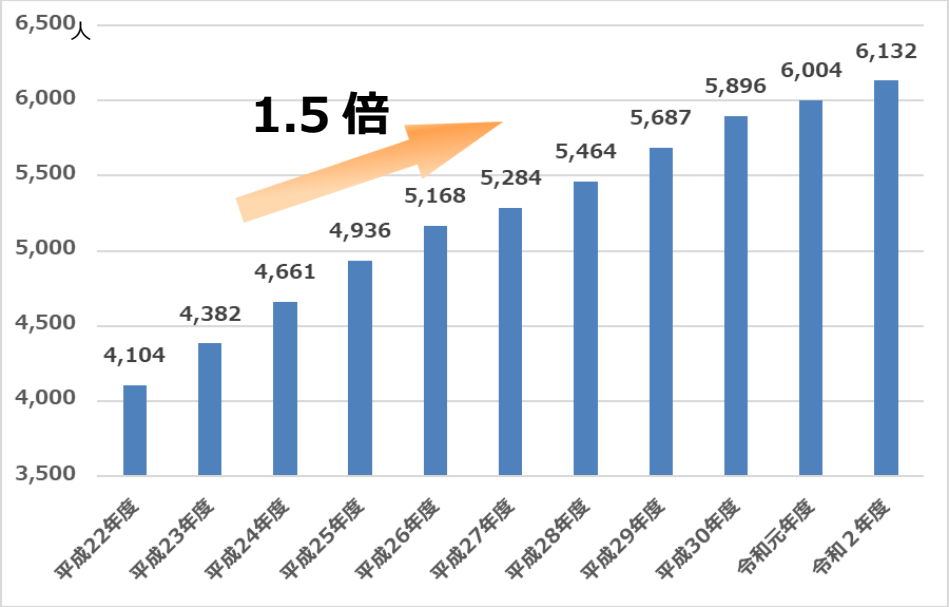

〇学校教育法第 80 条

　都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

○政令市　市立特別支援学校の設置状況等

No	都道府県	市	学校数		在籍数※2	人口※3
			知的※1	他の障害		
1	北海道	札幌市	2	3	349	1,959,313
2	宮城県	仙台市	1	0	154	1,064,060
3	埼玉県	さいたま市	0	2	83	1,314,145
4	千葉県	千葉市	3	0	387	972,516
5	神奈川県	横浜市	5	8	1,538	3,754,772
6		川崎市	2	1	624	1,514,299
7		相模原市	0	0	－	718,300
8	新潟県	新潟市	2	0	293	788,465
9	静岡県	静岡市	0	0	－	698,275
10		浜松市	0	0	－	802,527
11	愛知県	名古屋市	4	0	1,085	2,301,639
12	京都府	京都市	7	1	1,256	1,409,702
13	大阪府	大阪市※4	－	－	－	2,730,420
14		堺市	2	0	339	834,787
15	兵庫県	神戸市	4	1	1,159	1,533,588
16	岡山県	岡山市	0	0	－	708,973
17	広島県	広島市	1	0	541	1,195,775
18	福岡県	北九州市	6	2	732	950,602
19		福岡市	6	2	1,674	1,554,229
20	熊本県	熊本市	2	0	93	733,721

※1　知的障害の学校数には、他障害種との併置校含む

※2　在籍数は、各政令市等発表値（令和2年5月1日現在）

※3　人口については、令和2年1月1日住民基本台帳人口

※4　平成28年4月　大阪市立特別支援学校12校は、府立に移管

7　特別支援学校のスクールバス運行に対する財政支援の拡充【新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校の児童生徒の通学に必要不可欠なスクールバス運行委託費について、財政支援の拡充を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- 特別支援学校においては、児童生徒の障害の特性上自主通学が出来ないケースが大半であることや、通学区域が広域であるため保護者送迎が困難なことなどから、通学児童生徒の 80%程度がスクールバスを利用している。
- 令和３年度の本県における特別支援学校の通学児童生徒数は５年前と比較し 10%程度増加しており、今後も増加傾向が続く見込みである。
- 児童生徒数の増加に伴い、スクールバスの台数は５年前の 224 台から 42 台増加し、令和３年度では 266 台となった。今後も児童生徒数増に伴いスクールバスの台数及び必要経費の増加が見込まれる。
- スクールバス運行委託費について、平成 30 年度から地方交付税措置の対象となったが、地方交付税措置は、実際の運行費用の約 16%ほどであり、実態との乖離が著しい状況である。

◆参考

○本県におけるスクールバス利用者数及び運行台数等

年度	通学者数（人）	利用者数（人）	利用率	台数（台）	予算額（千円）
H28	6,307	4,785	75.9%	224	1,965,671
H29	6,541	4,996	76.4%	230	2,016,312
H30	6,755	5,156	76.3%	233	2,090,415
R1	6,744	5,257	78.0%	236	2,259,631
R2	6,946	5,441	78.3%	242	2,381,990
R3	7,227※	5,828※	80.6%	266	2,703,055

※令和３年４月現在暫定値

○スクールバス運行にかかる地方交付税算定と本県予算の比較

地方交付税算定標準規模		埼玉県	
学級数　①	350 学級	学級数(R2.5.1)　④	1,832 学級
積算額　②	70,416 千円	当初予算額(R2)⑤	2,381,990 千円
1学級あたり　③ (②÷①)	**202 千円**	1学級あたり　⑥ (⑤÷④)	**1,300 千円**

※算定される標準規模は、実際に必要となる予算の16%程度（③÷⑥)

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

Ⅳ　地方自治の確立に向けた提案・要望

■地方自主権の確立

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課：企画総務課、行政・デジタル改革課

1　地方分権改革の着実な推進

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

＜真の地方分権型社会の実現＞

（１）　地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方の権限と裁量の拡大に取り組むこと。

＜「提案募集方式」による改革の推進＞

（２）　「提案募集方式」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

（３）　対応方針に掲載された事項については、進捗状況を確認し、地方が求める支障の解消につながっているのか検証していくこと。

（４）　過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。

（５）　支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行うこと。

◆本県の現状・課題等

＜真の地方分権型社会の実現＞

・　地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものである。
・　累次の地方分権一括法等により一歩ずつ前進してきたが、権限・財源の移譲や義務付け・枠付け等は不十分であり、道半ばである。

＜「提案募集方式」による改革の推進＞

・　本県では、「地方分権改革に関する提案募集」の積極的な活用に努めており、農地転用許可権限の移譲（４ha 超）が実現したほか、事務の簡素化に繋がる様々な提案が実現するなど一定の成果が出ている。

・　令和２年の提案募集において、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」とされたものは、全国で 92.4%（170 件のうち 157 件）、本県では 100%（７件全て）であり、例年高い割合となっているが、中には地方が求めている内容に応えていないものも含まれている。
・　例えば、令和２年に「公営住宅法に基づく近傍同種家賃※」について、地域の実情に応じて事業主体（地方公共団体）が算出方法を決定できるよう、公営住宅法施行令等の改正を求めたが、国の対応は、地方公共団体が現行制度で収集可能な情報から簡便に算定する方法を通知する対応に留まった。
※　近傍同種家賃…民間賃貸住宅の家賃と同程度となるよう算定され、公営住宅入居者の家賃上限額とされる。算定方法は、不動産鑑定評価基準を参考として施行令で定められている。
・　また、「過去に扱われた」「税財源に関わる」などとして検討対象外とされるものが多い。
・　例えば、本県では土地利用審査会に具体の審査案件がなく委員改選のみ行っている状態が続いているため、効率的な行政運営の観点から国土利用計画審議会に整理・統合を可能とするよう平成 28 年に提案したが、平成 26 年に他自治体から別の観点（委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止を求める内容）で提案があったことをもって、「過去に扱われた」として検討対象外とされた。
・　このように、実質的に門前払いとなった提案は、令和２年においても、全国で 34.4%（259 件のうち 89 件）、本県で 22.2%（９件のうち２件）に上っている。
・　特に、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが多く、制度改正の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。
・　例えば、レセプト情報・特定健診等情報データベースを地方が施策に活用する際の国への申請手続きが非常に煩雑でハードルが高く、利用が困難であるため、平成 30 年に添付書類の簡素化などを求めた提案が、「制度改正の具体的な必要性が示されていない」として検討対象外となった。

２　国から地方への事務・権限の移譲等

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

＜一元的な雇用・産業振興政策の実現＞

（１）　地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みに対し、より一層の財政的支援を行うこと。

（２）　求職者に関する情報提供には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。

（３）　その上で、改めて新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を検討すること。

＜都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）＞

（４）　国が都道府県を介さずに民間事業者等に直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地域の実情に精通した都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方公共団体が実施する事業との連携を図り、効果を最大限に発揮できる制度とすること。

◆本県の現状・課題等

＜一元的な雇用・産業振興政策の実現＞

・　本県では「埼玉しごとセンター」において、県が行う就職相談からハローワークの職業紹介まで一体的な求職者支援を実施しているほか、「企業人材サポートデスク」において、県内企業の人材確保支援を実施している。

・　この取組に対する国の財政支援は、特別交付税が措置されているものの十分とはいえない。

・　情報提供に係る求職者の同意について、求職者が地方自治体等に対して「求職情報の提供を希望する」場合のみ、求職申込書のチェック印を記入する方式が導入されているが、情報を提供することを希望する割合は、令和２年４月時点で6.2%と低水準となっているなど課題がある。

・　また、性別や年齢などの求職者の属性に係る情報は提供対象外であるため、女性やシニア層など求職者の属性に基づいたターゲティングメールの送信によるセミナー開催案内等、効果的な情報の活用が困難である。

＜都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）＞

・　地域経済を支える農林水産業等への支援は、国と地方公共団体が実施する事業の両者が適切に連携することで効果を上げることができるが、「空飛ぶ補助金」については、地方公共団体を通さないため、連携を図ることができない。

・　これまで本県では、「提案募集方式」により多くの「空飛ぶ補助金」について見直すよう提案を行ってきた。

・　例えば、分収林契約適正化事業（H31～分収林施業転換推進事業）では、事業実施主体である農林公社と密接な関係にある県の関与の強化により、適切な助言が可能となることで多様な森づくりと公社の経営改善につながる。

・　しかし、現在までに権限・財源の移譲が行われたものはなく、都道府県の関与の強化についても不十分である。

３　義務付け・枠付けの見直し

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

（１）　地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付け（法律による計画策定の努力義務等を含む。）の一層の見直しを進めること。

（２）　地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならないため、改めて徹底的な見直しを行い、廃止又は「参酌すべき基準」とすること。

（３）　義務付け・枠付けの見直しに当たっては、「提案募集方式」による地方からの提案など、地方の意見を十分に踏まえること。

◆本県の現状・課題等

・　国は地方分権改革推進委員会による４次にわたる勧告や「提案募集方式」による地方からの提案を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。

・　しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない面がある。

・　例えば、「公営住宅法に基づく近傍同種家賃※」について、政省令により算定方法が定められているが、算定に必要な「住宅の建設に要した費用（工事費）」が不明なことがあり、近傍同種家賃が算定できないことがあった。

・　そのため、本県においては、地域の実情に応じて、事業主体（地方公共団体）が算定方法を決定できるよう法令の改正を求めたが、現行制度で収集可能な情報から簡便に算定する方法を通知する対応に留まり、義務付けの見直しは認められなかった。

※　近傍同種家賃…民間賃貸住宅の家賃と同程度となるよう算定され、公営住宅入居者の家賃上限額とされる。算定方法は、不動産鑑定評価基準を参考として施行令で定められている。

・　地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方公共団体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

４　道州制の議論

【内閣官房】

◆提案・要望

（１）　道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」（平成25年１月）及び「道州制の基本法案について」（平成25年７月）を十分踏まえること。

（２）　道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させないこと。

◆本県の現状・課題等

・　全国知事会では国に対して「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分に踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。

・　「道州制に関する基本的考え方」では、「道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないこと」「国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと」「中央政府の見直しも伴うものでなければならないこと」などを基本とすることを求めている。

・　「道州制の基本法案について」では、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」や、「中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。

・　現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。

・　また、道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるので、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

５　地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

（１）　地域の実情や課題に精通した地方からの提案に基づいて大胆な規制改革を実行し、地域の活性化や経済成長を生み出していくため、特区制度を強力に推進すること。

（２）　特区における規制改革提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

◆本県の現状・課題等

・　規制改革の推進のため、国では構造改革特区制度や国家戦略特区制度を設け、地域からの規制緩和等の提案を受け付けている。
・　地方公共団体等は内閣府を通じて規制改革の提案を行い、国は国家戦略特区等で実施する規制改革の項目を決定し、特区指定を行う。
・　国家戦略特区については、指定区域数は10区域に限られている。
・　スーパーシティ型国家戦略特別区域については、令和２年12月から公募を行っているが、５分野以上の先端的サービスの提供を指定基準の目安にするなど、提案を行うに当たっての障壁となっている。

◆参考

○国家戦略特区の指定区域

①東京圏（東京都、神奈川県、千葉県千葉市・成田市）、②関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）、③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市・北九州市、⑥沖縄県、⑦秋田県仙北市、⑧宮城県仙台市、⑨愛知県、⑩広島県・愛媛県今治市

■自治財政権の確立

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

県担当課： 財政課、市町村課、税務課、
農村整備課、県土整備政策課

1　地方税財源の充実・強化

【総務省、財務省】

◆提案・要望

国と地方の税財源の配分の在り方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は43対57であるのに対し、国と地方の税収の割合は61対39となっており（令和元年度決算額）、国から地方への税源移譲が必要である。

・　令和元年10月から、特別法人事業税・譲与税制度が創設されたことにより、地方法人二税では、都道府県間の人口一人当たりの税収額の格差は縮小される見込みとなった。

・　しかし、人口一人当たりの税収額は、地方税全体では最大2.4倍（令和元年度決算）の格差が存在しており、今後も、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築を図るとともに、国から地方への税源移譲が求められる。

◆参考

○人口一人当たりの税収額の比較（令和元年度決算）

	地方税全体	法人二税（偏在是正前）	法人二税（偏在是正後）	地方消費税（清算後）	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.4倍	6.0倍	3.15倍	1.4倍	2.5倍	2.3倍
最大/埼玉	1.9倍	4.5倍	2.57倍	1.4倍	1.6倍	1.8倍

※法人二税は、特別法人事業税・譲与税制度による偏在是正前と偏在是正後（税制改正時の見込み（平成25年度から平成29年度決算の５年平均））を併記している。

２　地方税制の在り方

【総務省、財務省、経済産業省】

◆提案・要望

＜車体課税＞

（１）　令和３年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、受益と負担の関係も含め、その課税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行うこととされているが、自動車に係る税は地方にとって貴重な財源であることから、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

＜固定資産税＞

（２）　固定資産税については、市町村の基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税制度を堅持すること。

（３）　生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については、臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了させるとともに、類似の特例措置の創設等は行わないこと。

◆本県の現状・課題等

＜令和３年度与党税制改正大綱（令和2年12月21日）における車体課税の見直しについて＞

・　令和３年度与党税制改正大綱では、「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティーの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。

・　自動車関係諸税は県税収入の約11.9%（令和3年度当初予算）を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、地方税収が減収となるような見直しを行うべきではない。

＜償却資産に対する固定資産税について＞

・　県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占め、固定資産税の中で償却資産に係る税収は、14%以上を占める主要なものである（令和元年度決算）。

・　平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、平成28年度税制改正で創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止することとされた一方で、生産性革命集中投資期間における３年間の時限的な措置として、新たな特例措置が創設された。

・　令和２年４月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、当該特例措置の適用対象が拡大され、適用期限も２年間延長された。

・　経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。

３　地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し

【内閣府、総務省、財務省】

◆提案・要望

（１）　地方財政計画において、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映するとともに、地方創生など地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すること。

（２）　地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。

（３）　常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置で対応することなく税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。

（４）　臨時財政対策債については、速やかに地方交付税に復元すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和３年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減少となる中で、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を 0.2 兆円上回る 62.0 兆円を確保した。また、国の加算措置などで地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税総額について前年度を 0.9 兆円上回る 17.4 兆円が確保された。
- 令和 3 年度は、平成 30 年度以来 3 年ぶりに折半対象財源不足が発生し、臨時財政対策債が前年度から 2.3 兆円増の 5.5 兆円となった。
- 個別の項目として、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できるよう地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、「地域デジタル社会推進費」が新たに計上された。
- 防災・減災、国土強靭化の推進の取組として、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の着実な推進を図るため、直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」と同様、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債又は補正予算債により措置し、「緊急自然災害防止対策事業費」及び「緊急防災・減災事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を５年間延長した。また、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業の対象施設に追加した。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するために必要な地方財政措置を講ずることとされた。
- さらに、まち・ひと・しごと創生事業費や地域社会再生事業費が令和２年度と同額が確保されるとともに、社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費や、会計年度任用職員制度の平年度化による生じる地方負担について地方財政計画に計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとされた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税が大幅に減収することが見込まれるなど、厳

しい財政状況の中で、地方交付税について前年度を 0.9 兆円上回り、近年の最高額である平成 24 年度と同水準の 17.4 兆円を確保するともに、地方の一般財源総額について水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を上回る 62.0 兆円を確保したことは評価できる。

・　臨時財政対策債は、平成 30 年度以来の折半対象財源不足額が生じたものの、国による様々な加算措置等を講じることにより、地方交付税の原資を最大限確保したため、その増加額を可能な限り抑制したものとなっている。

・　しかし、令和３年度は新型コロナウイルス感染症による地方税等の大幅な減少により、財源不足額が 5.6 兆円増と大幅に増加し、10.1 兆円となったことも事実であることから、財源不足の解消に向けては、地方交付税の法定率の引上げなど地方交付税総額を確保・充実し、臨時財政対策債の発行に頼らない財政運営が必要である。国が臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、令和 3 年度末の県の臨時財政対策債残高は 1.8 兆円を超え、全国の総額も 55 兆円を超える見込みである。

・　また、直近５年間（H27～Ｒ１）の地方財政状況調査をもとに全国比較をすると、団塊世代が全て後期高齢者となる 2025 年を前に、本県の社会保障関係費のうち一般財源の伸びはすでに全国一の水準となっている。

・　今後、本県を始め、首都圏の自治体が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、各団体が真に必要とする一般財源総額が確保・充実されることが重要である。

◆参考

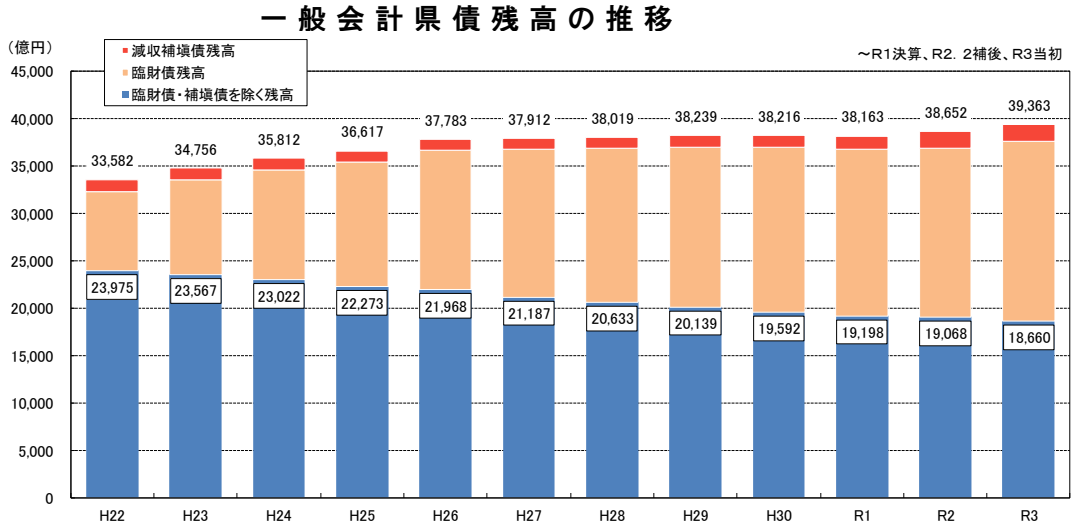

単位：億円

年　度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県債残高	33,582	34,756	35,812	36,617	37,783	37,912	38,019	38,239	38,216	38,163	38,652	39,363
対前年度増減	1,319	1,174	1,057	805	1,166	128	108	220	▲23	▲53	489	711
臨財債残高	8,334	9,962	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,967
臨財債を除く残高	25,248	24,793	24,241	23,446	23,092	22,341	21,809	21,395	20,855	20,539	20,867	20,395
対前年度増減	▲687	▲455	▲552	▲796	▲354	▲751	▲531	▲414	▲541	▲316	328	▲472
減収補塡債残高	1,273	1,226	1,220	1,173	1,124	1,153	1,176	1,256	1,262	1,341	1,799	1,735
臨財債・補塡債を除く残高	23,975	23,567	23,022	22,273	21,968	21,187	20,633	20,139	19,592	19,198	19,068	18,660
対前年度増減	▲643	▲408	▲545	▲749	▲305	▲781	▲554	▲494	▲547	▲394	▲130	▲408
（H23～H25）対H22増減 （H26～H28）対H25増減 （H29～R1）対H28増減 （R2～R3）対R1増減		▲408	▲953	▲1,702	▲305	▲1,085	▲1,639	▲494	▲1,041	▲1,566	▲130	▲538
県債依存度（当初予算）	20.1%	17.8%	17.8%	18.4%	18.0%	15.0%	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

４　公共施設等のアセットマネジメントに係る地方債措置の延長

【総務省】

◆提案・要望

令和２年度までに作成する個別施設計画に位置付けられた公共施設等の長寿命化対策や統廃合等については、令和４年度以降に事業を着手する場合においても、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

・　当該事業債は、令和３年度までの時限措置として創設されたが、施設の耐用年数、今後の人口動向、地方公共団体の財政状況等を勘案すると、それまでに全ての公共施設等について、長寿命化対策や統廃合等を行うことは現実的ではない。

・　しかし、当該事業債は公共施設等の適正な配置を行う上で、強力なインセンティブとなっており、県内市町村において、令和２年度は延べ50団体・189.7億円の実績がある。（協議・届出ベース）

◆参考

○県内市町村（さいたま市除く）における公共施設等適正管理推進事業債の実績

	対象事業	H30	R1	R2
1	集約化・複合化事業	６団体 28.1 億円	３団体 31.9 億円	10 団体 64.1 億円
2	長寿命化事業	17 団体 6.2 億円	23 団体 7.1 億円	25 団体 12.7 億円
3	転用事業	なし	１団体 0.2 億円	１団体 4.8 億円
4	立地適正化事業	１団体 0.3 億円	１団体 5.1 億円	１団体 4.6 億円
5	ユニバーサルデザイン化事業	なし	なし	なし
6	市町村役場機能緊急保全事業	６団体 19.4 億円	７団体 73.6 億円	６団体 89.5 億円
7	除却事業	５団体 16.2 億円	11 団体 10.0 億円	７団体 14.1 億円

５　直轄事業負担金制度の見直し

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

◆提案・要望

（１）　直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するよう制度の運用を改善すること。

（２）　また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法定化に向けた道筋を示すこと。

◆本県の現状・課題等

・　維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
・　昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
・　一方で、直轄事業負担金については、事業によっては額等の情報提供時期が予算編成時期に間に合わないことや、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

＜直轄事業負担金の見直し状況＞

１　業務取扱費を廃止
　・　平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。

２　維持管理費負担金を廃止
　・　平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
　　平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和３年度 当初予算額	令和２年度 当初予算額	増　減
直轄事業負担金	112 億円	102 億円	＋10 億円

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野１　未来への希望を実現する分野

■きめ細やかな少子化対策の推進

【内閣府、厚生労働省】

県担当課：少子政策課

1　少子化対策の推進

【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　少子化に対する効果的な対応は地域ごとに異なり、また、その効果が表れるまでに長い時間を要するものであるため、地域の実情にあった少子化対策が継続的に実施できるよう、恒久的財源を確保し財政支援を行うこと。

（２）　「地域少子化対策重点推進交付金」は、地方の少子化対策の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとすること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では、多子世帯の経済的負担を軽減するため、子育てサービス等に利用できる多子世帯応援クーポン事業などを実施しているが、県と市町村が一体となって実施する実効性のある少子化対策に対して、継続的な財政支援がない。

・　「地域少子化対策重点推進交付金」は、主に「少子化社会対策大綱」に掲げられた結婚支援に係る取組を対象としているもので、結婚新生活支援事業を中心に県内市町村で活用しているが、単年度の取組みへの予算であり、財政負担が市町村参加の大きな支障要因となっている。

・　また、結婚新生活支援事業は事業周知の時期が遅く、提出期間も短い上、地域の実情にあった少子化対策の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。

・　市町村に向けては交付金を活用した独自の少子化対策施策の実施を推進しているものの、市町村にとって申請時期や申請期間の面からも申請し難い仕組みとなっている。

・　結婚新生活支援事業は、令和３年度からモデル事業として国庫補助が嵩上げされることとなった。本県では、令和２年度において５市町村での事業実施であったが、モデル事業の実施に伴い、令和３年度 14 市町村、将来的に合計 30 市町村が参加を希望するなど、市町村の参加意欲が高まっている状況にある。

・　コロナ禍で若者の雇用環境等が厳しさを増す中、結婚新生活に対する経済的支援が引き続き重要であり、一過性の対応ではなく中長期的な視点をもって継続していくべきと考える。

◆参考

〇地域少子化対策重点推進交付金

・補助要件（新婚新生活支援事業）

補助率：1/2（モデル事業参加の場合 2/3）

・申請スケジュール（R3 年度実施分）

R3.1.4　事前相談受付開始

R3.2.1　事前相談締切（県から内閣府への提出締切）

R3.2.下旬 審査結果通知

R3.3.中旬 交付申請提出締切

R3.4.1　交付決定（内閣府から県への交付決定）

■児童虐待防止・児童養護対策の充実

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

1　生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の推進

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、財政支援を強化し、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

（２）　小学生に対する支援は単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象の事業を増やすなど、充実させること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の必要性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9％（平成21年度生活保護世帯全体）から99.1％（令和元年度学習教室参加者）に12.2ポイント向上した。

・　学習支援は、貧困の連鎖解消に非常に効果的であることから、各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、また地域間格差が生じないよう、国庫補助率を引き上げる等、国として積極的に財政支援すべきである。

・　本県では平成30年度から小学生にも支援を拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を進めることとした。小学生に対する支援は、単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象経費を見直すこと。

◆参考

○埼玉県内生活保護世帯の中学３年生の学習教室参加者数及び学習教室参加者の高校進学率

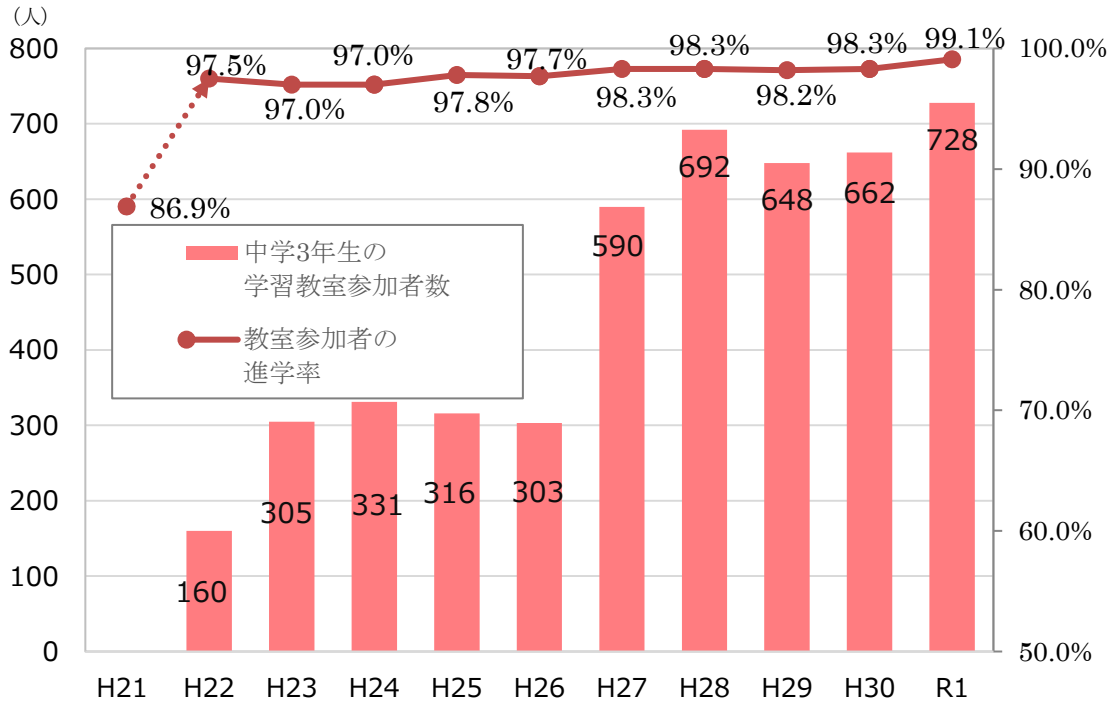

■生涯を通じた健康の確保

【厚生労働省】

県担当課：国保医療課、健康長寿課、疾病対策課

1　健康の基本となる健診（検診）の受診率向上

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　特定健診については、保険者ごとに医療機関と契約する現行制度を見直し、誰もが県内全ての医療機関で特定健診や特定保健指導を受けられる仕組みを、国の統一的な制度として確立するよう検討すること。併せて、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診した場合に事業者から保険者への記録の写しの提供が進むよう取組を強化すること。

（２）　がん検診については、事業主に対して、積極的にがん検診の受診を促す対策を講じるとともに、職域でのがん検診の実施主体を法律上明確に位置付け、健康診断等と一体的に行われるよう検討すること。

◆本県の現状・課題等

・　特定健診・特定保健指導は、各保険者が医療機関と委託契約を締結し実施している。本県は毎日約 84 万人の県民が東京都内に通勤しており、都内にある企業からなる保険者（健保組合等）に加入している県民が多い。都内に所在する保険者は、都内の医療機関と契約することが多いことから、特に配偶者などの被扶養者は、県内の医療機関で受診しづらい環境にある。

　また、事業所における定期健康診査の実施率は常用労働者で 81.5%（平成 24 年労働者健康状態調査）となっている。一方、同年の本県における特定健診受診率は 43.1%であり、受診率に大きな差が出ていることから、健診結果の記録の写しが適切に保険者に提供されていないことが考えられる。

・　本県のがん検診受診率は、肺がんの男性以外は目標である 50%に達していない。

・　本県のがん検診を詳しく見てみると、男性の６割、女性の４割が職域のがん検診を受診しており、40 代男性の職域でのがん検診の受診率が全国平均と比べて特に低い傾向があることが明らかとなった。

・　働き盛り世代のがん検診を受けない理由の第１位は「時間がない」であり、事業主からの受診勧奨は効果的である。

・　受診率を向上させるためには、職域のがん検診の受診率を高めていく必要があるが、職域のがん検診は主に医療保険者による福利厚生の一環として任意で実施されており、行政が実施状況を把握する仕組みもないことが課題となっている。

◆参考

○特定健診受診率の推移と全国順位

特定健診受診率の目標値は国・県ともに70%である。

区分	H26	H27	H28	H29	H30
全　国	48.6%	50.1%	51.4%	53.1%	54.7%
埼玉県	49.5%	50.9%	52.3%	53.8%	54.9%
全国順位	17 位	16 位	15 位	15 位	16 位

○特定保健指導実施率の推移と全国順位

特定保健指導の目標値は国・県ともに45%である。

区分	H26	H27	H28	H29	H30
全　国	17.8%	17.5%	18.8%	19.5%	23.2%
埼玉県	14.1%	13.8%	14.4%	15.1%	18.0%
全国順位	43 位	43 位	45 位	45 位	46 位

○がん検診の受診率の状況

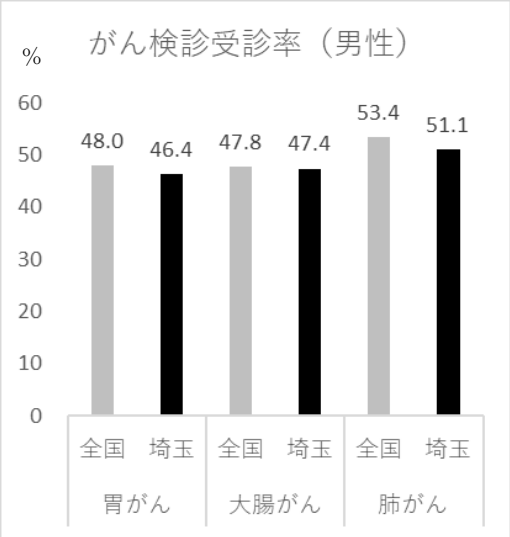

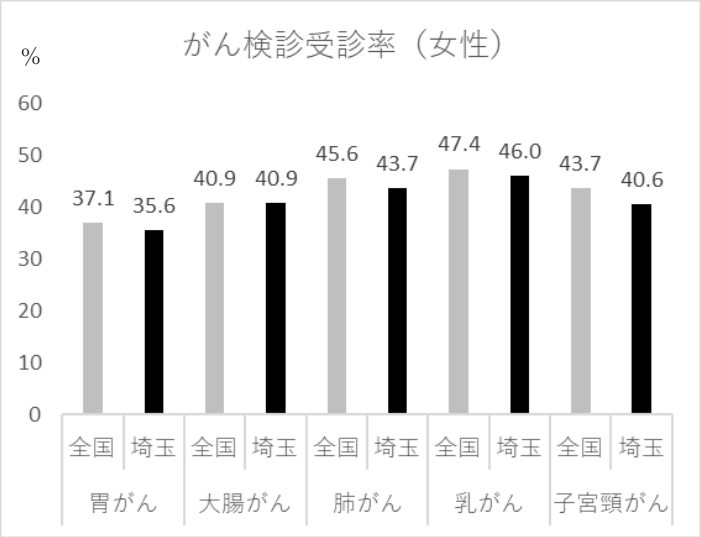

※2019 年（令和元年）国民生活基礎調査

※胃がん、大腸がん、肺がんは、40～69 歳、過去１年間に受診したもの

※乳がんは、40～69 歳、過去２年間に受診したもの

※子宮頸がんは、20～69 歳、過去２年間に受診したもの

２　特定健康診査等に係る財政支援の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

国においては、市町村国保及び国民健康保険組合に対する補助基準単価の詳細な計算の根拠を明示し、地域における実態を勘案して、単価の引上げ等を行うとともに、この引上げに伴う都道府県負担に対して配慮すること。

◆本県の現状・課題等

・　特定健康診査及び特定保健指導の実施率は、平成30年度からの第三期医療費適正化計画に対する国の基本方針の中でも重視され、保険者努力支援制度の評価指標でも高い配点となっているなど、今後ますますの取組が求められている。

・　このような状況の中、国の定める特定健診・特定保健指導の補助基準単価は、令和２年度に見直しが行われたが、都市部で多く行われている個別健診の単価と比べて乖離が拡大しており、健診等の経費を市町村が追加負担せざるを得ない。また、受診率が向上することにより、さらに負担が増大することとなる。

・　特定健康診査については、基本的な診査項目が定められているが、多くの市町村では項目を追加して実施しており、国庫負担金の基準設定に当たっては実情に即した項目の設定が必要である。また、医療機関での診療における検査データの提供を受けた場合の情報提供に係る費用は国庫負担の対象外となっており、検査データの活用が進まない要因となっている。

・　また、国民健康保険組合については、補助基準単価で算定した補助額がさらに予算調整されているため、市町村以上に追加負担が発生している。国として必要な予算を確保し、国民健康保険組合の事業実施を確実に支援すること。

◆参考

○市町村特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標実施率 (令和５年度)
特定健康診査	39.6%	40.3%	40.7%	60.0%
特定保健指導	17.6%	20.0%	19.8%	60.0%

○市町村特定健康診査等の費用に対する国負担割合（R元年度）

国負担額	県負担額	実際の費用	国負担割合
860,182千円	860,182千円	4,594,234千円	18.7%

■地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

【厚生労働省】

県担当課：地域包括ケア課

1　介護保険財政の国負担の見直し

【厚生労働省】

◆提案・要望

国は、全市町村に対し介護給付費の25%（施設給付費は20%）を負担し、調整交付金はその外枠の制度とすること。

◆本県の現状・課題等

・　介護保険法により、国は給付費の 25%（施設給付費は 20%）を負担することとされている。しかし、給付費の５%相当分は、調整交付金として後期高齢者等の人口比率や第一号被保険者の所得状況などに応じて市町村ごとに増減されている。

・　調整交付金が減ぜられた場合、その分は第一号被保険者の保険料で賄うこととなり、例えば不交付（調整交付金額０円）の保険者の第一号被保険者は、標準（調整交付割合５%）の場合よりも約 21.7%高い保険料を負担しなければならなくなる。

・　なお、平成 30 年度以降の調整交付金の算定方法について、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるための見直しが行われているが、令和２年度の本県の普通調整交付金の平均交付割合は 2.62%（令和元年度 2.35%）であり、依然として５%を大きく下回る。（不交付団体は２保険者（令和元年度５保険者））

◆参考

○介護給付費の負担割合

＜　標　準　＞

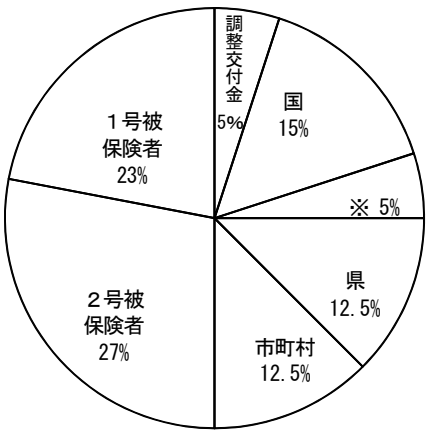

＜調整交付金不交付＞

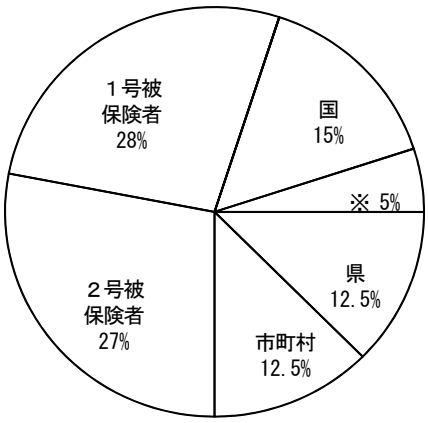

※この「５%」は、施設給付費以外では国が負担し、 施設給付費では県が負担する。

２　低所得者対策の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　低所得者層の段階の細分化を可能とするなど負担能力に応じてきめ細かく介護保険料が定められる制度とすること。

（２）　低所得者の利用者負担を軽減する補足給付及び社会福祉法人軽減制度について、特定のサービスや経営主体に限定することなく、居住費を伴うサービス全般に拡充すること。

（３）　低所得者の負担能力の判定基準については、介護保険制度の中で共通の算定方法とすること。

◆本県の現状・課題等

・　国民皆保険制度である介護保険の保険料や利用に要する負担は、被保険者の負担能力に応じたものでなければならないが、保険料については、住民税非課税者の負担すべき額が介護保険法で５区分に固定されており、保険者の裁量できめ細かく設定することができない。

・　利用者の負担を軽減する補足給付については、低所得者の居住費（滞在費）と食費に係る負担を軽減する給付であるにもかかわらず、認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護等が対象外である。また、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度については、利用者の状況にかかわらず、サービスの提供主体が社会福祉法人又は市町村の場合に限られる。

　この２つの制度は、利用者の状況に関わらず、類似・同等のサービスの利用であってもサービス提供主体等の状況によって利用者の負担が大きく異なっている。

・　また、保険料や利用料の算定方法は、制度によって基準が異なり、非課税年金を考慮するもの、預貯金を勘案するもの、家族・配偶者の資力を勘案するものなど様々であり、同程度の資力であっても、収入の種類等により算定される額が大きく異なってしまい、利用者の負担能力に真に応じた制度とはなっていない。

◆参考

○介護保険料の段階について　　＜例：第１段階と第２段階＞

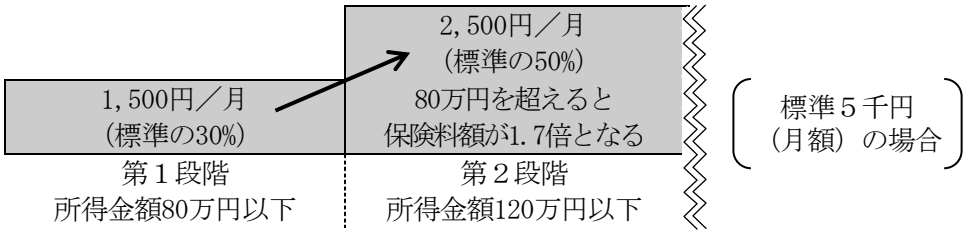

○介護保険料の標準的な段階

段階	保険料率	対　象　者		
		住民税(本人)	住民税(世帯)	本人の前年の合計所得金額+年金収入金額の合計額
第1	30%	－	－	(生活保護受給者)
		非課税	非課税	(老齢福祉年金受給者)80 万円以下
第2	50%			80 万円超 120 万円以下
第3	70%			120 万円超
第4	90%		課税	80 万円以下
第5	100%			80 万円超
第6	120%	課税		120 万円未満
第7	130%			120 万円以上 210 万円未満
第8	150%			210 万円以上 320 万円未満
第9	170%			320 万円以上

※ 預貯金等は判断基準ではない。

○利用料（食費・居住費等）に対する補足給付、社会福祉法人等による軽減制度について

	補足給付 (特定入所者介護サービス費)	社会福祉法人等による 利用者負担額軽減制度
対象者	住民税世帯非課税等 (預貯金500万円～1,000万円以下)	住民税世帯非課税、単身年収150万円以下等
事業主体	(制限なし)	社会福祉法人または公営に限る
対象 サービス	・特別養護老人ホーム(地域密着含む) ・老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・ショートステイ（療養介護を含む）	・特別養護老人ホーム(地域密着含む) ・ショートステイ 等
対象外のサービス	・グループホーム、有料老人ホーム　等	・グループホーム、有料老人ホーム　等

○所得と負担能力の比較例

下表のＡさんとＢさん：収入金額がほぼ同じであるにかかわらず、収入の種類等により保険料と利用料(補足給付)の負担の判断が逆となる例

・介護保険料　Ａさん＜Ｂさん　（Ｂさんの方が、負担が大きい）
・補足給付　　Ａさん＞Ｂさん　（Ａさんは給付対象外のため、利用料負担が大きい）

下表のＢさんとＣさん：Ｃさんが、収入金額が少ないにも関わらず、課税収入があるため、収入金額が多いＢさんより保険料も利用料も高くなる例

・介護保険料　Ｃさん＞Ｂさん　（Ｃさんの方が、負担が大きい）
・補足給付　　Ｃさん＞Ｂさん　（Ｃさんは給付対象外のため、利用料負担も大きい）

		Ａさん	Ｂさん	Ｃさん
所得・資産の内容	a　公的年金等収入金額	79万円	180万円	160万円
	b　非課税年金収入金額	100万円	0円	0円
	c　（小　計）	179万円	180万円	160万円
	d　合計所得金額	0円	70万円	50万円
	e　住民税	非課税	非課税(寡婦)	課税
	f　預貯金等	3千万円	400万円	100万円
負担の内容	介護保険料	第1段階 (基準額の30%)	第3段階 (基準額の70%)	第6段階 (基準額の120%)
	補足給付	給付対象外	給付対象	給付対象外

３　定期巡回・随時対応サービスの普及促進

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、看護職や介護職の人材及び連携先の訪問看護事業所を確保しやすいよう、介護報酬額などの課題を把握し、適切な報酬とすること。

（２）　ケアマネジャーなど介護専門職へこのサービスの正確な理解を促進するとともに、在宅生活全般を支えるサービスであることを広く国民に普及啓発すること。

◆本県の現状・課題等

・　高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。
・　定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスである。
・　本県では、このサービスが全ての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。
・　令和3年度の介護報酬改定では、基本報酬額の引き上げや、計画作成責任者と管理者の兼務が可能であること、オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員は、夜間・早朝に必ずしも事業所内にいる必要はないことが明確化されたが、訪問看護に関しては引き続き課題がある。

○　一体型事業所において、訪問看護の利用者がいなくても人材確保の困難な看護職員を常勤換算2.5人以上配置しなければならない。
○　連携型事業所において、訪問看護分の介護報酬額が低い。

・　ケアマネジャーなど介護専門職の理解不足、利用者である高齢者やその家族の施設志向等により、既存事業所の利用者が伸び悩んでいる。

◆参考

○県内の定期巡回・随時対応サービス普及状況（令和2年9月末時点）

整備済み市町村	事業所数	利用者数
53保険者（55市町村）	62事業所	1,064人

※1 つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型事業所」と、地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」がある。

■介護人材の確保・定着対策の推進

【厚生労働省】

県担当課：高齢者福祉課

1　介護職員の確保・定着に向けた取組の強化

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和４年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。

（２）　処遇改善加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するとともに、他業種との賃金格差を解消するために介護職員の給与を大幅に引き上げることができるよう介護報酬とは別に措置すること。

（３）　介護報酬の一定割合を給与に充てることを明示した統一的な指針を策定すること。

◆本県の現状・課題等

・　介護職員は他産業に比べ給与額が低く離職率が高い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。

◆参考

○給与額等比較表　（厚生労働省　令和元年賃金構造基本統計調査）

	年齢	勤続年数	給与額　※
全　労　働　者	43.1歳	12.4年	307.7千円
福祉施設介護員	42.6歳	7.1年	244.5千円
ホームヘルパー	48.9歳	7.3年	240.8千円
介護支援専門員	49.9歳	9.3年	275.2千円

※　「所定内給与（月給）」

○介護職員の離職率（令和元年度）

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
15.4%	18.9%	15.6%	19.7%

（介護労働実態調査：(公財)介護労働安定センター）　（雇用動向調査：厚生労働省）

○介護報酬の改定

平成18年度改定率	△2.4%	平成17年10月改定分を含む
平成21年度改定率	＋3.0%	人材確保・処遇改善の観点から加算を導入
平成24年度改定率	＋1.2%	介護職員処遇改善加算等を新設
平成27年度改定率	△2.27%	介護職員処遇改善加算の新たな上乗せを創設
平成30年度改定率	＋0.54%	
令和元年度改定率	＋2.13%	介護職員等特定処遇改善加算の創設
令和３年度改定率	＋0.70%	介護職員の人材確保・処遇改善、物価動向

○国の地域医療介護総合確保基金等を活用した施策

※（　）内は事業の開始年度

・メッセージカード事業（平成25年度～）

介護職員等への感謝の気持ちなどをメッセージカードで伝える運動を推進。

・介護職員雇用推進事業（平成26年度～）

介護未経験者等を対象に職場研修や介護職員初任者研修を実施し、介護事業所への就職を支援。

・介護の魅力ＰＲ等推進事業（平成26年度～）

介護の魅力をＰＲするため、介護職員で構成する介護の魅力ＰＲ隊による大学・高校等への訪問や県外での人材募集活動等を実施。

・介護職員資格取得支援事業（平成26年度～）

介護現場で働きながら実務者研修を受講した者に対して研修受講料の一部を補助。

・介護職員資格取得支援事業（初任者研修補助）（平成27年度～）

介護職員初任者研修修了後の早期就労者及び在職中の研修修了者に研修受講費の一部を補助。

・介護職員永年勤続表彰事業（平成27年度～）

永年勤続の介護職員等（勤続20年及び10年）を表彰。

・高齢者等介護職員就労支援事業（平成28年度～）

高齢者等を対象に職場体験や介護に関する入門的研修を実施し、介護事業所への介護助手としての就職を支援。

・優良介護事業所認証事業（平成28年度～）

人材育成等について優れた取組を行っている介護事業所を認証。

・介護ロボット普及促進事業（平成28年度～）

介護ロボットを購入又はレンタルした介護事業所に対し、経費の一部を補助。

・介護支援専門員研修受講支援事業（平成28年度～）

介護支援専門員研修の実施機関に対して必要経費の一部を補助。

・新任介護職員定着支援事業（平成28年度～）

新任介護職員を対象に研修や交流イベントを実施。

・潜在介護職員届出システム事業（平成29年度～）

国のシステムを活用して就職に役立つ情報を提供し、離職した介護職員の復職支援を実施。

・市町村による介護人材確保支援事業（令和元年度～）

市町村が行う介護に関する入門的研修の実施から介護事業所とのマッチングまでの一体的支援に対して補助。

・外国人のための環境整備事業（令和元年度～）

留学生を受け入れた介護事業所が日本語学校学費及び住居費を負担した場合その経費の一部を補助。技能実習生及び特定技能外国人に対する日本語学習費の一部を補助。

・介護助手の養成・確保（令和２年度～）

子育て中など生活スタイルに合わせた働き方を希望する者に対し、介護に関する入門的研修を実施し、介護事業所への介護助手としての就職を支援。

・介護現場におけるＩＣＴ導入支援事業（令和２年度～）

ＩＣＴ導入に係るセミナーの開催やモデル事業所に対してアドバイザー派遣を行うとともに、介護システムの導入費の一部を補助。

・スマート介護施設モデル事業（令和３年度～）

介護施設にコンサルタントを派遣し、ヒト（人事管理）、モノ（介護ロボット・ＩＣＴ）、カネ（経営管理）の３つの視点から総合的に介護の生産性向上を図り、成果報告会等で他施設に普及させる。

・福祉・介護人材育成促進事業（令和３年度～）

他業種で働いていた者等が介護職員初任者研修を修了し、県内の介護事業所に就職する場合の就職支援金及び福祉系高校に通う学生に対する修学資金の貸付けを実施する。

「安心・元気の埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野２　生活の安心を高める分野

■地域医療体制の充実

【法務省、厚生労働省、観光庁】

県担当課：感染症対策課、医療整備課

1　子宮頸がん予防ワクチン接種への対応

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応症例について十分な検証を行い、因果関係を解明するとともに、国民に対し速やかに分かりやすい情報提供を行うこと。

（２）　子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係を否定できない健康被害に苦しんでいる方々に対して、早急に効果的な治療法を確立すること。

（３）　子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係が明らかになった際には、速やかに国が責任を持って適切に補償すること。

◆本県の現状・課題等

・　子宮頸がん予防ワクチンの予防接種については、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛及び運動障害を訴える方が、多数報告されている。
・　このため、平成25年６月14日、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論を受けて、定期予防接種としての積極的な接種勧奨を中止した。
・　しかし、引き続き厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において検討が続けられているが、未だ因果関係は解明されていない。
・　現在、接種希望者に対しては、有効性とリスクについて周知を図っているが、国民の健康と安全を守るため、ワクチン接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められている。
・　本県でも、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会埼玉支部が設立され、支援について相談が寄せられている。

◆参考

〇埼玉県内における副反応報告件数

（平成25年4月～令和3年2月）

医療機関からの副反応報告	保護者からの発生した症状の報告	主な副反応
41件※	18件	意識消失、発熱、痛み、しびれ、歩行障害、全身エリテマトーデス、全身の痛み、けいれん、震え

※厚生労働省からフィードバックされたもののみ集計

２　外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実

【法務省、厚生労働省、観光庁】

◆提案・要望

（１）　在日外国人の未払医療費の補助制度について、救命救急センター（９施設）だけでなく全ての救急医療機関（192施設）を対象とするほか、必要な財源を十分に確保するとともに、未払医療費による医療機関の負担をなくすため、補助要件や補助率の見直しを行うこと。

（２）　増加する訪日外国人に対し、急な病気やけが等に対応する旅行保険の加入を国が積極的に促すとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図ること。

（３）　国が設置した、医療機関における外国人対応に資する夜間・休日のワンストップ窓口について、相談体制の一元化、効率化を図るため、毎日24時間対応とすること。

◆本県の現状・課題等

＜在日外国人＞

・　令和２年１月１日現在の国内の不法滞在者数は、8万2,892人であり、平成27年から増加傾向にある。
・　本県の在留外国人は約20万人（令和元年12月末現在）いるが、在留期間満了後も日本にとどまる不法滞在者が医療機関を受診し、医療費を支払わない悪質なケースも増加している。
・　不法滞在者が119番通報するケースは特に搬送困難事案になりやすく、救急車が現場で長時間滞在した結果、傷病者に命の危険が及ぶ場合があるだけでなく、他の救急要請に支障を来す事態となっている。
・　特に本県では、救命救急センター以外の救急医療機関についても未払医療費を補填する制度を実施しているが、在日外国人を県外の医療機関に搬送し、未払医療費が発生しても、受け入れた医療機関には全く補填されないため、県外への搬送に支障を来している。
・　在日外国人が救命救急センターを受診した場合には国の補助制度（医療提供体制推進事業費補助金）があるが救命救急センターが受け取れるのは最大でも未払医療費の総額から20万円を控除した額の３分の２までであり、残りの未払医療費は救命救急センターが負担する制度となっている。
・　しかも、必要な財源が確保されていないため、国からの交付額は必要額の約7割にとどまっている。
・　さらに救命救急センター以外の医療機関における未払医療費については国の補助制度がないため、県が独自事業で市町村とともに一部を助成しているが、本来は外国人の在留管理を行っている国が主体的に取り組む問題である。

＜外国人旅行者＞

・　令和元年の訪日外国人旅行者は過去最高の3,188万人となっており、国は2030年に６千万人まで増やすことを目指している。
・　本県でも川越や長瀞などの観光スポットやアニメの聖地があることなどから、外国人旅行者は多く、約68万人（令和元年推計値）となっている。

・　延期された東京2020オリンピック・パラリンピックについては、海外観客の受け入れを断念したものの、本県は４つの競技の開催会場にもなっていることから、そのレガシーに対し今後も外国人旅行者の増加が見込まれる。
・　その一方、外国人旅行者については約3割が旅行保険に加入していないというデータもある。
・　旅行保険に加入していない外国人旅行者が急な病気やけが等で医療機関を受診し、高額な医療費がかかった結果、未払いとなる事案が問題となっている。
・　また、外国人旅行者の未払医療費については「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により費用弁償をする制度があるものの、救護者がいれば資財の有無に関わらず適用外とされているため、実質的に費用弁償される例は少ない。
・　訪日外国人旅行者の急なけがや病気に対応するためには、訪日外国人旅行者の入国を管理している国が主体となって、航空機内や入国審査時などあらゆる機会を捉えた旅行保険の加入の促進に取り組むとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図る必要がある。

＜医療機関における未払医療費＞
・　県内の救急医療機関等に対し令和元年度中に回収不能となった外国人の未払医療費について調査を行ったところ、１年間に15医療機関で合計1,300万円以上の未払医療費が発生していた。
・　今後も我が国の地域医療体制を円滑に確保するためには、国が主体となって不法滞在者や外国人旅行者の未払医療費対策を行うことが必要である。

＜医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口＞
・　国は、令和元年10月から、医療機関における未払医療費の対応などの外国人対応に資するワンストップ窓口を設置したが、その利用可能時間は平日の夜間及び土日祝日に限られている。
・　これは、国が、平日日中の時間帯の窓口は、都道府県が国の補助金（補助率２分の１）を活用して設置するものとしているためである。
・　しかし、仮に国と県で委託先の業者が異なった場合、利用者にとっては、相談する時間帯によって電話番号、応対者等が異なることとなり、不便なものとなる恐れがある。
・　また、医療機関の外国人対応に関する相談という、専門性が高く、広範な内容の相談に対応できる事業者は全国でも一部の事業者に限られることから、地域性を勘案して各都道府県ごとに契約するよりも、国が一括して契約し、利用可能時間を毎日24時間とすることで、当該事業全体の経費の削減にもつながる。
・　以上により、国の相談窓口の利用可能時間を拡大し毎日24時間とすべきである。

■防犯対策の推進と捜査活動の強化

【警察庁、厚生労働省】

県担当課：人事課、防犯・交通安全課、（警）公安第一課

１　テロの未然防止のための基盤強化

【警察庁】

◆提案・要望

ドローンを悪用した脅威や主要駅、商業施設等のソフトターゲットに対するテロ等、各種事態への対処能力の向上を図るべく、テロ対策装備資機材（銃器、ドローン、爆発物、ＮＢＣ対策等）の拡充に必要な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　国際テロ情勢として、ＩＳＩＬ（いわゆる「イスラム国」）は日本や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、海外で邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続している。

・　また、世界各地では、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等のソフトターゲットを狙った車両突入や刃物・銃を使用したテロが発生している。

・　県警察では、テロ対策のため、埼玉県５か年計画に基づき、装備資機材の整備等に取り組んでいるところ、更なるテロ対策装備資機材（銃器、ドローン、爆発物、ＮＢＣ対策等）を拡充する必要がある。

◆参考

〇最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	死者数
ニュージーランド・クライストチャーチ	モ　ス　ク	2019年３月	50人
スリランカ・コロンボ等	教会・ホテル	2019年４月	250人以上
リビア・ベンガジ	ショッピングモール前	2019年８月	３人
英国・ロンドン	集　会　所	2019年11月	２人
フランス・ロマン・シュル・イゼール	路　　上	2020年４月	２人
英国・レディング	公　　園	2020年６月	３人
フランス・コンフランサントリーヌ	学　校　前	2020年10月	１人
フランス・ニース	教　　会	2020年10月	３人
オーストリア・ウィーン	路　　上	2020年11月	４人

・　県警察では、関係自治体や民間事業者等と連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進していく。

２　公務員休暇制度への被害回復のための休暇の導入【新規】

【総務省、厚生労働省】

◆提案・要望

被害回復のための休暇制度の周知・普及を図るため、国家公務員の休暇制度に先導的に導入するとともに、地方公務員制度への導入促進を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 犯罪被害に遭うと、通院治療、警察等の事情聴取、裁判への出廷・傍聴等が重なり、既存の休暇制度等だけでは対応できず、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくない。
- 被害を軽減し、早期回復を図るためには、経済的基盤を維持することが必要であり、被害回復のための休暇制度の導入が求められている。
- 国の第四次犯罪被害者等基本計画（計画期間　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで）では、「被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にある」とし、民間事業主等に対して被害回復のための休暇制度の周知・啓発を図っているが、導入は 10 企業等※にとどまっている。
- 本県では、埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく、埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針により、民間事業者等に対して、被害回復のための休暇制度の普及に取り組んでいるが、県内の導入は１団体（(公社）埼玉犯罪被害者援助センター）※のみである。
- 国では、民間事業者等に対して、被害回復のための休暇制度を呼び掛けているが、国家公務員の休暇制度の対象となっていない。
- 地方公務員の休暇制度については、国や他の地方公共団体と権衡を失しないよう考慮して定めるべきものであり、当県のみ被害回復のための休暇制度を導入することは困難である。
- 被害回復のための休暇制度について、国、さらには地方公共団体が先導的に導入することで、民間事業主等への周知・普及につなげる。

※　厚生労働省「特別な休暇制度導入事例」（令和３年３月末時点）

■交通安全対策の推進

【警察庁、国土交通省】

県担当課：道路街路課、道路環境課、（警）交通規制課

１　交通安全施設等の整備

【警察庁、国土交通省】

◆提案・要望

（１）　交通死亡事故の約52.5%が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。

（２）　「ゾーン30」における生活道路30km/hの区域規制や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。

（３）　安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県の人身交通事故は、平成 22 年をピークに減少傾向にあり、令和２年の交通事故死者数についても前年に比べ減少したものの、121 人と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
・　交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の 50.4%と半数以上を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約 78.7%と高くなっている。
・　交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

◆参考

○主な交通安全施設整備数（補助事業）※R3年度は見込み数

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
信号機新設数	3 基	4 基	1 基	3 基	2 基
信号機改良（車両用灯器 LED 化）	1,056 灯	756 灯	282 灯	246 灯	996 灯
信号機改良（歩行者用灯器 LED 化）	464 灯	404 灯	272 灯	304 灯	584 灯
横断歩道整備数	1,725 本	2,025 本	2,925 本	2,725 本	2,725 本
ゾーン３０整備数	23 区域	36 区域	28 区域	28 区域	29 区域
標識整備数（県警所管）	1,659 本	1,973 本	2,196 本	2,823 本	3,000 本

■消費者被害の防止

【内閣府、消費者庁】

県担当課：消費生活課

1　地方消費者行政の充実強化のための財源確保

【内閣府、消費者庁】

◆提案・要望

複雑かつ多様化する消費生活相談に対応するため、また、消費生活相談窓口等の事業が安定して実施できるように、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 本県では現在、単独で窓口を設置する方式のほか、複数市町村が窓口を相互に利用をする方式を含め、県内 63 市町村の全てにおいて週４日以上の消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政は着実に進展している。
- その財源として、従来、地方消費者行政活性化基金を活用してきたが、平成 27 年度から地方消費者行政推進交付金による財政支援に切り替わるとともに、地方消費者行政活性化基金の活用期間は令和２年度までとなった。
- 地方消費者行政推進交付金の活用事業は、事業ごとに終期があらかじめ設定されているとともに、新たな事業に取り組むことができるのは、平成 29 年度までに開始した事業に限られている。
- また、平成 30 年度から地方消費者行政強化交付金による財政支援に切り替わり、新たな消費者課題に対応できる強化事業も追加となったが、活用期間は限られ、推進事業分の交付金も令和元年度にかけて大幅に減少した。令和２年度は、推進事業に充当できる地方消費者行政活性化基金の支出額の減少に伴い推進事業分の交付金が増額となったが、その合計額は令和元年度を下回る水準となっている。
- 地方消費者行政活性化基金の活用期間が終了した後、強化交付金のうち推進事業分の増額がなされなければ、市町村の消費生活相談窓口等の事業継続が不安定となることが予想される。

◆参考

○地方消費者行政強化交付金による財政支援状況

（単位：千円）

	H29 当初 交付決定額	H30 当初 交付決定額	R1 当初 交付決定額	R2 当初 交付決定額	対前年比
強化交付金推進事業 （～29 推進交付金） 補助率　国 10/10	231,245	95,253	45,903	128,406	279.7%
強化交付金強化事業 （30～創設） 補助率　国 1/2	－	12,165	13,227	13,806	104.4%
活性化基金 （30～推進事業に充当） Ｒ２活用終了	（支出額） 94,720	（支出額） 75,674	（支出額） 97,947	（支出額） 14,623	14.9%
計	325,965	183,092	157,077	156,835	99.8%

■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進

【財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、生活衛生課、河川砂防課、
水道企画課、水道管理課

１　ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減

【財務省、厚生労働省、国土交通省】

◆提案・要望

＜ダム等水資源開発施設建設に係る負担軽減＞

（１）　思川開発事業に係る国庫補助金について、要望額を確保できるよう予算措置すること。

（２）　思川開発事業について、事業主体である水資源機構に対し現行計画の総事業費及び工期を厳守するよう働き掛けること。

＜水源地域整備計画の推進に必要な財源の確保＞

（３）　水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。

（４）　水源地域整備に係る国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないよう、国において財政措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

・　ダム等水資源開発施設については、総事業費の増額や工期を延長してきた経緯がある。
　そのため、現行計画の総事業費及び工期の厳守とともに、県財政への負担が軽減されるように努めることを求めていく。

・　水源地域整備事業については、事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源措置を求めていく。

◆参考

○平成29年３月に思川開発事業で工期延長（事業実施計画の変更）が行われた。
　（予定工期を変更　平成27年度　→　令和6年度）

２　水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充

【厚生労働省】

◆提案・要望
各補助事業の採択基準の緩和や基準事業費の見直しを行い、交付率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

・　水道事業者等は、料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため、水道施設の更新や改築あるいは耐震化などを計画的に進めるとともに、安全な水を供給するため、原水水質に応じ高度浄水処理施設を整備するなど必要な対応を行っていく責務がある。
・　国では、水道水源開発等施設整備費国庫補助金や生活基盤施設耐震化等交付金を設け、これら取り組みに対する財政支援を予算の範囲内で実施しているところである。
・　しかし、これらの交付要綱及び取扱要領では、水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も１／３又は１／４にとどまっている。
・　特に、早急に対応が必要な石綿セメント管の更新等を対象とする「水道管路緊急改善事業」は、水道料金の水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が設定されているため、県内の水道事業者はほとんど活用できない状況である。【埼玉県における石綿管残存延長は約350km:全国ワースト３位】

◆参考

○埼玉県の耐震化の状況【令和元年度】
・浄水施設の耐震化率　　17.5%
・配水池の耐震化率　　72.6%
・基幹管路の耐震適合率　46.7%

○埼玉県の水道施設の老朽化の状況【令和元年度】
・法定耐用年数を経過した管の割合　　16.0%
・経年化設備率　　48.5%
・石綿セメント管残存率　　1.1%

３　水道広域化の促進に係る支援施策の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　水道広域化を促進するため、生活基盤施設耐震化等交付金（広域化事業）の採択基準を緩和するとともに、「全体計画は原則10年間とし、令和16年度までの時限事業とする。」の条件を外すこと。

（２）　水道広域化の動機付けを強化するため、広域化事業の対象となる新たな施設整備がない場合であっても、生活基盤施設耐震化等交付金（運営基盤強化等事業）の交付が受けられるよう、支援制度の創設・拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では、平成 23 年に「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、水道広域化を推進しており、これまで、秩父広域市町村圏組合において平成 28 年４月に水道広域化を実現したが、この他に水道広域化に向けた具体的な進展はない。

・　国では、水道広域化を支援するため生活基盤施設耐震化等交付金により、水道事業の広域化に資する施設整備（広域化事業）を対象に交付金を交付するとともに、広域化事業に要する事業費を上限に、運営基盤の強化に必要な施設整備（運営基盤強化等事業）に対しても交付金を交付している。

・　秩父広域市町村圏組合では、平成 28 年度からこれらの交付金を受けているが、平成 28 年度及び平成 29 年度の交付金は要望額に対して約７割の交付にとどまったため、計画の見直しを余儀なくされている。さらに、令和元年の台風 19 号の大規模災害にも見舞われ、広域化事業の進捗に影響が生じている。

・　本県としては、秩父広域市町村圏組合の水道広域化を成功に導き、この先進事例を広く展開していくことが、水道広域化を推進し、ひいては水道の基盤強化につながるものと考えるが、そのためには、生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和等が必要である。

・　また、本県では埼玉県水道用水供給事業（県営水道）が、秩父広域市町村圏組合を除くほぼ全ての水道事業者に水道用水を供給しており、県営水道の供給区域の水道事業者は、既に施設の効率化を行っている。このため、水道広域化にあたって、広域化事業の対象となる新たな施設整備を伴わず、運営基盤強化等事業の交付対象とならない場合がある。

・　水道広域化を推進する上で、交付金は大きな動機付けとなるため、広域化事業の対象となる新たな施設整備がない場合でも、運営基盤強化等事業の交付が受けられる支援制度の創設・拡充が必要である。

４　工業用水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充

【経済産業省】

◆提案・要望
工業用水道事業費補助金の予算拡充措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

・　全国における工業用水道事業の現況は、需要減少等に伴う収益低下により、経営が悪化している事業が多い。このような経営状況下において、高度経済成長期に整備された施設の更新や大規模地震の対策を実施していくことが課題となっている。
・　こうした背景を受けて、国では、「工業用水道事業費補助金」を設け、工業用水道事業者の施設更新や耐震化を促しているが、一方で近年における補助金の予算は縮小傾向となっている。
・　本県においても、販路の拡大や料金制度の見直し等に努めているが、需要の減少は続いており、平成 10 年度には約 25 億円あった給水収益が令和元年度には約 16 億円まで減少した。
・　近年、アセットマネジメント手法を活用し、費用の平準化を図りながら適切な時期に施設更新を進めているが、法定耐用年数を超過した施設の割合は依然高い状況である。
・　さらに、基幹管路の耐震化適合率は全国平均と比較して低い水準であり、健全な経営を維持しながら耐震化を早急に実施することも課題となっている。
・　以上のことから、国庫補助金の予算拡充措置を求めるものである。

◆参考

○埼玉県における耐震化の状況【令和元年度】
　・浄水施設の耐震化率　　42%
　・基幹管路の耐震化適合率　19.6%（全国平均 43.5%）

○埼玉県における老朽化の状況【令和２年度】
　・法定耐用年数を超過した施設の割合　87.6%

５　雨水・再生水利用の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。

・　平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設整備に関する財政支援は、下水道事業等の流出抑制の観点からの補助金と税制上の優遇措置のみとなっている。

・　雨水・再生水の利用促進のためには、施設整備の推進が有効であり、雨水流出抑制施設だけでなく、全ての雨水・再生水利用施設整備に直接利用できる財政支援が必要である。

■生活の安心支援

【文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課、社会福祉課

1　生活保護制度の改善

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　生活保護制度については、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。

（２）　生活保護基準については、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供がいる世帯に十分配慮したものとすること。

（３）　近年マスコミでも取り上げられている無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、事前の許可制とするとともに、個人による経営実態の隠蔽を防ぐため実施主体を法人に制限し、事業者の財務資料の公表により経理の透明性を確保するなど、法令による規制を強化すること。

（４）　入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。

（５）　救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

＜生活保護制度の見直しについて＞

・　国は、生活保護制度の適正化や自立支援の強化を図るため、生活保護法及び社会福祉法の一部改正を行った。

・　改正の主な内容は以下のとおりであり、令和２年度にかけて順次施行された。

ア　生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援（進学準備給付金の支給）

イ　生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

・　後発医薬品の使用原則化、健康管理支援事業の創設

ウ　貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への生活支援

・　無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化

・　単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

エ　資力がある場合の返還金の保護費との調整

オ　介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例

・　保護の実施要領等の改正について、県内の福祉事務所からも、毎年度多くの意見が寄せられており（令和２年度　52件）、こうした地方の意見を十分に踏まえ不断の見直しを行っていく必要がある。

＜生活保護基準の見直しについて＞

・　生活保護基準については、定期的に検証を行うこととされており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、５年に１度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとされている。

・　平成29年の検証を踏まえ、生活扶助基準、児童養育加算、母子加算、教育扶助及び高等学校等就学費の見直しが平成30年10月から３年間かけて段階的に実施された。

・　今回の検証で検討課題とされながら、とりまとめに至らなかった級地制度等の課題については、今後、継続的に議論を行う必要があるとされている。

・　また、現行の検証手法である水準均衡方式は、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えているため、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念がある。最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑でない新たな検証手法の開発が今後の検証に向けた課題として挙げられている。

・　こうした課題を踏まえるとともに、生活保護世帯の子どもが再び生活保護を受ける貧困の連鎖を防止する観点を考慮した基準である必要がある。

＜無料低額宿泊所に係る法整備について＞

・　無料低額宿泊所は令和元年度に県内で４か所開設されるなど年々増加している。

・　平成30年６月に社会福祉法が改正され、無料低額宿泊所に対する事前届出制の導入、設備・運営等に関する基準の制定、改善命令制度の導入など、規制強化が図られ、令和２年４月から適用されたが、許可制ではないほか、事業主体が制限されていないなど、必ずしも十分であるとは言えない。

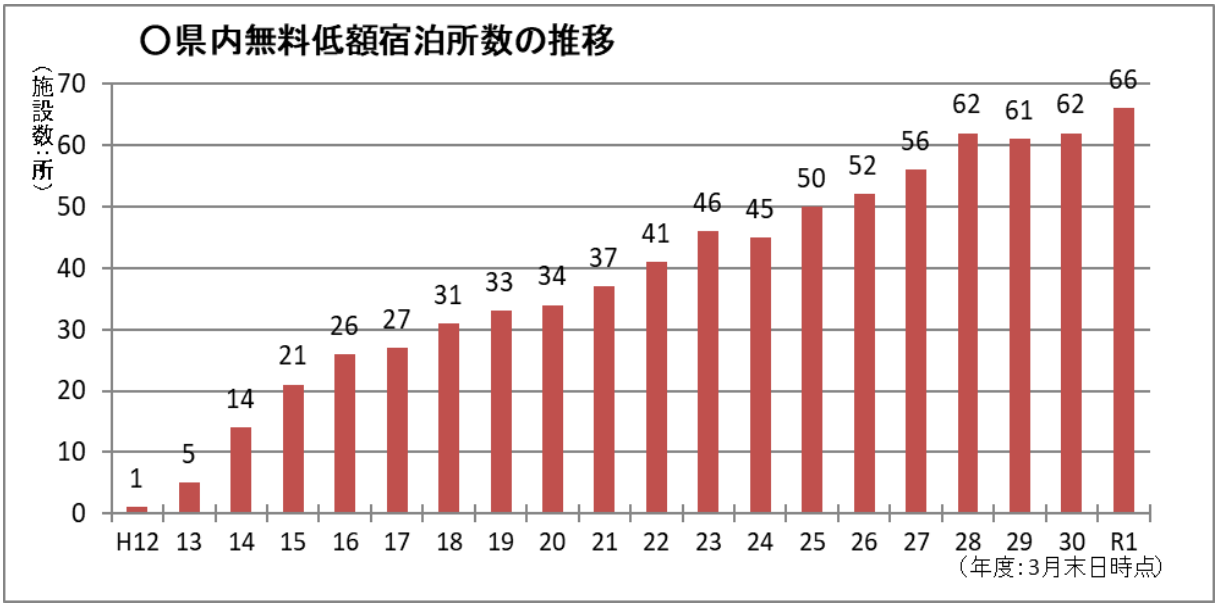

＜外国人に対する生活保護の準用について＞

・　本県の外国人に対する生活保護の現状は、この９年間、受給者が3,000人を超える状況が続

いている。

・　外国人については、昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。

・　しかし、当該通知後、60年以上を経過し、多くの外国人の生活保護受給者がいるため、地方自治体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

＜救護施設の事務費支弁基準の引上げについて＞

・　救護施設では、入所者の高齢化、障害の重度化が深刻な問題となっている。

・　県内に救護施設は２施設あり220人が入所しているが、入所者の平均年齢は68.5歳と高齢化し、全部介助を必要とする者は33人、一部介助を必要とする者は168人となっている。

・　直接処遇職員の配置基準は主任指導員1人、介護職員18人、看護師１人である（施設定員101～110人の場合）。

・　現行の施設事務費支弁基準額では、十分に職員が配置できず一人当たりの介助負担が増大し、入所者に対する適切な処遇に支障をきたすおそれがある。

施設定員101～110人	救護施設	障害児入所施設
一般事務費（月単価）	135,400円	155,160円

※　令和2年度事務費支弁基準額（羽生市）

◆参考

〇救護施設

生活保護法第38条に基づく保護施設の一つであり、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を受け入れ、生活扶助を行う施設。

２　生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

◆提案・要望

就労支援及び住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要であることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

・　福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。

・　本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、専門性を持った支援員を配置して就労支援及び住宅確保に関する事業を実施してきた。

・　平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は３分の２、住宅支援は４分の３にそれぞれ引き下げられた。

・　生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む必要がある事業の財源は、全て国において責任をもって確保するべきである。

◆参考

〇生活保護受給者チャレンジ支援事業

（１）就労支援について

・　本県の有効求人倍率は改善が進んでいるが、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。

・　本県では、平成 22 年９月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。

・　平成 27 年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は 40 市中 10 市にとどまっている。

（２）住宅支援について

・　本県では、平成 22 年９月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者など居宅の確保に困難を抱える者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。

・　平成 27 年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は 40 市中８市にとどまっている。

３　生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- 生活困窮者自立支援法が平成27年４月から施行された。
- 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- さらに、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待される。
- しかし、任意事業の国庫補助率は就労準備支援事業３分の２、一時生活支援事業３分の２、家計改善支援事業２分の１（条件により３分の２）と低い上、国庫補助の上限である基準額が設定されている。
- 各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率及び基準額が低いため実施できない自治体の方が多く、地域間で格差が生じている。
- 本県では、就労準備支援事業は40市中13市、一時生活支援事業は40市中５市、家計改善支援事業は40市中16市の実施にとどまっている状況にある。
- 住居確保給付金については、令和２年度の県町村部は267件（前年比22倍）となっており、各自治体の負担（４分の１）も大幅に増加している。

４　東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充【新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　東日本大震災に起因する事情により授業料等の納付が困難となった生徒等に対する補助については、国がその全額について財政措置を講じるとともに、従前と同様の水準による補助が可能となるよう受給資格要件等の緩和を図ること。

（２）　原子力災害、地震・津波災害などの区別なく、被災した児童生徒等が補助対象となるよう財政措置を講じること。

（３）　補助事業の縮小等、事業内容の見直しを行う場合は、一定期間を設けてその内容の周知を行うとともに、学年進行により実施する等の経過措置要件を設けること。

◆本県の現状・課題等

- 授業料や就学に係る費用の負担の有無は進路選択を左右するとともに、就学の機会を確保する重大な問題である。
- 被災地の復興に伴い本県における当該事業の対象者は年々減少しているが、いまだ支援を必要としている児童生徒等がおり、私立学校に通う令和元年度の補助対象者数は24名、補助額は合計で約570万円となっている。
- 震災から10年が経過した現在においても、親を亡くした子や、被災によって経済状況が悪化した世帯の児童生徒等に対する支援を引き続き行っていくことが重要であると考える。
- 本事業に対する保護者からの問合せが複数あり、私立高校への入学を希望する子の保護者から従前と同様の補助要件での事業の継続を望む声が寄せられている。

◆参考

〇令和3年4月からの制度変更

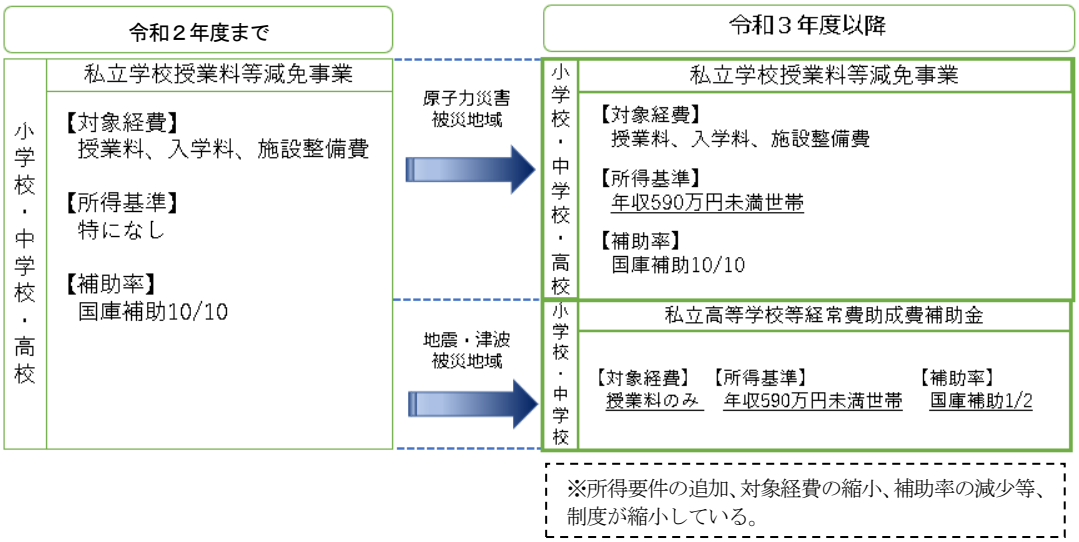

■危機管理・防災体制の強化

【消防庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、学事課、危機管理課、消防課

1　学校施設（私立学校）におけるブロック塀等の安全対策の推進

【財務省、文部科学省】

◆提案・要望

（１）　安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を推進し、学校施設の防災機能の強化を図るため、十分な財源を確保するとともに、財政支援制度の充実を図ること。

（２）　ブロック塀等の安全点検、特に内部点検の方法の確立や基準の提示など、技術的支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　災害時における児童生徒の安全確保のため、学校施設におけるブロック塀等の撤去・再設置・改修を速やかに行う必要がある。

・　ブロック塀等の点検を正確に行うためには、内部の状況を把握する必要があるが、設計図書等により確認できないものも多い。しかし、全ての塀等についてブロックを取り外して点検を行うことは現実的ではない。

◆参考

〇安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校数

＜私立学校＞

安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校数		
1	大阪府	65校 ／ 174校
2	東京都	61校 ／ 251校
3	兵庫県	39校 ／ 103校
⋮	⋮	⋮
8	埼玉県	22校 ／ 65校

※　文部科学省「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（令和2年12月23日）を編集して引用

２　地籍整備の推進

【法務省、国土交通省】

◆提案・要望

＜地籍調査事業に必要な財源の確保＞

（１）　実施市町村に対し地籍調査事業補助金を適切に配分するために必要な財源を確保すること。

（２）　特に調査の遅れている都市部及び山村地域において、市町村実施の足がかりとするため、国直轄の基本調査を実施すること。

＜登記所備付地図整備事業の拡充＞

（３）　調査が遅れているＤＩＤ地区で実施される登記所備付地図（不動産登記法第14条第１項地図）整備事業について、更なる調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　本県における地籍調査の進捗率は32％で全国平均の52％を大きく下回っており、着手率については全国46位となっている。特に都市部の地図混乱地域の地籍調査は難度が高く、市町村による調査が遅れている。

・　そのため、地籍調査事業の推進に鋭意取り組んできており、令和２年度には４市町が着手又は再開し、22市町村で実施している。

・　一方、令和３年度の国庫補助金については、要望額のおおむね７割となっており、全額確保がされていない。

・　地籍調査の推進のためには、未着手・休止市町の着手・再開が重要であるが、予算が確保されていない状況では市町に実施を促すことは難しい。

・　また、本県は首都直下地震の被害想定地域であることから、被災後の復旧・復興の迅速化のため、早急に事業を実施し土地境界の明確化を図ることが必要である。

◆参考

○地籍調査の進捗率（％）

区　分		全　国	埼玉県
ＤＩＤ（※）		26	24
非ＤＩＤ	宅　地	51	46
	農用地	70	44
	林　地	45	18
合　計		52	32

※ ＤＩＤ（Densely Inhabited Districts）：国勢調査において設定された「人口集中地区」

※ 進捗率は令和元年度末時点

３　地震に関する調査研究の推進

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は、基礎的な調査研究をより一層推進し、綾瀬川断層の伊奈－川口区間や立川断層帯の活断層の存否を早急に明らかにすること。

（２）　活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層について発生確率を明らかにすること。

◆本県の現状・課題等

・　関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。

・　綾瀬川断層の伊奈―川口区間については、地震調査研究推進本部が「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」において新たに活断層の可能性を認定した。その後、平成28年度の詳細調査の結果、この区間の大部分は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。

・　立川断層帯については、同推進本部が「立川断層帯の重点的な調査観測（平成24～26年度）」及び「活断層の追加・補完調査（平成27年度）」において、立川断層帯の一部（名栗断層）は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。

・　越生断層については、「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」により新たに活断層として認定されたが、詳細調査が実施さていないため、地震発生確率は不明である。

◆参考

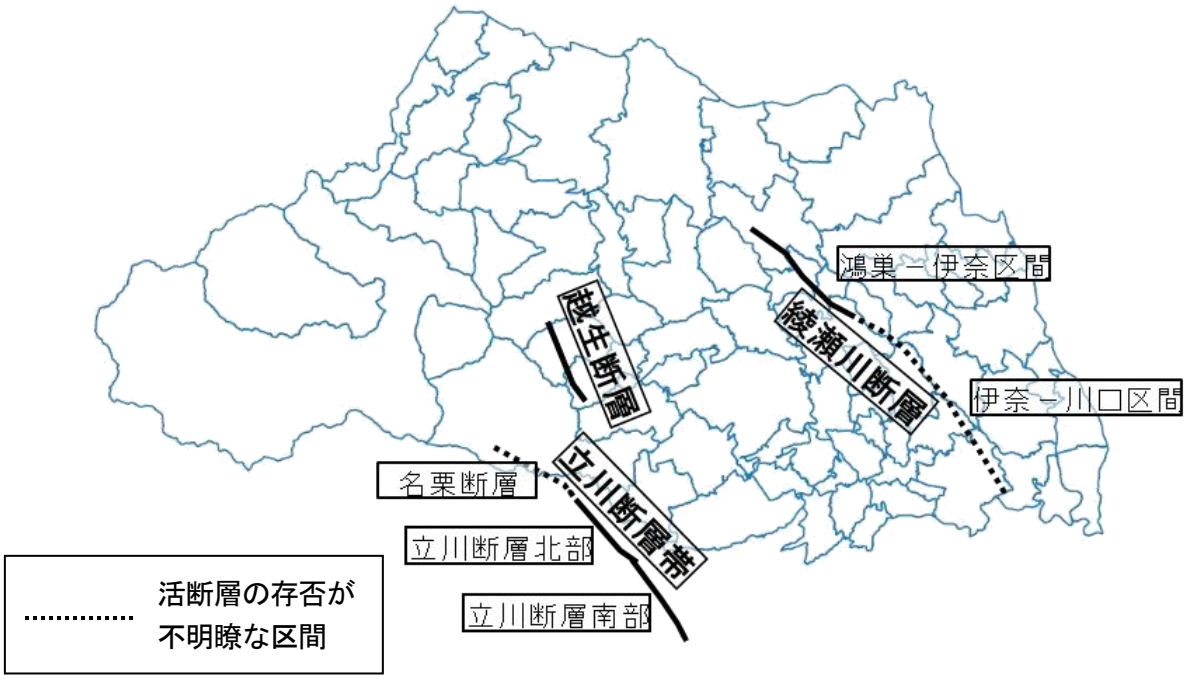

４　消防防災関係施設・設備の拡充

【消防庁】

◆提案・要望

大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に有効な車両等（無線中継車、水上オートバイ等）について、国有財産の無償使用制度により消防本部に配備できるよう必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　大規模災害発生時には通信の途絶が想定される。現地指揮本部のほか、消防庁をはじめ、都道府県、市町村においてもドローンの映像情報を共有し、有効な活動方針を早急に打ち出すため、災害現場には、無線中継車による通信手段の確保が必要である。

・　国有財産の無償使用制度によって、さいたま市消防局に緊急消防援助隊の活動支援のため、ドローン１機が貸与されているが、無線中継車は貸与されていない。

・　また、ゲリラ豪雨や台風などの大規模な風水害の発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、浸水区域において、瓦礫・漂流物に強く、迅速な捜索・救助活動を可能とする水上オートバイ等が必要である。

・　緊急消防援助隊の活動を効果的に行うため、国有財産の無償使用制度による車両、資機材の拡充及び配備を進めることが必要である。

５　消防団の装備に対する支援

【消防庁】

◆提案・要望

消防団に配備するデジタル携帯用無線機について、消防団の装備の基準に見合った交付税措置等を市町村に対し行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　消防団の装備の基準第５条第１項では「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」（以下、デジタル携帯用無線機）を「班長以上の階級にある消防団員に配備すること」と規定している。

・　しかし、デジタル携帯用無線機は高額であり、県内市町村では、短期間で基準どおりに配備することが困難である。

・　早期にデジタル携帯用無線機を配備するためには、交付税措置額の引上げなどの財政支援及び安価で購入できる仕組みの構築が必要である。

■治水・治山対策の推進

【国土交通省】

県担当課：下水道事業課

1　下水道雨水管きょ等整備に対する支援の強化

【国土交通省】

◆提案・要望

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きょ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生のリスクが増大しており、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。

・　本県の公共下水道雨水管きょ等整備率（雨水管きょ等整備済面積／全体計画面積）は、令和元年度末で約28%と低く、早急な公共下水道の雨水管きょ等の整備が求められている。

・　雨水管きょ等整備は公費が原則であり、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

◆参考

〇過去の浸水実績

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
床上浸水（棟）	898	403	478	20	2, 090
床下浸水（棟）	4, 108	1, 734	714	81	3, 376
合　　計（棟）	5, 006	2, 137	1, 192	101	5, 466

■感染症対策の強化

【厚生労働省】

県担当課：感染症対策課

1　結核病床の確保

【厚生労働省】

◆提案・要望
結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。
　結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
・　本県においては、平成24年及び平成28年に20床ずつ、更に平成29年に21床減少しており、今後もさらなる結核病床の廃止が予想される。
・　このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなることが懸念される。
・　結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

◆参考

○埼玉県における結核病床の利用状況

年月	月末病床利用率
令和２年１月	36.9%
令和２年２月	30.8%
令和２年３月	22.3%
令和２年４月	22.3%
令和２年５月	20.8%
令和２年６月	33.1%
令和２年７月	41.5%
令和２年８月	34.6%
令和２年９月	36.2%
令和２年10月	33.8%
令和２年11月	40.8%
令和２年12月	33.8%

２　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し

【厚生労働省】

◆提案・要望

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

・最新の知見を踏まえ、更に流通備蓄を増やすなど効率的な備蓄方法を検討する
・完全な製品化をしない状態で業者が保管する
・廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用する　等

◆本県の現状・課題等

・　平成30年６月22日に、抗インフルエンザ薬の備蓄目標量を変更する旨の国の通知があり、備蓄目標として、国と全都道府県でそれぞれ1,750万人分備蓄することとされており、本県においても、この目標を基に備蓄を進めている。

◆参考

○新たな備蓄目標量（万人分）（平成30年6月22日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
	カプセル	ﾄﾞﾗｲｼﾛｯﾌﾟ				
国	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
都道府県	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
流通備蓄	270	130	100	450	50	1,000
計	1,215	585	450	2,025	225	4,500

○本県の備蓄量（万人分）（令和2年度末現在）

	タミフル カプセル	タミフル ﾄﾞﾗｲｼﾛｯﾌﾟ	リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
埼玉県	25	18.49	14.72	35.68	6.6	100.49

・　しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計の購入費が約46億７千万円に上っている。
・　一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、政府行動計画に基づかない放出はできないこととなっている。
・　このため、使用期限を経過した薬剤は、市場流通させずに廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。

３　予防接種の速やかな定期接種化

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　ワクチン接種で防ぐことが可能な病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種に関して対象年齢、安全性、費用対効果などの議論を早急に進め、有効性や安全性が認められた以下のワクチンについては速やかに定期接種に位置付けること。

・おたふくかぜ予防ワクチン
・帯状疱疹予防ワクチン

（２）　接種の経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、現在は任意接種となっている造血細胞移植を行った場合のワクチン再接種について、定期接種の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

・　予防接種法の規定に基づき予防接種に関する基本的な計画が平成26年３月28日に告示、同年４月１日から適用され、この計画において、ワクチンギャップ解消のため「広く接種を推進していくことが望ましい」とされた七疾病のうち、定期の予防接種に位置付けられていない水痘、おたふくかぜ、Ｂ型肝炎及び成人の肺炎球菌感染症の四疾病については必要な措置を講じる必要があるとされた。
・　また、ロタウイルス感染症についても四疾病と同様に必要な措置を講じる必要があるとされ、さらに、新規ワクチンについて製造販売承認が行われた際には、国は速やかに当該ワクチンの法律上の位置付けについて必要な措置を講じるように努めると規定された。
・　こうした中、四疾病のうち水痘、Ｂ型肝炎、成人の肺炎球菌感染症については定期の予防接種となり、ロタウイルス感染症は令和２年10月から定期の予防接種となっている。しかし、おたふくかぜは未だ定期予防接種に位置付けられていない状況である。
・　また、平成28年３月に水痘ワクチンに50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防に対する効能・効果が追加承認され、現在、国では定期接種化に対する議論を進めている。
・　病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点から、ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については有効なワクチンの活用を考慮すべきであり、今後、こうしたワクチンに関する議論を早急に進め、速やかに定期接種化に対する結論を出す必要がある。
・　また、小児がんの治療として造血細胞移植を行った場合、移植前の予防接種で得られた免疫が低下もしくは消失し、感染症にり患する頻度が高くなる。そのため、造血細胞移植学会ガイドラインにおいて、移植後の予防接種により感染症の発症予防や症状の軽減が期待できる場合には、予防接種の実施が推奨されている。
・　定期接種では、必要な費用について国から市町村に財政措置があり、健康被害が発生した場合には国による救済措置の対象となる。
・　一方、予防接種法では、各ワクチンの接種回数が規定されており、規定回数を超える接種は定期接種の対象外となる。このため、同じワクチンの再接種は任意接種となることから、複数のワクチンを再接種する場合は高額となり、被接種者の負担が大きくなるものである。
・　病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点に加えて、経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、国においてワクチン再接種の定期接種化について検討されることが望ましいものである。

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野３　人財の活躍を支える分野

■確かな学力と自立する力の育成

【文部科学省】

県担当課：県立学校人事課、小中学校人事課

１　教職員定数の増員及び配置基準の見直し

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するとともに、学校における働き方改革を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充し、学力や体力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させるため、教職員定数を増やすこと。

（２）　学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえ、学級数に加えて児童生徒数を基礎とする教職員配置基準とすること。

◆本県の現状・課題等

・　児童生徒をめぐる課題が複雑化・多様化している中、勤務時間を除いた１ヶ月の在校時間が 45 時間を超える教諭の割合は、非常に高い。文部科学省が令和２年１月に策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、授業やその準備に集中できる時間、児童生徒と接する時間及び自ら専門性を高めるための時間の確保、そして教職員の健康維持増進を図るため、教職員定数を増やす必要がある。

・　義務標準法の改正により、小学校について令和３年度から５年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされた。令和３年度は、小学校第２学年が対象となり、学級増に伴い必要となる基礎定数の大部分は加配定数の振替で措置された。しかし、令和４年度以降について、同様の振替措置をすると、加配定数が大幅に削減されることとなり、本県で実施している少人数指導や習熟度別指導といった様々な取組に影響が生じる。そのため、学級増に伴い必要となる基礎定数については、既存の加配定数の振替によることなく、新たに教職員定数を増やして確保する必要がある。

・　「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による教職員配置基準においては、主に学校ごとの学級数を基に教職員定数を算定している。本県は、１学級当たりの児童生徒数が多いことから、教員１人当たりの児童生徒数も多くなり、きめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

◆参考

○勤務時間を除いた１ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合（土日を除く）

小学校78.5%、中学校81.2%、高校（全日制）54.2%、特別支援学校35.9%

（平成28年度　埼玉県による勤務状況調査）

○教員の１週間当たりの持ち時数（令和２年度　埼玉県による調査）

小学校　24.26コマ　（全国平均　23.8コマ）

中学校　20.64コマ　（全国平均　17.9コマ）

（カッコ内は平成28年度　文部科学省による学校教員統計調査）

○本県の公立小・中学校の教員１人当たりの児童生徒数（令和２年度）

小学校　17.6人（全国１位）　全国平均　14.9人

中学校　14.9人（全国２位）　全国平均　12.8人

（文部科学省による学校基本統計調査）

２　栄養教諭及び学校栄養職員の配置の拡大

【文部科学省】

◆提案・要望

学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を見直し、増員を図るとともに、必要な財源を措置すること。

◆本県の現状・課題等

・　栄養教諭及び学校栄養職員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、定数の標準が定められているが、平成13年度から17年度にかけて実施された第７次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな定数改善は行われていない。

・　食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を児童生徒に身につけさせるためには、栄養教諭等による食に関する指導の更なる充実と、その指導を効果的に進めるための重要な教材でもある学校給食の適正な管理が必要である。

・　現行の配置基準では、学校給食単独実施校の場合、児童生徒数が550人以上の学校で１人、549人以下の学校は４校につき１人の配置となり、共同調理場方式の場合、児童生徒数が1,500人以下の場合は１人、1,501人～6,000人までが２人、6,001人以上が３人の配置となっている。

・　本県の学校給食単独実施校においては、全ての学校に栄養教諭等を配置することができないため、配置されていない学校においては、学校給食に係る栄養管理や衛生管理、食に関する児童生徒へのきめ細かな対応が十分でない状況にある。

・　また、共同調理場方式の学校においては、栄養教諭等１人当たりの学校数が単独実施校に比べて多いため、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒へのきめ細かな対応や、食に関する効果的な指導が困難な状況である。

◆参考

○本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況（令和3年4月）

	学校数	配置校数	未配置校数
小学校	275校	134校	141校
中学校	81校	33校	48校

※さいたま市及び休校を除く。

○本県の学校給食共同調理場方式実施校における栄養教諭等の1人当たりの学校数（令和3年4月）

	共同調理場方式		
	学校数	栄養教諭等配置人数	１人当たりの学校数（参照：単独実施校）
小学校	400校	83人	4.8校（2.1校）
中学校	251校	50人	5.0校（2.5校）

※さいたま市及び休校を除く。外部委託している学校を除く。

３　学校における働き方改革の推進【一部新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）へのスクール・サポート・スタッフの配置に必要な財源を十分に確保すること。

（２）　スクール・サポート・スタッフの補助金の額について、市町村が実施主体となる間接補助事業の場合であっても、県が実施主体となる場合と同様に市町村の補助対象経費の１／３以内を補助金の額とすること。

（３）　学校に確認を要する各種調査について、学校における業務の縮減に繋がるよう、調査の精選や回答方法の効率化等を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
・　学校や教員の業務を大胆に見直し、教員の業務の適正化を推進することを通じ、教員が担うべき業務に専念でき、子供たちと向き合える環境整備を推進することが求められる。
・　文部科学省の平成 30 年度の予算では、教員がより児童生徒への教材研究等に注力できるよう、学習プリントのコピーや授業準備等を行う「スクール・サポート・スタッフ」を小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）に配置することが予算化された。
・　教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要である。
・　平成 31 年１月 25 日の中央教育審議会総会において、まとめられた答申の中で、文部科学省には授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援を行いつつ、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められるとされている。
・　本県では令和元年９月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、業務量の削減（調査削減や会議精選等）や負担軽減のための条件整備（専門職員の配置等）等を推進している。
・　令和元年 12 月にいわゆる給特法の一部を改正する法律が成立・公布された。それを受け、令和２年１月、業務の削減や勤務環境の整備について記載された指針が策定された。
・　指針では、文部科学省の取組について、学校における業務の縮減に取り組むとされていることから、これまでの取組に加え、学校に確認を要する各種調査の精選や回答方法の一層の効率化が必要であると考える。
・　また、スクール・サポート・スタッフの補助金の額については、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の１／３以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合（補助対象経費の１／３以内）と補助金の額が異なるが、国と地方（県及び市町村）の負担割合でみると、同一とすることが適切であると考える。

４　日本学生支援機構の奨学金事務の学校における負担軽減

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　教員の負担軽減を図るため、日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務については、学校の関与を限定し、機構と保護者の直接の対応を原則とすること。

（２）　機構の電話対応等の環境を更に整備し、保護者からの問合せに適切に対応できるようにすること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では、「独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）」の奨学金事務を主に教員が行っており、以前から、その負担の大きさが課題となっていた。

・　実態を把握するため、平成30年度及び令和元年度に機構の奨学金事務の負担状況について、県立学校にアンケート調査を実施したところ、過半数の教員が、「申込関係書類の配付や内容についての説明」や「書類の確認や管理」について負担が大きいと回答した。なお、令和元年度以降、学校担当者専用回線の増設が図られたり、生徒・保護者向けコールセンターを開設したりするなど、機構の問合せ対応の環境が改善されてきているが、さらなる改善が必要である。

　さらに、奨学金は保護者・生徒が直接給付・貸与されるものであることから、学校の関与をできる限り減らし、保護者と機構が直接やり取りすべきとの意見も多かった。

・　平成31年１月25日には中央教育審議会からの答申では、学校の業務を「１　基本的には学校以外が担うべき業務」、「２　学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」及び「３　教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の３つに分け、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立ち、教育委員会が検討を行うこととされている。

・　機構の奨学金事務負担の軽減は、教員の働き方改革の観点からも必要である。

◆参考

○本県の日本学生支援機構への奨学金申込者数（令和元年度アンケート調査結果）

卒業生徒数※	申込人数			
	合計	第一種（無利息）	第二種（利息有）	給付型
36,225 人	19,315 人	7,011 人	7,888 人	4,416 人

※卒業生徒数（県立高等学校通信制及び県立特別支援学校については含まない。）

■豊かな心と健やかな体の育成

【文部科学省】

県担当課：生徒指導課

1　教育相談体制の強化に伴う財政上の措置

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助事業については、配置日数や勤務時間を増やすなど、財政支援の拡充を図ること。

（２）　スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、補助事業の対象となる小学校や中学校だけではなく、高等学校や特別支援学校にも全校配置ができるよう、地方交付税による必要な措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　いじめ防止対策推進法、教育機会確保法の施行により、国及び地方公共団体は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保が求められている。
・　本県の公立小、中、高、特別支援学校における令和元年度のいじめの認知件数は22,901件（18,259件）、不登校児童生徒については、小学校2,121人（1,906人）、中学校6,154人（5,678人）、高等学校2,179人（2,594人）で増加傾向にある（カッコ内は平成30年度の数）。
・　こうした状況に対応するため、児童生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる適切な支援が行われる必要がある。
・　しかしながら、国によるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助事業では、重点配置により勤務時間が加算されるところであるが、学校で必要とされる配置日数や勤務時間に比して不足しており、十分な配置が困難である。
・　また、国による補助事業の対象は小学校及び中学校に配置する者が中心となっており、高等学校や特別支援学校に対して配置する者に対する地方交付税が措置されていない。
・　そのため、高等学校や特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。

■質の高い学校教育の推進

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課、教育局総務課、教育局財務課、
高校教育指導課、教職員採用課

1　奨学のための給付金制度の改善

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　高等学校等就学支援金と同様の制度設計とし、国がその全額について財政措置を講じること。

（２）　第１子、第２子以降の区別なく同額の給付額にするとともに、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費相当額が対象となるよう財政措置を図ること。

（３）　支給区分の設定など制度が煩雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続の簡素化を図ること。また、申請者が理解しやすいよう、就学支援金と申請先を合わせることや、支給区分を分かりやすくするなど工夫すること。

（４）　県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるような必要な措置を講じること。また、県外から通う生徒については、「学校が所在する都道府県が就学支援金の課税情報などを活用し学校を通じて申請を促す仕組み」などを国において制度設計すること。

◆本県の現状・課題等

- 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成26年度から実施されている。
- この制度は第１子と第２子以降の支給額に差があり、また、生徒会費、ＰＴＡ会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費用相当額が対象となっていない。
- 国庫負担３分の１の国庫補助事業として予算の範囲内で補助金を交付するとしている。
- 補助対象の世帯や支給額の区分の設定が複雑なため、その確認に必要な証明書類が多岐にわたり、事務が煩雑である。
- 制度実施のための人件費、事務費等が発生している。
- 「県外の高等学校に在籍する対象生徒」を「給付を行う県」だけで正確に把握することは困難であるため、県外の生徒について申請漏れを防ぐための抜本的な制度設計が必要である。
- 県外の高等学校に在籍する生徒に対し、県の制度を周知することが困難である。
- 就学支援金と申請先の都道府県区分が異なる上、支給区分の設定が複雑であり、申請者から多くの問い合わせを受けている。

２　高等教育の修学支援新制度の拡充【新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の所得基準を引き上げること。

（２）　高等教育の修学支援新制度のうち、給付型奨学金の給付額を引き上げること。

（３）　高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の周知を、引き続き国が実施すること。

◆本県の現状・課題等

・　大学等への進学・入学をしなかった生徒の保護者のうち、年収487万円以上650万円未満の世帯の35.2%が「給付型奨学金があれば進学してほしかった」と回答しており、年収287万円以下の世帯に次いで給付型奨学金のニーズが高い。（平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」より）

・　本県においても、令和２年３月の県内高等学校卒業生のうち、大学等に進学・入学しなかった者の割合は18.7%であり、経済的な困窮を理由に大学等への進学・入学を断念する生徒が一定数いると考えられる。

・　また、日本政策金融公庫が実施した「教育費負担の実態調査」（令和２年度）によると、年収が200万円以上400万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は31.7%となっており、年収の約1/3を占めている。

・　一方、令和２年４月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料の実質的な無償化が実現しているが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は給付額が減額され、年収目安で約380万円以上の場合は当該制度の対象外となっている。

・　教育基本法において、全国的な教育の機会均等の実現は国の役割であることが規定されており、全国的に及ぶ大学等の奨学に関する施策は、大学等への進学・入学予定者への周知を含め、国の責務において実施されるべきである。

◆参考

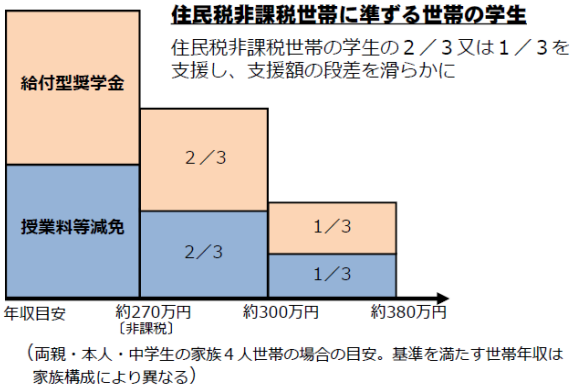

「高等教育の修学支援新制度について（令和元年５月 24 日：文部科学省）」より抜粋

３　学校における障害者雇用の推進

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。

（２）　障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。

（３）　障害を有する者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか実態を把握すること。

（４）　障害を有する者が学びやすい環境を整備するよう、教員養成課程を有する大学等に対し、働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。

（５）　教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県教育委員会の令和２年６月１日現在の障害者雇用率は、教育職員以外の職員が13.36%であるのに対し、教育委員会の職員の９割を占める教育職員では1.09%と低い状況にあり、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。

・　障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。

　人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、障害により教科指導をする際に支障がある教員とペアを組んで指導する教員の配置、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。

　また、身障者用トイレやエレベーターなどのバリアフリー化に係る施設改修、ＩＣＴ機器や点字プリンタ等の機器整備が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。

・　また、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているかの実態把握や、障害のある者が学びやすい環境を整備するよう教員養成課程を有する大学等に対し働き掛けを行うなど、国としての取組が必要である。

・　障害のある教員の育成は、中長期的に取り組むこととなるが、障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に鑑みた制度の在り方を検討することが必要である。

◆参考

○本県の職種・学校種別障害者雇用率等一覧（令和２年６月１日現在）

職種	学校種別	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率
教育職員	小学校	12,130.0	53.0	0.44
	中学校	6,966.0	51.5	0.74
	高等学校	5,799.0	74.5	1.28
	特別支援学校	2,998.0	125.0	4.17
	小　計	27,884.0	304.0	1.09
その他の職員	教育局	587.5	106.0	18.04
	小学校	635.0	64.0	10.08
	中学校	331.5	30.5	9.20
	高等学校	812.5	110.0	13.54
	特別支援学校	222.5	35.0	15.73
	小　計	2,587.0	345.5	13.36
合　　計		30,471.0	649.5	2.13

注）①の校種ごとの値と合計欄の値は、端数処理の都合上一致しない。

○本県における人的支援等事例

・小学校（精神障害）…チームティーチング実施。少人数学級を担当するなど、業務量に配慮。
・中学校（視覚障害）…チームティーチング実施。生徒の答案や作文は他の教員が添削を補助。
・高等学校（肢体不自由）…１階に専用の部屋を用意。階段の昇降の際は、他の教員が付添。
印刷、コピー、提出物の点検等は、他の教員が補助。

○本県の市町村及び県立学校のバリアフリー整備状況

		公立小・中学校		県立特別支援学校	
		校　舎	屋内運動場	校　舎	屋内運動場
学校数		1,222	1,221	38	38
車いすトイレ		818	365	38	18
スロープ	門から建物の前まで	992	1,014	38	38
	昇降口・玄関等から教室等まで	666	649	37	36
エレベーター		312	576	37	26

県立高等学校	
学校数	139
車いすトイレ	130
スロープ	138
エレベーター	37

※公立小・中学校及び県立特別支援学校は文部科学省による学校施設におけるバリアフリー化の状況調査結果（令和２年５月１日現在）

※県立高等学校は県実施による調査結果（令和２年１２月１日現在）

○大学等新規卒業者免許取得状況

平成 28 年度卒業　107,692 人（うち、障害者の数 161 人（0.15%））
平成 29 年度卒業　104,768 人（うち、障害者の数 168 人（0.16%））
平成 30 年度卒業　100,144 人（うち、障害者の数 179 人（0.18%））

４　わいせつ行為を行った教員への対応の厳格化【新規】

【文部科学省】

◆提案・要望

（１）　わいせつ行為により懲戒免職処分を受けた教員を二度と教壇に立たせないための方策として、教育職員免許法の改正を行うこと。

（２）　学校において子供に対するわいせつ行為が行われないよう、教員の採用に当たって性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、関係省庁と連携した取組を推進し、必要な環境整備を図ること。

（３）　過去の免許状失効者を検索できる「官報情報検索ツール」の利便性を向上させるとともに、利用の範囲を現職の教員まで拡大すること。

◆本県の現状・課題等

・　令和２年12月に文部科学省が公表した調査では、令和元年度にわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教員は273人と平成30年度に次いで過去２番目の多さであり、このうち勤務校の児童生徒をはじめ18歳未満に対する行為での処分者は170人と６割を超えているなど、極めて深刻な状況となっている。

・　埼玉県においても、不祥事防止に関する様々な取組を進めているが、令和元年度には17人の教員がわいせつ行為等により懲戒免職となった。

・　現行の教育職員免許法では、わいせつ行為等で懲戒免職処分を受けた教員は、免許が失効となるものの、３年を経過すれば再び取得できることとなっている。

・　文部科学省では、懲戒免職等により免許が失効した者の欠格期間を実質的に無期限に延長するための法改正について検討されたようだが、法制上乗り越えられない課題があるとして、法案の提出には至っていない。

・　一方で、こうした教員には「二度と教壇に立ってほしくない」という県民や保護者の声も強まっている。

・　また、令和３年２月に、過去40年の免許失効者が検索できる「官報情報検索ツール」が文部科学省から配布され、教員採用の際に、採用予定者が過去に懲戒免職処分を受け免許が失効した者かどうかを確認することが可能となった。

・　しかし、この「官報情報検索ツール」は、氏名（姓名）の漢字が完全一致した場合のみ検索される仕組みとなっている。

・　姓名のいずれか、失効日、失効時の免許管理者（都道府県教育委員会）などの情報を任意に組み合わせて検索することができず、また、失効者全員を一覧で閲覧することができず、利便性が非常に悪いものとなっている。

・　加えて、わいせつ行為を行った教員への厳正な対応を進める上では、現職の教員についても「官報情報検索ツール」を活用することは有用と考えられるが、利用の範囲が採用時の活用に限定されている。

■私学教育の振興

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課

1　私学振興の推進【一部新規】

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　私立学校の教育条件の維持や向上、経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。

（２）　県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。

（３）　私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助・教育改革推進特別経費）及び私立幼稚園等特別支援教育費補助の国庫補助については、圧縮がかかることのないよう必要な財源を確保すること。

（４）　幼児教育の無償化については、財源負担や事務負担など地方との協議を継続し、地方の意見を十分取り入れながら進めること。

（５）　令和３年度から創設された「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」については、在住市町村により給付の有無が生じる可能性があることから、その解消について検討すること。

（６）　幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善が私立幼稚園に与える影響を把握するとともに、県運営費補助金の交付を受ける私立幼稚園に対しても有効な処遇改善策を講ずること。

（７）　地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。

（８）　教員の負担軽減や部活動の活性化に向け、私立学校における「ＩＣＴ支援専門員」及び「部活動指導員」について、国において配置人数や活動時間などの全国的な調査を実施すること。

　その上で、配置人数に応じて補助金を交付するなど、配置に係る私立学校の財政的負担を考慮した補助制度を国において構築し、私立学校における積極的な部活動指導員の配置促進を図ること。

（９）　広域通信制高校の展開するサテライト施設に関する全国調査については、調査内容を充実させた上で、国が引き続き実施すること。

　また、調査結果については各都道府県に対して詳細に提供し、あわせて、これらの施設の実態を継続的に把握できるような仕組みを国において構築すること。

◆本県の現状・課題等

＜私立高等学校等経常費助成費補助金について＞

・　県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15％と低水準で推移している。また、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）について、平成22年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていなかった。
・　私立幼稚園等特別支援教育費補助についても同様に、平成21年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていなかった。
・　平成22年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。

＜幼児教育の無償化について＞

・　本県の３歳以上の未就学児の約47％、幼稚園児の約97％が通う私立幼稚園の園児納付金も、全国第12位（令和２年度）の水準となっており、全ての子どもに幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減が必要である。
・　幼児教育の無償化については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省並びに地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場や、市町村実務検討チームによる打ち合わせが開催されているところであるが、令和元年10月からの実施により事務量の増加が発生しており、事務量軽減の検討が必要である。
・　幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動への支援として、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」が令和３年度から創設されたが、現行制度では、対象施設等の基準について、国で一定の基準を設けるものの最終的には市町村の裁量で決定することになるため、同じ施設等に通いながら、在住市町村により給付金の支給の有無が生じてしまう可能性がある。その解消のための対応について、検討する必要がある。
・　子ども・子育て支援新制度においては、平成29年度から技能・経験等に応じた保育士等への新たな処遇改善が開始されたが、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の教員に対しては同様の処遇改善の仕組みがない。

＜専修学校への国庫補助について＞

・　専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。

＜ＩＣＴ支援専門員及び部活動指導員について＞

・　平成30年３月にスポーツ庁、平成30年12月に文化庁からそれぞれ示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」によると、部活動を将来においても持続可能なものとするため、その在り方に関し、速やかに改革に取り組む必要があるとしている。その中で「指導・運営に係る体制の構築」として、学校の設置者は学校の実態等を踏まえて、部活動指導員を積極的に任用するよう求められている。
・　私立学校については、部活動指導員の配置など、教員の負担軽減を図るための多様な外部人材活用等の推進に対して、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）による措置がなされている。当該補助は令和３年度のメニューにおいては配置人数や活動時間等は考慮されていないため、配置に係る私立学校の財政的負担を踏まえた十分な措置が国によりなされているとは言えない。

＜広域通信制高校のサテライト施設について＞

・　通信制高校のサテライト施設については、平成29年度及び令和元年度に文部科学省が「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する全国調査」を実施したが、調査内容は施設の分類等最低限のものにとどまっている。通信制高校についてはガイドラインが改訂され、教育の質の確保や向上が求められている背景もあり、国による継続調査が必要である。また、調査結果については、所轄庁だけでなくサテライト施設の所在都道府県でも実態把握ができるよう、国は各都道府県に対してより詳細な情報を提供する必要がある。

　また、サテライト施設を継続的に実態把握するための制度構築が必要である。

◆参考

○初年度納付金・公私比較

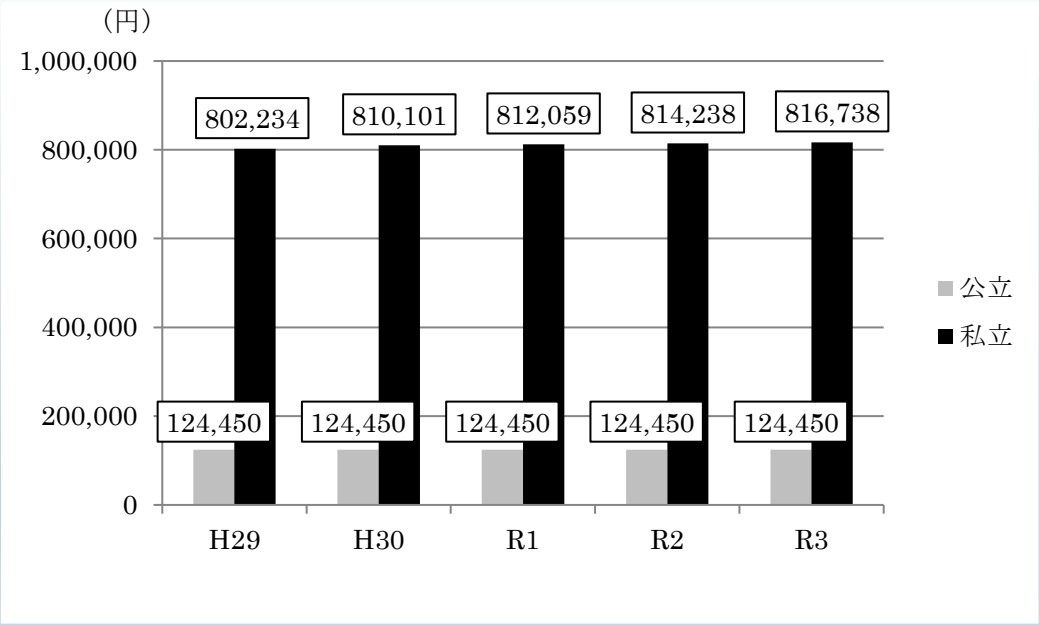

■様々な課題を抱える子供たちへの支援

【文部科学省】

県担当課：県立学校人事課、義務教育指導課

1　通級指導教室等の充実

【文部科学省】

◆提案・要望

発達障害等の通級指導担当教員の基礎定数化を着実に進め、基礎定数分以外の加配定数分の必要数を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　平成24年文部科学省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によれば、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、6.5%存在することとされており、発達障害を含む障害のある児童生徒の指導の充実を図り、小・中学校の通常の学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を行う通級指導教室や特別支援学校のセンター的機能の一層の整備が必要である。

・　令和元年文部科学省調査「令和元年度通級による指導実施状況調査（令和元年5月1日現在）」によれば、埼玉県では県内全児童生徒数の約0.4%に当たる2,198人が発達障害・情緒障害通級指導教室に通級しており、令和元年度は251人の教員を配置している。令和２年度は新型コロナウィルス感染症予防対策のため調査を実施していないが、270人の教員を配置している。今後も通級による指導が必要な児童生徒の増大が見込まれる。

◆参考

発達障害・情緒障害通級指導教室に通う児童生徒数（単位：人）

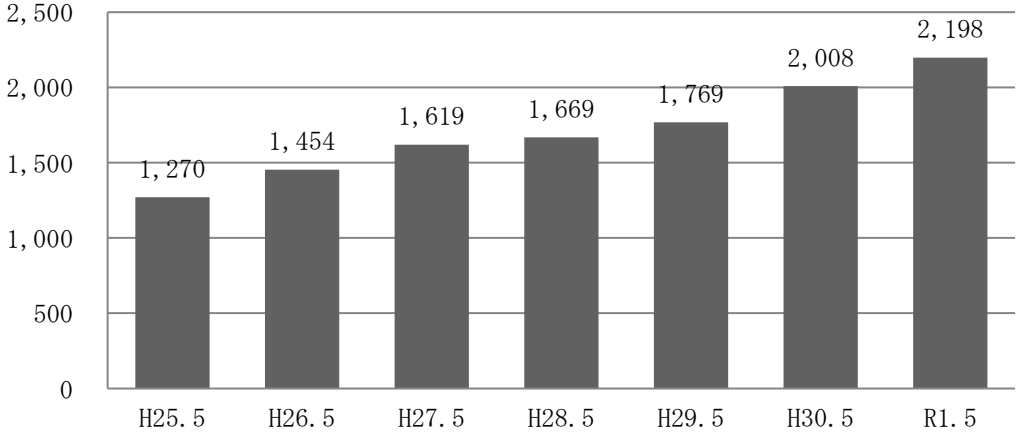

２　特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備

【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県においては、義務教育及びその後の教育の基礎を培うための幼稚部並びに高等部卒業生だけでなく中途障害者の職業的な自立を目指すための高等部専攻科を視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校に設置している。

・　特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、高等部の教職員定数については公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において規定されている。

・　しかし、特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がないため、給与費に係る県の負担部分が大きい。財政状況によっては、必要な教職員数が措置できないことも想定され、きめ細かな指導を実施する上で障害となっている。

◆参考

幼稚部設置校：視覚障害特別支援学校１校、聴覚障害特別支援学校２校

専攻科設置校：視覚障害特別支援学校１校、聴覚障害特別支援学校１校

３　特別支援学校の看護教諭の教職員定数に係る法制度の整備

【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校において、児童生徒に医療的ケアを実施する看護師資格を有する教諭について、定数措置ができるよう法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では、医療的ケアも自立活動の一環として位置付けており、看護師資格を有する教諭が看護教諭として医療的ケアの実施にあたっている。

・　しかし、法制度上看護教諭の定数措置はなく、教諭の定数を看護教諭に充てている。そのため、医療的ケア対象児童生徒の増加とともに、看護教諭を十分に配当できないといった弊害や、看護教諭の配当のために教諭の配当が少なくなるといった弊害が生じている。

◆参考

〇医療的ケア対象幼児児童生徒数

（人）

	H28	H29	H30	R1	R2
対象幼児児童生徒数	173	184	201	208	196

■障害者の自立・生活支援

【内閣府、厚生労働省】

県担当課：障害者福祉推進課、障害者支援課、国保医療課

１　重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一した公費負担医療制度を創設すること。

（２）　未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

・　重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。

・　一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、制度に不均衡が生じている。

・　また、市町村が現物給付を行う場合未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については減額措置が継続されている。

◆参考

○埼玉県の重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身障手帳：１～３級 療育手帳：マルＡ 、Ａ、Ｂ 精神手帳：１級（精神病床への入院費用は助成しない） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※　平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。 ※　平成31年１月からの新規申請者を対象に所得制限あり。令和４年１０月から全受給者に対して所得制限を導入。
医療費支給方法	償還払い
令和３年度予算	5,734,778千円
令和２年度実績	対象者：129,007人　支給件数：3,148,284件 市町村支給額：12,455,806千円　県補助額：5,465,844千円

○制度の不均衡の例（平成31年４月１日現在）

項目	状況（都道府県数）
精神障害者	１級のみ対象：20、１～２級：５ その他(別制度等)：５、対象外：14
所得制限	あり：42、なし：５
自己負担金	あり：28、なし：19

２　障害者支援制度の見直し

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　障害福祉サービスの報酬については、令和３年度報酬改定において、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援を充実するため見直しが行われたが、障害者が安心して暮らしていくために必要なサービスが適切に提供されるよう、報酬改定の効果を検証し、更に必要な見直しを行うこと。

（２）　県及び市町村が実施する地域生活支援事業について、定められた補助率を守ること。

◆本県の現状・課題等

・　障害福祉サービスの利用者が高齢化・重度化し、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
・　令和３年度報酬改定の効果を検証し、報酬の見直しを行う必要がある。
・　地域生活支援事業については、平成 30 年度の国の補助金の充当率が県 35%、市町村 32%と本来の補助率 50%を大きく下回っており、県と市町村の超過負担が生じている。

◆参考

○本県における医療的ケア児数（市町村調べ）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児(人)	350	374	446	490	523

※各年度4月1日時点。

○各事業所・施設の推移

（各年度1月31日現在）

種別		令和元年度	令和２年度	増減数
生活介護	か所数	408	460	52
	定員数	13, 182	14, 216	1, 034
グループホーム等	か所数	938	1, 133	195
	定員数	5, 569	6, 702	1, 133
施設入所支援	か所数	103	102	－1
	定員数	6, 291	6, 277	－14
計	か所数	1, 449	1, 695	246
	定員数	25, 042	27, 195	2, 153

○地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	本来の補助率
県	20%	25%	32%	35%	30%	50%
市町村	31%	33%	33%	32%	31%	50%

３　重度障害者の住まいの場の整備【一部新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　現在、約1,600人の方々が障害者支援施設への入所待ちをしており、依然として施設が不足しているため、強度行動障害など真に必要な障害者のための入所施設の整備に対しては、国庫補助金を採択すること。

（２）　入所施設から地域生活への移行を促進するため、重度障害者を受け入れるグループホームの整備に必要な国庫補助金の補助基準額の引き上げを図るとともに職員配置基準の見直しや、加算の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　国では、入所施設の利用者について地域生活への移行を促進しているが、その一方で、県では強度行動障害や重複障害などにより地域生活が困難な方々が多数入所待ちをしている。本県では、国庫補助金を活用し、平成31年４月に３箇所開所し、令和３年４月にさらに１箇所開所したが、親の高齢化などにより家庭生活での支援が困難になる中、引き続き、入所施設の整備が必要である。

・　重度障害者に対応したグループホームを整備するためには、重度の障害者に対応するために設置する設備等（車いす対応のためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽、自家発電設備の設置等）が必要である。また、利用者の支援に必要なスキルを持った職員を適切に配置する必要がある。

◆参考

○入所希望者数の推移　（各年度末現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障害者	1,109人	1,206人	1,287人	1,269人	1,270人
身体障害者	370人	350人	359人	345人	314人
計	1,479人	1,556人	1,646人	1,614人	1,584人

○障害者支援施設数・定員（令和２年度末現在）

施設種別	施設数	定員
主に知的障害者の障害者支援施設	70	4,347人
主に身体障害者の障害者支援施設	32	1,930人
計	102	6,277人

○第６期埼玉県障害者支援計画の数値目標（計画期間　令和３年度～令和５年度）

・障害者支援施設の令和元年度末の利用者の7.5％を地域生活へ移行

令和元年度利用者数　　5,281人

地域移行 7.5％（令和5年度末目標）　399人

・障害者支援施設は必要数を整備

○国は、地域生活への移行を推進する観点から、第６期障害福祉計画に係る基本方針において、「令和５年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6％以上を削減すること」としている。また、定員増を伴う障害者支援施設の整備に対する国庫補助を原則認めていない。

４　障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化

【厚生労働省】

◆提案・要望

障害者の増加に伴い障害福祉サービスを提供する施設・事業所は増加しているが、一方で有効求人倍率は上昇傾向であり、障害福祉分野の職員確保は依然として困難である。

また、コロナ禍においても支援を必要とする障害者へのサービス継続が求められているが、担い手不足が続いており、職員には過大な負担となっている。

このため、障害福祉人材の確保・定着について具体的な対策を講じ、併せて必要な財政措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　障害福祉サービスの利用者は高齢化・重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。

・　しかし、生活介護など各事業所・施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した身体介護や見守り等ができる職員や強度行動障害に対する専門知識を有する職員が十分配置されているとは言えず、医療的ケアを行う看護師の配置も進んでいない。

・　コロナ禍においては、感染対策を徹底した上で支援の必要な障害者へのサービスを継続する必要があり、障害でマスクや手洗いなどができない方への支援もあり、職員に過大な負担がかかっている。

・　このような状況の中、働き方改革を進め、高齢者の介護や子供の保育に携わる職員と同様な処遇改善・人材確保を図る必要がある。また介護や看護などの専門的なスキルを持った職員を配置することが可能となる報酬単価を設定する必要がある。

◆参考

○各事業所・施設の推移　（各年度１月31日現在）

種別		令和元年度	令和２年度	増減数
生活介護	箇所数	408	460	52
	定員数	13,182	14,216	1,034
グループホーム等	箇所数	938	1,133	195
	定員数	5,569	6,702	1,133
施設入所支援	箇所数	103	102	−1
	定員数	6,291	6,277	−14
計	箇所数	1,449	1,695	246
	定員数	25,042	27,195	2,153

○介護職員の有効求人倍率（令和2年1月）

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
3.99	4.37	1.06	0.97

（厚生労働省「職業安定業務統計」）

○給与額等比較表　（厚生労働省　令和元年賃金構造基本統計調査）

区　　分		年齢	勤続年数	給与額　※
一 般 労 働 者	男	43.1歳	12.4年	338.0千円
	女	41.8歳	9.8年	251.0千円
福祉施設介護員	男	39.5歳	6.8年	260.6千円
	女	44.4歳	7.3年	235.1千円

※　「きまって支給する現金給与額」

５　発達障害児への支援【一部新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　「障害児通所支援」という言葉に抵抗感を持ち、発達に特性がある子供に障害児通所支援のサービスを受けさせることを躊躇する保護者もいることから、その子どもが取り残されることなく必要な支援が受けられるよう、児童福祉法等を改正し、「児童発達通所支援」等の別の言葉に改めること。

（２）　発達障害を理解し適切に支援できる専門職等を育成するため、財政措置を充実させること。

（３）　地域生活支援事業に基づき市町村が行う「巡回支援専門員整備事業」を必須事業とし、適切な財政措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

・　文部科学省の調査結果（※）によると、学習面や行動面で著しい困難のある子供の割合は6.5%とされ、本県の15歳未満人口に当てはめると、特性に応じた一定の支援が必要な子供は約60,000人となる。

＜児童福祉法等の改正＞

・　発達に特性がある子供には、なるべく早く専門的な支援を行うことが重要である。
・　県では、発達に特性がある子どもに作業療法士等の専門職が支援を行う「地域療育センター」を、社会福祉法人等に委託し、県内９か所に設置している。
・　地域療育センターでは、障害児通所支援の支給決定を経る必要がないため、保護者が子供の障害を受容できなかったとしても、必要な支援を受けることができる。実際に、年間約１万人の利用者のうち、約８割は支給決定を受けていない利用者である。
・　一方で、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」のサービスを受けるためには、「障害児支援利用計画」を策定し、「障害児通所給付費」の支給決定を受けなければならないが、「障害児」という言葉に抵抗感を持ち、子供の障害を受容することが困難な保護者が、サービスの利用を躊躇することも少なくない。
・　そうした保護者の子供であっても取り残されることなく、地域で必要な支援を受けられるようにするため、「障害児通所支援」を「児童発達通所支援」に改めるなど児童福祉法等の改正を求めるものである。

＜専門職等の育成のための財政措置及び巡回支援専門員整備事業＞

・　県では、独自の制度として診療と療育を一貫して提供する中核発達支援センターを３か所、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを９か所設置し、発達障害児に専門的な支援を行っている。
・　しかし、県が設置するこれらの支援機関だけでは、支援が必要な全ての子供に対応することが困難であることから、公的給付の対象である障害福祉サービスを提供する障害者通所支援事業所

等において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくり（人材育成）が急務である。

- そこで、本県では平成 29 年１月に開設した発達障害総合支援センターにおいて、市町村の保健師や障害児通所支援事業所等の職員を対象に実習形式の研修などの専門研修を通じた新たな人材育成を始めたが、今後このような取組を拡充させていく必要がある。
- なお、昨今のサービス等報酬改定により、作業療法士等の専門職を配置する事業所に報酬を加算する制度が創設・拡充されているが、このような制度だけでは発達障害の特性に応じた支援ができる専門職等の充足には至っていない。
- 本県では、発達障害に係る人材育成研修を受講した保育士等を現場で支援し、専門的な支援につなぐなどの取組を支援するため、平成 23 年度から県の単独事業として、作業療法士等の専門職による保育所・幼稚園等への巡回支援事業を実施してきた。
- 平成 25 年度から、保育所等への巡回支援事業は地域生活支援事業の「巡回支援専門員整備事業」として市町村が実施する事業に位置付けられたことから、本県ではそれまで実施していた県単独事業を平成 28 年度から市町村に移管した。
- しかし、「巡回支援専門員整備事業」は地域生活支援事業の任意事業とされており、国からの補助金も十分に配分されないことから、市町村からは必要な事業が実施できるよう制度の見直しを求める意見が出ている。

※　文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（平成 24 年 12 月公表）中、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

６　軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給

【厚生労働省】

◆提案・要望

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても適切な支援が実施できるよう、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

◆本県の現状・課題等

・　令和元年６月に、厚生労働省と文部科学省が共同で取りまとめた、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」では、難聴児に対する早期支援の取組の促進が極めて重要としている。

・　聴覚に障害を有する児童は、言語・コミュニケーション能力などの発達や、教育の場における学習上の困難さを抱えているが、補聴器を早期に装着することでこうした困難さは大幅に軽減されると言われている。

・　しかし、身体障害者手帳を交付できる認定基準に達していない軽度・中等度難聴児については、補聴器購入の費用に対する公費支援がなく、全額自己負担とされているため、こうした児童を養育している多くの若年層世帯にとっては、補聴器の購入が大きな経済負担となる。

・　そこで、本県では、平成 24 年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助する制度を設けたところ、平成 27 年度には県内全ての市町村がこうした補助事業を実施するに至っている。

・　このような補助事業は全国的に拡大しており、平成 29 年度には全ての都道府県で実施している状況にあることから、国が補装具費として全国統一の基準で助成をすべきである。

◆参考

○身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担

国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

○軽度・中等度難聴児に対する補助事業を実施する都道府県の推移

	23 年度以前	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度以降
補助実施都道府県数	7	13	30	36	43	45	47

○補聴器購入費用例（両耳）

・軽度・中等度難聴用耳かけ型　　112,148 円

・ＦＭ型　　396,228 円

7　障害者差別解消法の円滑な運用のための支援

【内閣府】

◆提案・要望

（１）　障害者差別解消法の円滑な運用に支障がないよう必要な財源を確保すること。

（２）　国として率先して法の普及啓発を進めるとともに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

◆本県の現状・課題等

・　現在、障害者差別解消法では、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を、地方公共団体には義務付け、民間事業者には努力義務としており、地方公共団体では、啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の運営など財政負担が増大している。

・　令和３年通常国会に改正障害者差別解消法案（民間事業者による合理的配慮の提供の義務化、相談体制の拡充、人材の育成・確保など）が提出されている。改正法案が可決された場合、民間事業者に対する普及啓発や、相談及び紛争防止等のための体制整備、人材育成及び確保などの対応のため、地方公共団体ではこれまで以上に財政負担が増大することが見込まれる。

　ついては、地方公共団体が行う事業に対して、国での財源措置を講じる必要がある。

　また、社会全体への法の浸透が不十分な状況であり、より一層の普及啓発を進めなければならないが、必要な啓発活動を行う義務は国及び地方公共団体に課せられており、国も地方公共団体任せではなく、率先して普及啓発を進める必要がある。

　さらに、国が基本方針等において示している、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方だけでは、不当な差別的取扱いに該当する行為や、合理的配慮における過重な負担とはどの程度のものが認められるか、判断が難しい状況にあるため、国において具体的な判断基準を示す必要がある。

◆参考

〇改正障害者差別解消法案の概要

・民間事業者による合理的配慮の義務化
・相談支援体制の拡充
・人材の養成及び確保
・地域における差別事例の収集、整理など

〇改正障害者差別解消法案による合理的配慮の提供の扱い

	現行	改正後
地方公共団体	義務	義務
民間事業者	努力義務	義務

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野４　成長の活力をつくる分野

■県産木材の利用拡大と林業の振興

【財務省、農林水産省、林野庁】

県担当課：森づくり課

1　公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施

【財務省、農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

地域材の利用を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の充実、補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な予算の確保など支援の拡充を講じること。

◆本県の現状・課題等

・　林野庁の「林業・木材産業再生基盤づくり交付金」（令和２年度事業名「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」）は、平成27年度まで1/2であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。

・　平成29年度からは、補助対象から庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことから、多くの建築物が補助対象外となった。

・　さらに、平成28年度以降は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。

・　公共建築物等の木造、木質化を推進するためには、補助要件の緩和、予算の確保など支援の拡充が早急に必要である。

◆参考

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金

令和元年度要望状況（埼玉県）
要望額　190,015 千円
採択額　140,663 千円

令和２年度要望状況（埼玉県）
要望額　103,991 千円
採択額　63,691 千円

（注）補助金額

公共建築物の木造・木質化

公共建築物木造率（令和元年度）

全国平均	13.8%
埼玉県	14.8%
茨城県	22.0%
栃木県	19.1%
群馬県	26.5%
千葉県	21.2%
東京都	4.2%
神奈川県	5.7%

■便利で安全な交通網の充実

【国土交通省】

県担当課：交通政策課

1　駅ホームでの転落防止対策の促進

【国土交通省】

◆提案・要望

鉄道事業者が計画的にホームドアの整備を進められるよう、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　駅ホームからの転落事故や列車との接触事故は各地で発生しており、本県でも平成29年１月に京浜東北線蕨駅において、盲導犬を連れた視覚障害者が線路内に転落し、亡くなられるという大変痛ましい事故が発生した。

・　駅ホームからの転落防止対策として、ホームドアの整備は非常に効果の高い取組であり、国・地方・鉄道事業者が三位一体となって取組むこととされている。

・　埼玉県５か年計画では、令和３年度末までに、ホームドア設置駅数を33駅にするという目標を設定し、ホームドアの整備が促進されるよう補助制度を設けている。

・　ホームドア整備にはホーム改良も含め多額の費用がかかることや車両の扉位置の統一等の技術的課題もあることから、整備はなかなか進んでいない状況であり、本県におけるホームドア設置済の駅は24駅にとどまっている。（令和２年度末）

・　令和４年度からの埼玉県５か年計画でも、引き続きホームドア設置数を増やす目標を設定する予定であり、ホームドアの整備が促進されるよう補助制度も続けていく見込みである。

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野５　豊かな環境をつくる分野

■環境に優しい社会づくり

【警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

県担当課：温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課

1　水素エネルギーの普及拡大

【資源エネルギー庁】

◆提案・要望

（１）　家庭用燃料電池（エネファーム）や業務・産業用燃料電池の政策的なコスト低減や技術開発を推進すること。

（２）　水素ステーションの設置に対する財政支援を継続すること。

（３）　水素ステーションに係る規制緩和を着実に実施すること。

（４）　燃料電池バスの普及を促進するために財政支援を継続すること。

（５）　長距離トラックや長距離バスなど産業用車両の用途拡大及び車種多様化を図ること。

（６）　再生可能エネルギー由来のCO_2フリー水素の利活用について推進すること。

◆本県の現状・課題等

・　水素社会の実現に向けて、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車などの普及をさらに加速しなければならないが、コスト、技術開発などの制約から普及が進んでいない。

【水素の利用拡大に向けた取組】

・　エネファームや業務・産業用燃料電池など水素の製造・貯蔵・供給・利活用設備は、導入や維持管理に要するコストが未だ大きく、普及が進んでいない。

・　燃料電池自動車は導入コストが大きいうえ車種が少なく、普及が進んでいない。

２　分散型エネルギー社会の構築

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

（１）　再生可能エネルギー活用設備・コージェネレーションシステムの導入及び運用費用を低減するため、設備・システムを導入する中小規模事業者を含む民間事業者に対する財政支援を一層拡充すると共に、地域で共同してコージェネレーションシステムを導入する組合等への支援制度を設けること。

（２）　再生可能エネルギー活用設備の普及拡大を進めるため、技術開発などを通じて、性能向上や導入価格の低減を促進すること。

（３）　エネルギー変換効率が高い太陽熱の利用や熱融通について、技術のＰＲ及び導入にあたっての財政支援を拡充すること。

（４）　地中熱の利用について、地下水や地盤環境、生態系に影響を与える可能性があるため、最適な地中熱利用の在り方の研究を進めること。

（５）　再生可能エネルギーの導入を契機として、地域に新しい産業活動が生まれ、地域経済が活性化することから、再生可能エネルギーを活用した地域活性化施策に関する支援を継続・強化すること。

◆本県の現状・課題等

- 平成 27 年７月 16 日に決定した「長期エネルギー需給見通し」では、2030 年度の電源構成として再生可能エネルギーの割合を 22～24%程度に、コージェネレーションシステムの割合を 11%程度にする目標が示された。
- また平成 30 年７月に閣議決定された第５次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化やコージェネレーションシステムの導入拡大を進めていくことが明記された。
- 再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムを地域で共同して整備し、電気や熱のエネルギーを融通し合う分散型エネルギー社会は、エネルギーを効率的に活用することでCO_2の削減を図れるとともに、災害時のライフラインの確保につながる。
- 地域資源の有効活用により生み出された再生可能エネルギーは地域経済の活性化に貢献するというメリットもある。
- 分散型エネルギー社会は、低炭素で高効率、災害にも強く、エネルギーの地産地消による地域経済への貢献につながるものとして期待されているが、それらの設備導入に要する費用や運用費がかかるという課題がある。
- 令和２年２月時点で、一部地域では電気の系統に空容量がなく、再生可能エネルギーの系統連系が原則不可能となっている。

３　住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充

【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

（１）　住宅の低炭素化に向け、一般工務店によるＺＥＨ建築の更なる支援策を講じること。

（２）　既築住宅の断熱化に対して更なる支援策を講じること。

（３）　認定低炭素住宅への税制上の支援制度の対象に既築住宅を加えること。

（４）　地中熱利用設備等の省エネ設備導入に対する財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

・　政府は 2020 年までに、注文戸建住宅の過半数を ZEH（ゼロエネルギーハウス）化、2030 年までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指すことを掲げている。
・　しかし、国が令和２年度に実施した ZEH 支援事業の補助状況はハウスメーカーが 85.1%、一般工務店が 14.9%と、ハウスメーカーと比較すると一般工務店の補助申請件数が少ない状況にある（一般社団法人環境共創イニシアチブ公開データより）。
・　本県では県内の新築住宅の過半数を供給している中小工務店の ZEH 建築事業者を対象にして、ZEH 建築に必要なエネルギー計算や設計手法に関する研修・相談など、支援策を講じてきた。
・　既築住宅の断熱化は喫緊の課題であり、無断熱住宅が全体の約４割を占める既築住宅の低炭素化に向けて、リフォームなどにより住宅の断熱改修を実施する場合の税制上の支援制度の拡充や、補助制度の拡充などの措置を講じる必要がある。
・　また、太陽光以外の再生可能エネルギーの適地が少ない本県において、地中熱利用の普及は低炭素化に向けた有効な方策である。しかし住宅用地中熱利用設備については、導入にあたり地中深くに採熱管を埋設する必要があり、施工が大規模で高額となることから普及が進んでいない。
・　本県では住宅用地中熱利用設備の省エネ効果の解析や導入コストの低減等を目的として、実証設備を用いた検討を実施しているが、国においても普及に向けた技術的、財政的支援を講じる必要がある。

４　再生可能エネルギーの普及拡大【一部新規】

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

（１）　家庭において、再生可能エネルギー電力の自家消費や非常用電源の確保を促すため、蓄電池の導入支援を充実させるとともに、太陽熱や地中熱など、節電・熱利用を効率的に組み合わせることができるよう支援すること。

（２）　再生可能エネルギー電力の確実な発電と脱落等の危険防止の観点から保守点検が確実に実施されるような仕組みを検討すること。

（３）　再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電力消費者の過度な負担にならないよう努めること。

◆本県の現状・課題等

・　脱炭素社会に向けて温室効果ガスの削減を進めていくためには、太陽光発電などの再生可能エネルギーを最大限に導入していくことが求められている。政府は、令和２年 12 月 25 日に実行計画を発表し、2050 年の発電量に占める再生可能エネルギーの割合を 50%から 60%へ引き上げることを参考値として盛り込んだ。

・　本県の令和元年度末の住宅用太陽光発電設備設置数の累計設置基数は 152,884 基であり、単年度の設置基数は平成 24 年度をピークに鈍化している。

・　本県では平成 26 年度から、太陽光発電の利用拡大に資する住宅用蓄電池及び住宅用省エネ設備として、エネファーム、太陽熱利用システム、地中熱利用システムの導入支援を行っている。

・　一方、住宅用太陽光については、初期に導入したものが 10 年程度経過しているが、「メンテナンスフリー」との誤った認識により保守点検の実施割合は著しく低いと想定され、不具合が発生している可能性がある。

・　電力需要家が負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金については、家庭などの過度な負担にならないようにする必要がある。

◆参考

○住宅用太陽光発電設備設置数の推移　（基）

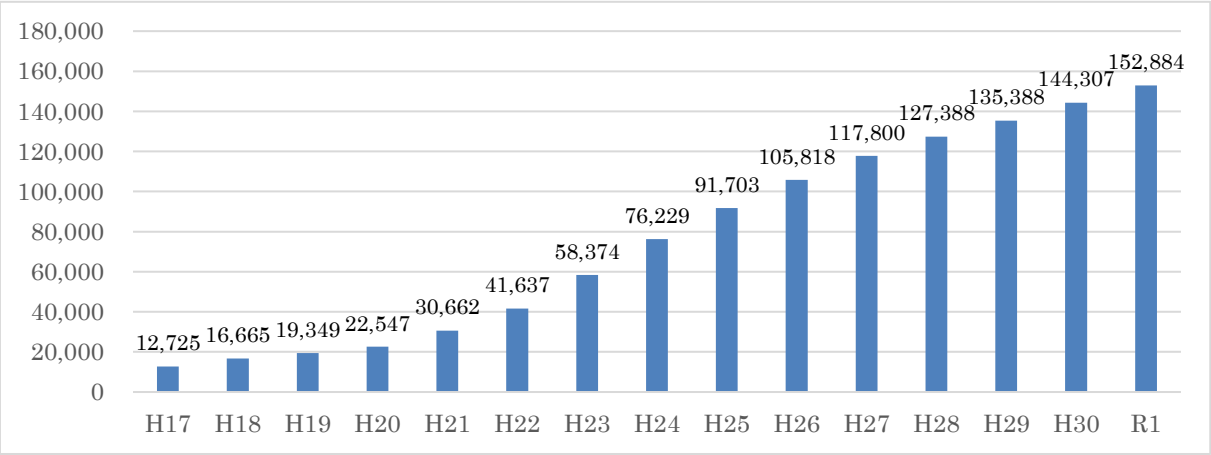

５　電動車（ＥＶ・ＰＨＶ）の普及拡大【一部新規】

【警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

（１）　電動車（ＥＶ・ＰＨＶ）の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。

（２）地方公共団体による災害時の非常用電源としての活用を目的とした電動車（ＥＶ・ＰＨＶ）及び外部給電器の購入に対する補助制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県の二酸化炭素排出量の約４分の１が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない次世代自動車の普及が必要である。

・　埼玉県５か年計画では、県内の次世代自動車の普及割合（乗用車登録台数に占める次世代自動車の登録台数の割合）を令和３年度末までに33%にするという目標を設定しているが、本県では令和２年３月末現在、次世代自動車の普及割合が22.2%（全国23.8%）である。

・　このうち、電動車については、ガソリン車との価格差の解消及び充電場所のさらなる整備が、普及のために欠かせないと考えられる。

・　さらに近年、災害時避難所等での電動車の給電機能を活かした支援活動が注目されており、電動車は「走る蓄電池」として社会的に認知されつつある。

・　電動車等の購入に関する国の既存の補助制度では、災害時利用を目的とした購入に対するインセンティブがない。地方公共団体が災害時に電動車の給電機能を活かした支援活動を積極的に行えるよう、地方公共団体による災害時利用を目的とした電動車及び外部給電器の購入に対する補助制度の創設が必要である。

・　また、電気自動車等用充電器については、普及の初期に設置された充電器が耐用年数を迎えるとともに、ランニングコストの補助が終了することから、撤去される充電器が一定数あると見込まれる。このため、インセンティブとして、充電インフラ整備のための補助制度の継続・拡充が必要である。

◆参考

〇埼玉県内のＥＶ・ＰＨＶ及び急速充電器普及状況

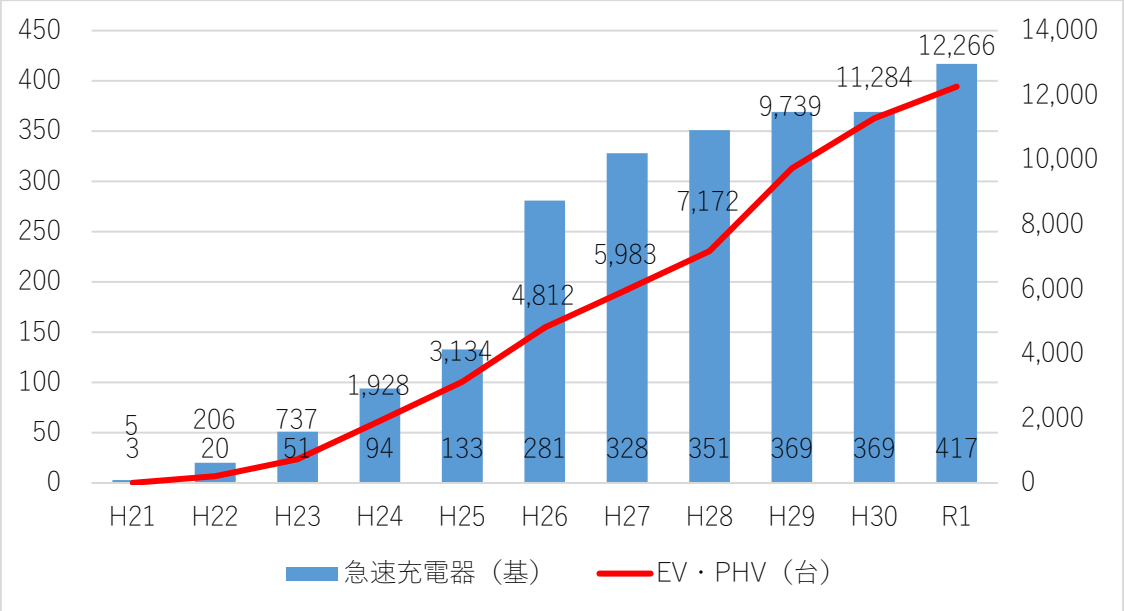

６　地球温暖化対策推進のための基盤整備

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

◆提案・要望

地方公共団体における温室効果ガス排出量を適切に把握するため、区域内の電気事業者別電気使用量を把握できる仕組みを構築すること。

◆本県の現状・課題等

・　国は、電気事業者に対しては、電気関係報告規則に基づく定期報告（発受電月報）を求め、その内容を公表しているが、区域内の電気使用量を把握できる資料は公表されていない。

・　そのため、埼玉県内における電気使用量を把握することができず、温暖化対策の施策の効果を適切に評価することが困難である。

７　ヒートアイランド対策の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

地方公共団体や事業者による効果的な対策実施を促進するため、広域的な実効性あるヒートアイランド対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

・　ヒートアイランド現象は都市化した地域に共通する課題であり、地方公共団体の区域を超えた広域的な対応が求められているが、実効性ある対策が十分に行われていない。

・　本県において、熱帯夜や猛暑日日数が増加するとともに、熱中症救急搬送者数が急増している。

・　国においては、緑地・水面の減少、人工物・舗装面の増加等による地表面被覆の人工化、都市への建築物への集積、人工排熱の増加等のヒートアイランド現象の原因の解消に向けた、実行性ある対策に対して技術的、財政的支援を講じる必要がある。

８　排出量取引制度の早期導入

【経済産業省、環境省】

◆提案・要望

（１）　排出量取引制度の創設について法制化し、早期導入を図ること。

（２）　導入に当たっては、既に実施している本県や東京都の制度に鑑み、キャップ＆トレード方式の排出量取引制度とすること。

◆本県の現状・課題等

・　排出量取引制度については東京都が平成22年度から本県は平成23年度から開始している。
・　世界的には既に約40の国と20以上の地域で排出量取引制度が導入され、本県と東京都も含め高い効果をあげている。
・　地球温暖化対策は喫緊の課題であることを認識し、速やかに排出量取引制度を全国的に導入する必要がある。
・　排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進めている事業者にとって、不利なものとならないよう配慮する必要がある。

◆参考

排出量取引制度のＣＯ₂削減実績

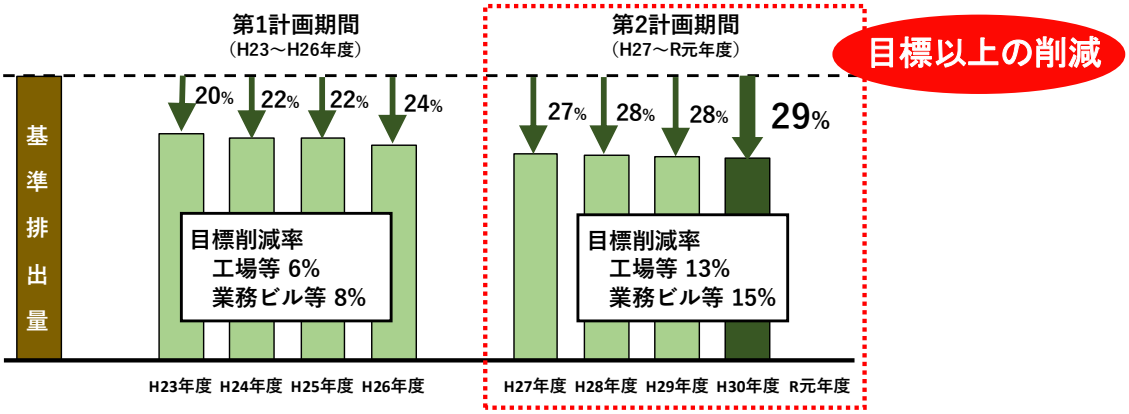

■公害のない安全な地域環境の確保

【文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁】

県担当課：環境政策課、水環境課、大気環境課、
企業局総務課、下水道管理課

1　東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応

【文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁】

◆提案・要望

（１）　放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除去した土壌の適切な処理が進むよう、国の責任において処分基準を定めるとともに具体的な手法を示すこと。

（２）　東京電力福島第一原子力発電所の事故により地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を幅広く捉え、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

◆本県の現状・課題等

・　東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた、汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題が依然として解決していない状況である。
・　本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市、吉川市では、除染に伴い生じた合計7,284m^{3}の除去土壌を学校、公園等で現場保管、又は仮置場で保管している（令和３年３月末現在）。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに準じて同様の措置を実施している。
・　しかし、除去土壌の処分の基準が定まっていないことから処分が進まず、現場保管等の期間も長期化しており、地域住民の安全・安心の確保のため、国による早期対応が求められている。
・　東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量、食品・飲料水等の放射線量の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
・　こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、令和元年度分までの費用として東京電力に約92億７千万円の損害賠償請求を行い、令和３年３月末現在、約51億３千万円が納付されている。

２　光化学オキシダント対策の推進及びＰＭ２．５（微小粒子状物質）に係る取組の強化

【環境省】

◆提案・要望

（１）　光化学オキシダント及びＰＭ２．５の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うこと。

（２）　光化学オキシダント及びＰＭ２．５の原因物質であるＶＯＣ（揮発性有機化合物）について、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的な削減対策を推進すること。

（３）　ＶＯＣ排出抑制策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援を行うなど必要な措置を講じること。また、公共調達において、グリーン購入法による低ＶＯＣ塗装製品の対象品目の拡大及び印刷のＶＯＣ対策の配慮事項の拡大を図ること。

（４）　自動車ＮＯｘ・ＰＭ法による車種規制について、今後も継続するとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、ＮＯｘ（窒素酸化物）排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。

（５）　新車時の排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入及びディーゼル重量車の実走行時の排出ガスを低減させる措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

・　本県の光化学オキシダント環境基準達成率は長年０％であり、また、本県のＰＭ２．５環境基準達成率は平成30年度に初めて100％に達したことから、安定的に環境基準を達成させていく必要がある。

・　光化学オキシダント及びＰＭ２．５の原因物質であるＶＯＣについて、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度は、近年においては削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダント及びＰＭ２．５の大幅な改善は見込めない状況となっている。

・　自動車からの排出ガスについては、依然として光化学オキシダント及びＰＭ２．５の原因物質であるＶＯＣやＮＯｘ等の主要な発生源となっている。

・　このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダント及びＰＭ２．５の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を超えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

◆参考

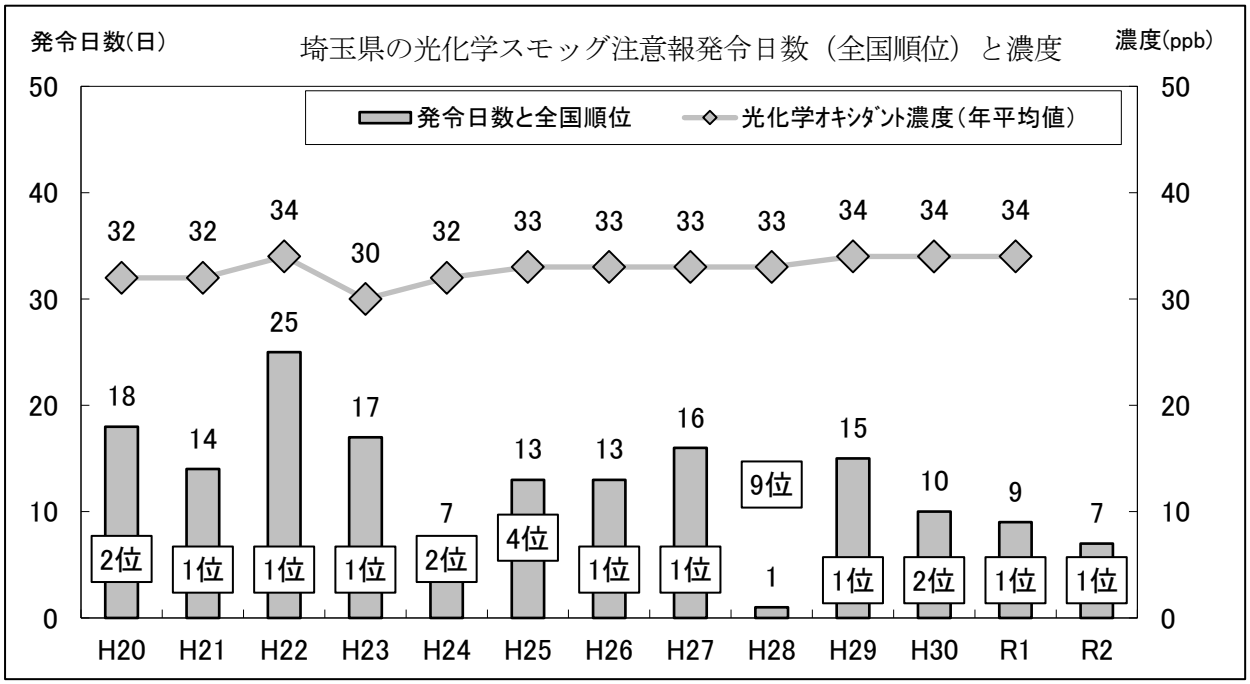
埼玉県の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度
発令日数(日)
濃度(ppb)
発令日数と全国順位
光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ濃度（年平均値）
50
40
30
20
10
0
32
32
34
30
32
33
33
33
33
34
34
34
18
14
25
17
7
13
13
16
1
15
10
9
7
2位
1位
1位
1位
2位
4位
1位
1位
9位
1位
2位
1位
1位
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2

３　大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化【一部新規】

【環境省】

◆提案・要望

（１）　一般環境及び建築物等の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。

（２）　大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査及び特定工事*における特定粉じん排出等作業の完了確認について、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。

（３）　建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか確認するための分析調査について、実施できる者の資格要件及び特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。

（４）　大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査について、実施せずに建築物の解体等工事を実施した場合の罰則について規定すること。

＊特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

◆本県の現状・課題等

・　本県では、一般環境及び建築物の解体等工事の周辺で大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、測定された石綿濃度の取扱いに苦慮している。

・　現在は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※１）に適用される敷地境界基準（※２）や国のアスベスト大気濃度調査検討会の報告書（平成 25 年 10 月）の目安（※３）を参考にしている状況である。

※１　特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※２　石綿の濃度 10 本／Ｌ

※３　石綿繊維数濃度１本／Ｌ

・　建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査及び特定工事における特定粉じん排出等作業の完了確認については、不正行為を防止し、より高い信頼性を確保するため、直接の利害関係のない第三者が実施する必要がある。

・　建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか確認するための分析調査について、不正行為を防止し、より高い信頼性を確保するため、実施出来る者の資格要件及び直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定する必要がある。

・　令和４年４月１日より、建築物の解体等工事時における石綿の飛散流出防止を目的とし、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査が義務付けられるが、調査そのものを実施させるための確実な担保がない。

◆参考

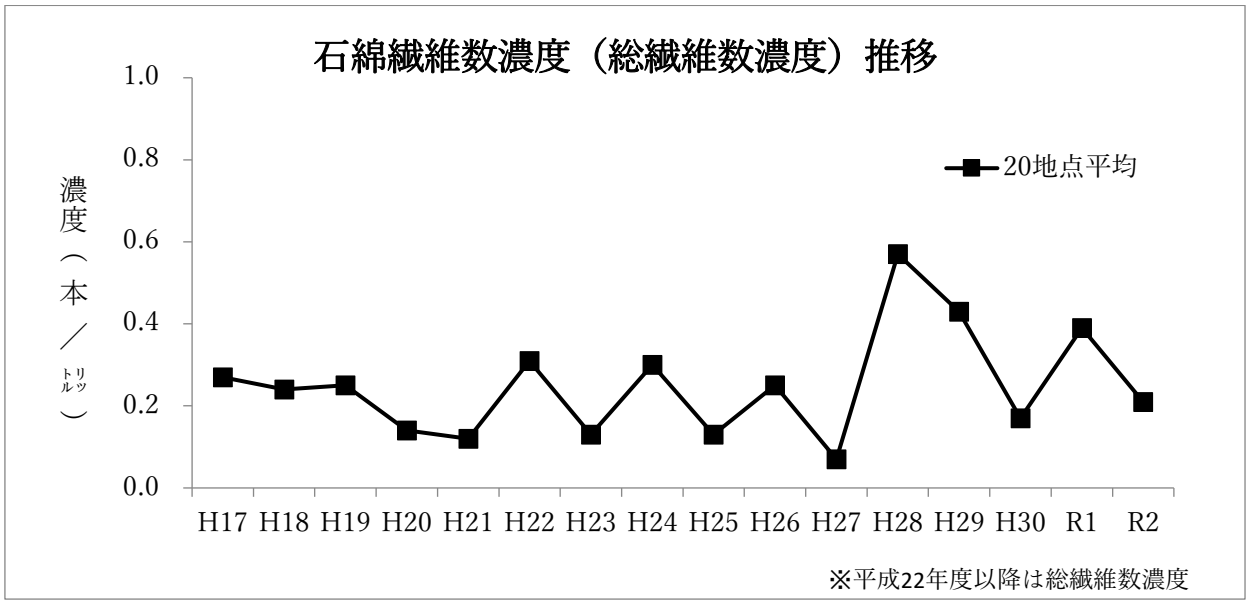

■資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課：産業廃棄物指導課、資源循環推進課、
建設管理課、水道管理課

1　放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

（１）　放射性物質を含む浄水発生土の再利用に対する理解が得られるよう、浄水発生土の安全性及び再利用の促進について広く周知を行うこと。

（２）　放射性物質濃度を低減させるための技術の開発や新たな再利用方法の研究など、浄水発生土の処分・再利用促進のための実効性のある具体的な方策を早急に進めること。

◆本県の現状・課題等

- 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場で排出される浄水発生土から放射性物質が検出されている。
- 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」により、放射性物質が検出された浄水発生土の処分・再利用についての基準が示された。
- また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下である浄水発生土の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿った取扱いを行うことが示された。
- さらに、平成25年３月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、園芸用土やグラウンド土への有効利用やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- 現在、浄水場で排出される浄水発生土の放射性セシウム濃度は、この基準を大きく下回っているものの、安全性に対する国民の懸念から事故以前のように園芸用土やグラウンド土として全量有効利用することが困難な状況にあり、事故以後はセメント原料としての再利用を余儀なくされ、多額の費用を必要としている。
- また、事故当初に発生した高濃度の放射性物質を含む浄水発生土については、セメント原料等への再利用ができず、より高額となる埋め立て処分とせざるを得ない。予算の制約から、早急な全量処分は難しく、未だ大量の浄水発生土の保管を余儀なくされている。

◆参考

〇保管を余儀なくされている浄水発生土（R3.３月末現在）

浄水場での保管を余儀なくされている浄水発生土　　約 42,000 トン

２　石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、建築物その他工作物の解体工事における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、法整備を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。

・　混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破砕施設に搬入される実態がある。

・　石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されているが、依然としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあり、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では不十分である。

・　破砕施設において原料の十分な確認を行うことを前提としながらも、建設リサイクル法における対象規模の拡大など、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。

・　持続可能な社会の構築にむけ、建設資材のリサイクルを今後も促進していくためには、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

３　廃棄物の発生抑制・再利用の推進

【経済産業省、環境省】

◆提案・要望

（１）　拡大生産者責任を徹底し、製造事業者等の（環境配慮設計、軽量化、分別回収等）の取組を推進するため、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度とする。リチウムイオン電池等を使用する製品については、消費者が分別して排出しやすくする構造・製品表示を行うことで、安全かつ効率的なリサイクルの促進を図る。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行に当たり、財政支援を含めた市町村の負担軽減に配慮した制度設計を図る。以上を実現するため、特定家庭用機器再商品化法等の各種リサイクル関連法令を改正し、関連制度を整備すること。

（２）　大量廃棄が見込まれる太陽電池モジュールのリユース、又はリサイクルを推進するため、引き続きリサイクルの技術開発を支援するとともに、社会的システムの構築に資する制度の整備など、必要な措置を講ずること。

（３）　事業系食品ロス削減に向けて、納品期限（いわゆる１／３ルール）の緩和について、「全国一斉」商慣習見直し運動を実施しているが、中小の食品関連事業者が積極的に取り組める国民運動として展開をするとともに、制度化に向けて取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

・　リデュース・リユースの指標である本県の１人１日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成19年度以降減少しているが、近年減少量は横ばい傾向にある。
・　また、一般廃棄物のリサイクル率は、横ばいで推移している。
・　近年はリチウムイオン電池等の発火事故も年に数件発生していることから、適正な分別が十分でないことが伺え、リサイクルの妨げの要因の一つとなっている。
・　市町村から第２０４回国会で審議中のプラスチック資源循環法の施行に当たり、市町村に負担が偏らないよう支援制度を含めるよう要望がでている。

◆参考

〇埼玉県の１人１日当たりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）とリサイクル率（%）の推移

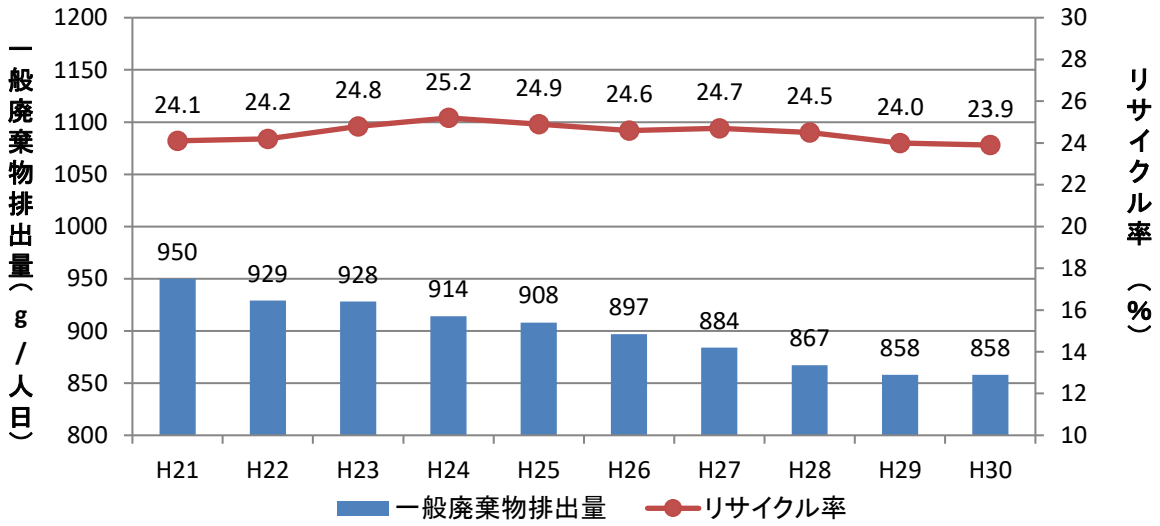

４　ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、環境省】

◆提案・要望

（１）　全てのＰＣＢ含有機器を使用する事業者に対して、経済産業省が保有するＰＣＢ電気工作物データ等を活用し、令和９年３月の処理期限前に使用者が自主的に含有機器の使用を中止することを呼び掛けるとともに、その処理方法について周知する等、期限内の確実かつ適正な処理推進のため、効果的な広報を実施すること。

（２）　低濃度ＰＣＢ含有機器について、処分期限までに計画的に処理が進むよう、処理体制の充実・多様化や、使用廃止期限の法への明示等、早急に対策を検討すること。

◆本県の現状・課題等

・　民間会社、鉄道事業者、学校、公共施設等で保管されているＰＣＢ廃棄物については、令和９年３月末までに確実に処分しなければならない。
・　県内における使用中の機器を含めたＰＣＢ廃棄物の保管台数は、変圧器が約2.2万台、コンデンサーが約 2.7万台、蛍光灯安定器が約6.7万台と推計されている。
・　これらのＰＣＢ廃棄物を期限内に適正処分するため、県では保管している事業者の掘り起こしや、定期的な立入検査による指導を実施している。
・　しかし、低濃度ＰＣＢ含有機器はまだ使用中の機器が多い。使用中の機器について、所有者に自治体への届出義務がなく、法に使用廃止期限が明示されていないことから、事業者への周知や指導に苦慮している。

５　廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設

【環境省】

◆提案・要望

（１）　不適正処理事案の是正を推進するため原状回復基金を増額すること。

（２）　廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、原状回復基金による支援の対象とすること。

（３）　不適正事案の発生抑制や廃棄物処理業者が行方不明や資金不足となった場合に対応するものとして、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

・　廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。

・　原因となる者は、排出者、廃棄物処理業者及び無許可業者であるが、いずれの場合も、資力不足や倒産、原因者の行方不明や死亡等により、廃棄物が放置される事案が多い。そのため、やむを得ず撤去等に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆参考

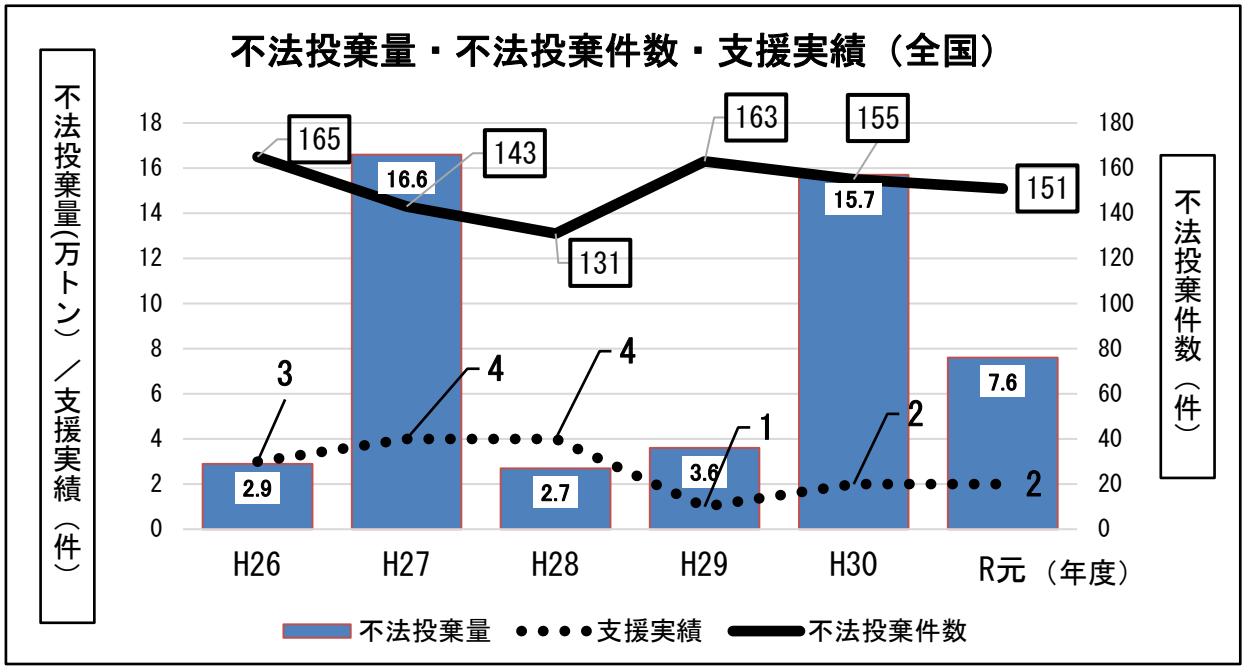

※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1 件当たり 10 万トン以上の事案

６　産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設

【環境省】

◆提案・要望

（１）　産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。

（２）　水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

◆本県の現状・課題等

・　産業廃棄物処理施設の設置については、立地を規制する定めがなく、水源地等であっても許可要件に合致すれば許可せざるを得ない。

・　いかなる保全措置を講じても、水源地との距離は市民の安心感に大きく影響する。

７　土砂の適正管理のための法制度の整備

【国土交通省、環境省】

◆提案・要望

（１）　土砂の排出、堆積に関して必要な規制を行うことができるよう法整備を行うこと。

（２）　建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成して行政庁に届出することを義務付けるなど、建設発生土の発生者の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、自治体が情報共有できる仕組みを設けること。

（３）　建設発生土の搬入・埋立て等の行為については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。

（４）　廃棄物と同様、不適正な処理を行った者に対する罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。

（５）　不適正な処理が行われている行為地について、迅速に行為の停止や改善を求めるため、強制力を伴う立入検査等の必要な権限に関する規定など、実効性を担保する規定を設けること。

◆本県の現状・課題等

・　土砂の堆積等の行為を直接規制する法令が無いため、土砂が大量に山積みされるなど、不適正な事例が全国的に見受けられる。

・　本県では平成15年２月から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を定め、建設発生土等の排出段階から規制を行っているが、昨年７月には県の指導に従わず、無許可で堆積された土砂が崩落し、付近の河川の河道を閉塞させ、県が代執行を行った事案が発生した。

・　県域を越え広域的に土砂が流通した場合には、発生元の自治体と処分先の自治体で個別の制度を運用しているため、効果的な対策を講じるには限界がある。

■川の再生

【国土交通省】

県担当課：下水道事業課

1　下水道の整備に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

◆提案・要望

汚水処理の早期概成を進める市町村を支援するため、下水道整備推進重点化事業の要件を緩和し財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　平成26年１月に策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」では、今後10年を目途に各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること（概成）が求められている。

・　本県の下水道普及率は全国平均を上回っているものの、普及率が低迷している市町村も存在している。

・　平成27年度から国は下水道整備推進重点化事業により重点配分事業として未普及解消を支援しているが、採択要件が厳しく、本県では十分活用できていない。

◆参考

○下水道普及率の推移

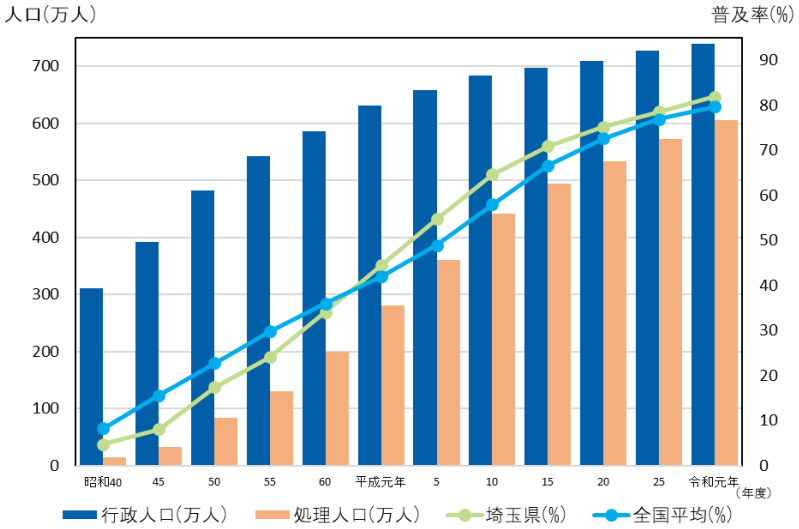

年度（末）	40	45	50	55	60	平元	5	10	15	20	25	令元
埼玉県（%）	4.8	8.1	17.4	24.1	34.1	44.5	54.8	64.7	71	75.2	78.6	81.9
全国平均（%）	8.3	15.6	22.8	29.8	36.0	42.0	49.0	58.0	66.7	72.7	77	79.7
全国順位	－	－	16	12	10	9	8	7	9	12	13	13

※「埼玉県生活排水処理施設整備構想」における
下水道普及率の目標値は2025年度までに86.9%

○普及率の低い市町村（令和元年度末）

美里町：7.1%　神川町：12.6%　上里町：15.7%　寄居町：25.0%　吉見町：25.9%

２　下水道に接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

◆提案・要望

接続率の向上を図るため、生活保護世帯等へ市町村が行っている排水設備整備の助成制度等に対して、国による財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　生活保護世帯へは、水洗化工事に伴う排水設備の工事に対する補助として「下水道水環境保全効果向上推進費補助金」制度があったが、平成22年４月１日付で廃止された。

・　社会資本整備総合交付金制度への移行に伴い、社会資本総合整備計画の基幹事業に伴う効果促進事業に位置付ければ、交付できるようになった。

・　しかし、既に下水道の整備が完了している地域では、社会資本総合整備計画で効果促進事業に位置付けることが困難であり、生活保護受給者や高齢者、年金受給者などの接続が金銭面において課題となっている。

・　下水道への接続率を向上させることは、下水道事業の経営安定化のみならず河川等の水質改善を進める上からも重要であり、国による財政支援の拡充が必要である。

◆参考

○下水道への接続率

年度(末)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
下水道接続率	95.4%	95.5%	95.7%	96.0%	95.9%

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野６　魅力と誇りを高める分野

■文化芸術の振興

【文部科学省、文化庁】

県担当課：文化資源課

1　文化財保護行政の推進と文化財の確実な保存活用への支援

【文部科学省、文化庁】

◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。

・　国指定文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助額が削減され、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられず、事業の実施を先送りせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。

・　例えば本県を代表する史跡である埼玉古墳群の整備は、長期的な計画に基づき国庫補助を受け整備を実施しているが、令和元年度の計画額10,699千円に対して当初交付額は5,868千円（計画額／交付額＝54.8％以下同じ）、令和２年度計画額12,821千円に対して当初交付額は5,385千円（42.0％）、令和３年度計画額8,483千円に対して当初交付額は6,786千円（80.0％）となっており、その結果、整備計画に遅れが生じ整備活用計画の見直しを迫られている。

◆参考

○県内国指定文化財に係る国庫補助金の計画と当初交付額

（件数：件、額：千円）

年度	計画件数	計画額(a)	当初交付件数	当初交付額(b)	交付率(b/a)
H28	79	873,940	72	592,496	67.8%
H29	78	1,163,133	71	700,155	60.2%
H30	76	1,050,749	72	771,267	73.4%
H31	67	765,015	62	444,009	58.0%
R2	80	973,363	72	856,132	88.0%
R3	74	750,822	70	666,230	88.7%

■ＩＣＴを活用した県民の利便性の向上

【総務省】

県担当課：情報システム戦略課

１　超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消

【総務省】

◆提案・要望

希望する全ての国民がＩＣＴを利活用できる環境の確保に当たっては、地方自治体に新たに財政負担を求めることなく、５Ｇ環境への移行を含め民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。

◆本県の現状・課題等

・　現在、光ファイバを中心とした超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は、全国平均で99.5%と利用環境の整備が図られているが、本県の条件不利（不採算）地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、次世代移動通信である５Ｇ環境も含め中山間部などの条件不利地域での整備を促進する必要がある。

・　５Ｇ環境の整備は、現在、人口密集地が中心となっており、それ以外の地域では進んでいない。５Ｇ環境の有無による情報通信格差を生じさせることのないよう、条件不利地域を含めて広範囲の整備を促進する必要がある。

■快適で魅力あふれるまちづくり

【総務省、財務省、国土交通省】

県担当課：情報システム戦略課、用地課、道路街路課、道路環境課、
市街地整備課、建築安全課、住宅課

1　携帯電話不感地帯の解消

【総務省】

◆提案・要望

（１）　条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するための支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。

（２）　不採算地域への携帯電話基地局の整備や維持管理に係る費用へのユニバーサルサービス制度の適用を検討すること。

◆本県の現状・課題等

・　居住地における携帯電話不感地帯は解消が進んできているが、地理的に条件不利な地域の世帯数が 10 戸に満たないような小さな集落や、非居住地にあっても多くの人が訪れる観光地などについては、携帯電話不感地帯の解消が進んでいない現状がある。

・　地理的に条件不利な地域において、市町村が携帯電話等の基地局施設を整備する場合には、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）があるが、小集落等については民間電気通信事業者の採算性の問題からエリア化（当該事業による基地局施設の整備）が進んでいない現状がある。携帯電話の不感地帯を放置することは、救助や救援に支障を来すおそれがあり、国民の安全を脅かすものであるため、早期に解消が図られる必要がある。

２　地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援

【総務省】

◆提案・要望

地上デジタル放送の難視対策は、国と放送事業者が主体となって住民及び地方公共団体を支援すべきであり、共聴施設の維持管理についても、住民及び地方公共団体に過剰な負担とならないよう、新たな支援措置を創設すること。

◆本県の現状・課題等

・　地上デジタル放送の難視対策は、デジタル混信対策及び福島原発避難指示区域における対策を除き、平成 27 年３月で完了したところである。このうち、共聴施設による対策は、住民及び地方公共団体が主体となって実施し、国と放送事業者が共聴施設の新設・改修を支援することとされてきた。

・　国では無線システム普及支援事業費等補助金により、原則として、新設は補助対象経費の 2/3、改修は補助対象経費の 1/2 に相当する額を補助してきたところである。また、日本放送協会においても、自主共聴組合のデジタル化改修について、加入世帯の負担額に対し助成を行ってきた。

・　一方、共聴施設の維持管理については国や放送事業者による支援措置がなく、住民及び地方公共団体に過剰な負担となっているため、早急な対応を必要としている。

３　土地区画整理事業の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

住み続けられるまちづくりの促進及び市街地の防災性向上のため、土地区画整理事業を推進する補助制度に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県を含む首都圏においては、東京湾北部や茨城県南部などを震源とする大規模地震の発生確率が今後30年間に70％とされている。

・　このような大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や市街地での火災の発生等により多数の死傷者が出る被害が想定され、安全なまちづくりの取組が必要である。

・　住み続けられるまちづくりの促進及び市街地の防災性向上のため、事業財源の確保が困難となっている土地区画整理事業の推進が必要である。

・　地価の低迷や厳しい財政状況の中で財源確保が困難となり、事業期間の長期化や借入金の返済が困難となってきている。

・　このため、事業効果を早期に発揮するためには、国による財政支援の強化が不可欠である。

◆参考

○土地区画整理事業の施行状況（令和３年３月 31 日現在）

施行者	地区数	面　積
個人施行	7　地区	37.6 ha
組合施行	16　地区	594.5 ha
公共団体施行	57　地区	2,783.1 ha
合　計	80　地区	3,415.2 ha

※さいたま市を除く。

○社会資本整備総合交付金を受けている地区数（令和３年度）

施行者	道路事業	都再区	合　計
組合施行	3　地区	1　地区	3　地区
公共団体施行	27　地区	24　地区	37　地区
合　計	30　地区	25　地区	40　地区

※さいたま市を除く。

４　市街地再開発事業の推進

【国土交通省】

◆提案・要望

（１）　都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進め、また、被災時対策（帰宅困難者対策など）やエコ施策においても役割が期待される市街地再開発事業の推進のため、財政的支援を拡充するなど必要な財源を確保すること。

（２）　「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による交付金の国費率のかさ上げ措置は、重点配分対象事業に限り平成30年度以降も10年間継続されることとなったが、県内で施行中の市街地再開発事業は全てこれに該当せず、実質的には国費率が低下することとなる。事業の進捗に影響が大きいことから、重点配分対象事業を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では、昭和40年代以降の急激な人口流入などにより、市街地環境の悪化、災害危険性の増大などの問題が発生している。

・　また、中心市街地の人口の空洞化、既存商店街の活力の低下などが大きな問題となっている。

◆参考

○市街地再開発事業の施行状況（令和3年3月31日現在）

	地区数	面　積
施行中地区	9 地区	9.8 ha

○国の社会資本整備総合交付金（道路事業）導入地区のうち重点・非重点配分の別

（令和３年度）

	重点	非重点	計
国費率	5.5/10	5/10	
施行中地区	0　地区	5　地区	5　地区

５　空き家を含む中古住宅の流通促進のための税制度の見直し

【国土交通省】

◆提案・要望

（１）　空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、中古住宅の購入者に対する住宅ローン減税の控除が適用される期間を延長するなどの優遇措置を講じること。

（２）　空き家の除却跡地及び空き家の福祉活用を促進するため、空き家の所有者に対する都市計画税及び固定資産税の見直しを講じること。

◆本県の現状・課題等

- 平成30年の本県の住宅ストックは世帯数約305万世帯を上回る約338万戸である。新築住宅は平成29年度から令和元年度までの平均で年間約５万６千戸供給される一方で、滅失は年間約4.5千戸にとどまり住宅ストックは年々増加している。
- 同年の本県の空き家は、戸数で約34万６千戸、空き家率では10.2%である。空き家率は全国で最も低いが、空き家の戸数は第８位と上位に位置している。
- 特に、利用目的の定まっていない空き家は、平成25年から平成30年までの５年間で約１万２千戸も増加している。
- 空き家が放置されると周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれがあるため、利活用が可能な空き家の流通と危険な空き家の除却を促進する必要がある。
- 住宅購入時における住宅ローン減税については、新築住宅と中古住宅で同じ控除期間となっている。空き家を含む中古住宅の流通を促進するためには、中古住宅の購入者に対する住宅ローン減税の控除が適用される期間を延長するなどの優遇措置を講じる必要がある。
- また、空き家の除却跡地及び空き家を福祉活用した場合、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例が適用されなくなることは、空き家所有者が積極的に除却及び活用を行わない理由となっている。少子高齢社会において安心して健康に暮らせる住環境を創出するため、空き家の除却跡地や福祉活用に対する固定資産税等の住宅用地特例の適用延長等の措置が必要である。

◆参考

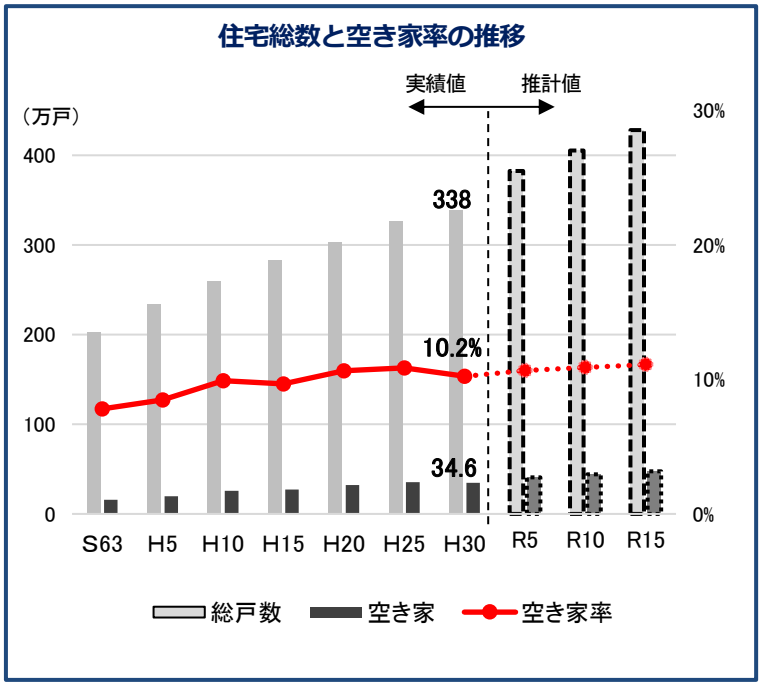

【出典】住宅･土地統計調査（総務省）
※ R5 以降は近似曲線による推計値

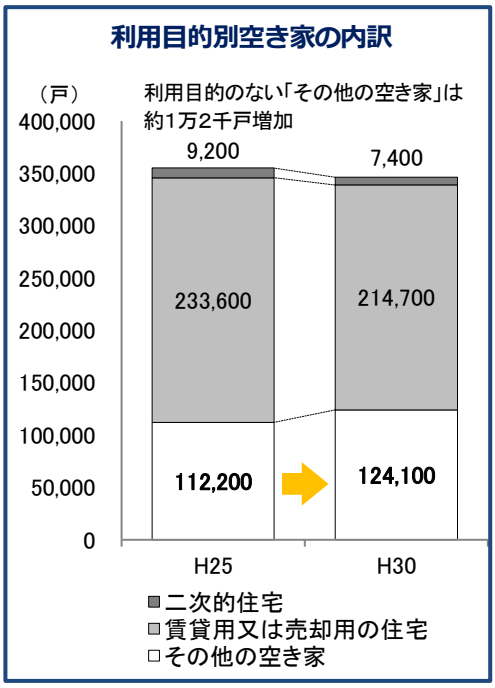

【出典】住宅･土地統計調査（総務省）

６　代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ

【財務省、国土交通省】

◆提案・要望
　公共事業用地の取得に係る代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。

◆本県の現状・課題等
・　公共事業用地の取得に際し、土地所有者が補償金に代えて代替地を希望することも多い。
・　公共事業の円滑な推進を図るには、代替地の問題を解決することが必要不可欠であるが、特別控除額が1,500万円では、代替地を提供することのメリットが小さいため、代替地提供の協力が得にくく、公共事業用地取得のあい路となっている。

７　納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除

【財務省、国土交通省】

◆提案・要望
　納税猶予の特例に係る農地を公共事業用地として譲渡した場合の贈与税・相続税を全額免除すること。

◆本県の現状・課題等
・　納税猶予の特例に係る農地（以下「納税猶予農地」という。）については、租税特別措置法に基づき、その贈与税及び相続税が猶予されている。
・　しかし、納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する場合、代替の農地を取得しないときは、売却した面積に相当する猶予されていた贈与税又は相続税を納税しなければならない。
・　そのため、納税猶予農地の所有者の理解を得ることが難しく、公共事業用地取得の大きな妨げとなっており、河川改修等に必要な用地を取得できず、緊急性の高い災害防止対策工事の遅れにもつながっている。

８　安全で快適な歩行空間の整備

【国土交通省】

◆提案・要望

（１）　未就学児や通学児童が安心して利用できる安全な歩行空間を確保するために、歩道整備に必要な財源を確保すること。

（２）　電線類の地中化を進めるために、電線類地中化の整備手法について検討及び普及を進めるとともに、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

・　滋賀県大津市で発生した未就学児が犠牲となった事故を契機に、歩行者の安全確保に対する関心が高まっている。
・　県管理道路の約３割においては、未だ歩道が整備されていない。整備済みの箇所においても十分な幅員が確保されていない状況である。
・　このような状況の中、地元市町村からは、未就学児の移動経路に限らず、小中学校の通学児童の安全を確保するため、通学路安全プログラムに基づく歩道整備の推進が強く望まれている。
・　その数は県管理道路で294件にのぼっており、大幅な予算の拡充が必要な状況である。
・　平成31年３月に策定した「埼玉県無電柱化推進計画」に基づき「防災性の向上」と「地域の活性化」の２つの観点から計画的かつ迅速に電線類の地中化を進める必要がある。
・　電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、継続的かつ安定的な財源確保と共にコスト縮減が必要不可欠である。

◆参考

○歩道の整備状況（県管理道路）

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,774.8 km	2,038.7 km	73.5%

○歩道整備率の推移（県管理道路）

H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
72.5%	72.8%	72.9%	73.2%	73.3%	73.5%

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路）

歩道幅員	0.75m以上～2.5m未満	2.5m以上	合　計
整備延長	667.0 km	1,371.7 km	2,038.7 km
構成比	32.7 %	67.3 %	100 %

○ 電線類地中化の整備状況（県管理道路）

H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
53.0km	54.1km	55.7km	57.5km

令和３年４月１日現在

■多様な主体による地域社会づくり

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課、地域包括ケア課

1　重層的支援体制整備事業の推進【一部新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望
重層的支援体制整備事業の推進に向けて、更なる財源措置を講ずるなど市町村の意欲を高める仕組みにすること。

◆本県の現状・課題等

- 高齢者・障害者・児童・生活困窮者など福祉の分野ごとの相談支援体制では対応が難しい複合的な課題を抱えた方が増加している。
- そこで国は、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下この頁において「モデル事業」という。）を活用しながら、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を進めてきた。
- モデル事業の成果等を踏まえ、国は社会福祉法を一部改正し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、新たな市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」を規定した（令和３年４月１日施行）。
- この法改正により、制度別（高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など）に設けられた財政支援を１本の補助要綱に基づき一体的な実施が可能となった。
- しかしながら、重層的支援体制整備事業のうち、「包括的な相談支援」及び「地域づくりに向けた支援」については、既存の財源の組替えであり、当事業に取り組む市町村の財政負担を減らす仕組みではない。
- また、交付金の算定にあたっては、既存の制度別の補助金・交付金の前々年度の事業実績額に基づき按分して算出することになっているが、事業実態と按分率との間に乖離が生じる場合は按分率を補正したり、相談支援機関の開設・廃止が生じる場合はその影響額を計算するなど、計算が複雑になっている。
- 国の財政支援の仕組みは、重層的支援体制整備事業に関する市町村の意欲を高める仕組みとはなっていないため、当事業に取り組む意欲的な市町村に対し、更なる財源措置を講ずるとともに、交付金の算出にあたっては、当該年度の事業予算額に基づく算出にするなど、分かりやすい仕組みに変更する必要がある。
- 重層的支援体制整備事業は市町村の自治事務であり、「多機関協働事業」等については、令和５年度から都道府県が財政負担する方針が一方的に示されたが、令和５年度以降も国の責任で実施するべきである。

  なお、都道府県に負担を求める場合は、地方交付税による対応など、国が都道府県に対し十分な財源措置を講ずるべきである。

◆参考

○重層的支援体制整備事業の取組予定市町村

令和３年度	令和４年度	令和５年度
２市町村	８市町村	９市町村

○本県の主な取組・支援

・市町村に対し、アドバイザーを派遣

・市町村情報交換会や研修の開催

２　孤立死防止対策の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

　ライフライン事業者や輸送事業者などの個人情報取扱事業者が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合には、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供できることをガイドラインなどに事例として明記し、発見者が自治体へ通報しやすい環境づくりを更に進めること。

◆本県の現状・課題等

・　各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
・　しかしながら、様々な事情により自らＳＯＳを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっている。
・　そこで、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会の多い業者などの関係機関の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
・　「個人情報の保護に関する法律」には、「利用目的による制限（第16条）」及び「第三者提供の制限（第23条）」の規定がある。
・　同法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、これらの制限は適用除外とされている。
・　しかし、国のガイドラインには、個人情報の提供制限の例外については記載されているが、ライフライン事業者などの個人情報取扱事業者が躊躇することなく通報できるようにする具体的事例が記載されていない。

３　生活福祉資金相談体制の維持【一部新規】

【厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

（２）　今後、特例貸付を実施する場合には、あらかじめ都道府県及び社会福祉協議会の意見を踏まえること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
・　平成26年度は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して74,954千円、国の交付金で造成された緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として245,560千円、合計で320,514千円の補助金を交付した。
・　平成27年度は国の補助制度が変更され、これまで厚生労働大臣が認めた額とされていた補助基準額が、貸付件数等の実績に基づいて決定される方式に改められたが、経過措置による個別協議が認められ、本県の所要額であった97,561千円が確保された。
・　平成28～30年度も経過措置の適用により本来の補助基準額を超える60,712千円が確保された。
・　一方、令和元年度及び２年度は、債権回収の取組を強化することに伴う加算措置を活用することにより、同程度の補助基準額が確保され、３年度も同様の加算措置が継続されることになっている。
・　また、市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度が平成26年度で廃止された。27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となったが、この取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
・　近年、生活福祉資金の貸付件数は減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付が令和２年３月から始まり、貸付件数は急増した。
・　県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会では、貸付後も長期にわたって多くの借入者の自立や償還のため、相談支援を続けていく必要がある。
・　そのため、令和４年度以降も県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な相談支援体制を維持していくための財源の確保が不可欠である。
・　また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施されている特例貸付については、事務手続に関する国からの情報提供が直前になることが多く見受けられる。
・　都道府県や社会福祉協議会の状況が考慮されずに、国の制度運用がなされており、現場では十分な情報等がないまま、手探りで事業を継続しているところである。
・　適切に制度を運用するためには、あらかじめ都道府県及び社会福祉協議会の意見を踏まえ、特例貸付を実施することが重要である。

◆参考　国庫補助額の推移

○県社会福祉協議会の人件費及び事務費、民生委員実費弁償費

	補助金額（上限額）	財　源
平成26年度	113,811千円	①セーフティネット支援対策等事業費補助金 74,954千円（国1/2、県1/2） ②緊急雇用創出事業臨時特例基金 38,857千円（国10/10）
平成27年度	97,561千円（ａ＋ｂ） ａ　補助基準額　48,012千円 ｂ　経過措置による加算 49,549千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （国1/2、県1/2）
平成28年度	60,712千円（ａ＋ｂ） ａ　補助基準額　45,256千円 ｂ　経過措置による加算 15,456千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （国1/2、県1/2）
平成29年度	60,712千円（ａ＋ｂ） ａ　補助基準額　40,550千円 ｂ　経過措置による加算 20,162千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （国1/2、県1/2）
平成30年度	60,712千円（ａ＋ｂ） ａ　補助基準額　38,808千円 ｂ　経過措置による加算 21,904千円	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （国1/2、県1/2）
令和元年度	1,211,674千円	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 57,674千円（国1/2、県1/2） ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,154,000千円（国10/10） ※②は特例貸付の原資分
令和2年度	57,153,146千円	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 67,146千円（国1/2、県1/2） ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 57,086,000千円（国10/10） ※②は特例貸付の原資分
令和3年度 （見込み）	7,999,580千円	①生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 59,580千円（国1/2、県1/2） ※予算額を記載 ②生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 7,940,000千円（国10/10） ※特例貸付の原資分（3月末時点内示分）

○市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

	補助金額等	財　源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金（国10/10）
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の1/2を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の３割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の３割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度	88,790千円	
令和2年度	90,627千円	
令和3年度	94,353千円	

■人権の尊重

【内閣官房、外務省、内閣府、厚生労働省、総務省、法務省】

県担当課：人権推進課、男女共同参画課、社会福祉課

1　インターネット上の人権侵害情報の拡散防止

【総務省、法務省】

◆提案・要望

（１）　国自らが全国一律のインターネットモニタリングを行い、インターネット上の人権侵害情報の早期発見、早期削除に努め、人権侵害情報の拡散を防止するための対策を講ずること。

（２）　プロバイダ責任制限法を改正するなど、インターネット上の不特定多数の者に対する差別を助長又は誘発する情報を速やかに削除できるよう実効性のある法制度を早期に整備するとともに、プロバイダ事業者等業界団体の取組をさらに支援することで、人権が侵害された被害者の救済を迅速に行えるための対策を講ずること。

◆本県の現状・課題等

・　情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用した差別を助長あるいは誘発する情報の掲載など不特定多数の者に対する人権侵害が発生し、年々増加している。
・　本県においても、さいたま地方法務局が人権侵犯事件としてインターネットに係る救済手続を行った件数が高い水準で推移している。
・　インターネットは伝播性が強く、深刻な被害を生じやすいが、人権侵犯事件として救済手続を開始する場合は、特定の被害者や関係機関等からの情報に基づき行うとしている。
・　インターネット上の部落差別をはじめとする差別的な書き込みの問題については、インターネットの特質上、監視する対象は全国に、更にプロバイダ等の管理者にいたっては海外に及んでいる。
・　人権侵犯事件調査処理規程による法務省からプロバイダへの削除依頼は強制力がない。
・　改正されたプロバイダ責任制限法では、被害者が発信者を特定するための開示請求が簡素化されたが、不特定多数の者に対する差別を助長あるいは誘発する情報は対象外である。
・　平成29年３月に、プロバイダ業界団体は「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」を改正し、「特定の地域が同和地区であるなどと示す情報」を他者に対する不当な差別を助長する行為に追加したが、事業者の自主的な取組に留まっている。

◆参考

〇インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（開始）の推移

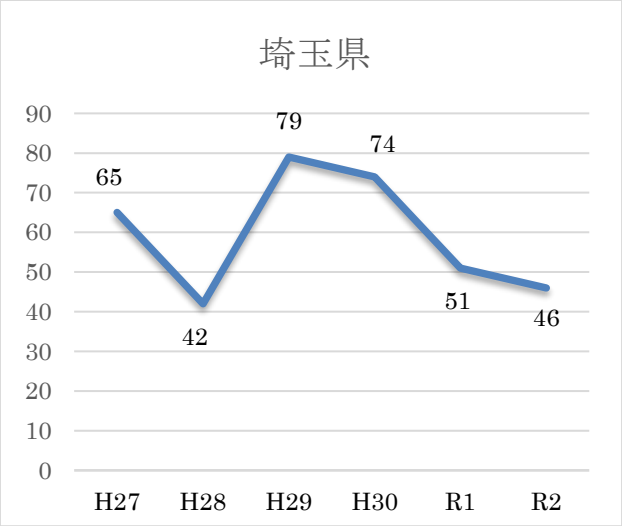

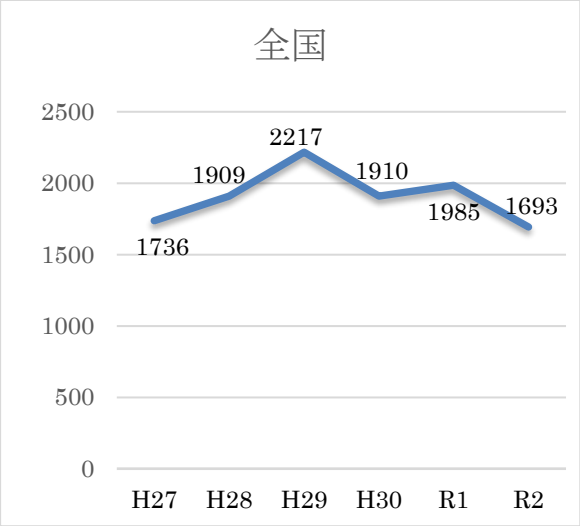

２　婦人保護事業及び婦人相談所の在り方

【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

（１）　婦人保護事業の対象者は時代の変化に合わせて拡大しているが、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっている。様々な困難を抱える女性の支援を包括的に行うため、売春防止法の抜本的な見直しを早急に行うこと。

（２）　あわせて、多様で複合的な困難を抱える女性の支援を365日24時間体制で行う婦人相談所の業務に即した職員配置基準に改めるとともに全国共通の指標となる一時保護の基準を示すこと。また、そのための財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

・　婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づく「要保護女子」の「保護更生」を図る事業として始まったが、その後、社会経済情勢の変化を踏まえ、支援ニーズが多様化している。
・　配偶者暴力防止法が制定され、ＤＶ被害者が婦人保護事業の対象とされた後、次々と発出される通知によりストーカー被害者や人身取引被害者、家庭破綻や生活困窮等の困難な問題を抱える者等徐々に対象者が拡大し、それとともに婦人相談所が担う機能や役割もますます重要なものとなっている。
・　しかしながら、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律と実態がそぐわなくなってきている。
・　都道府県が設置義務の婦人相談所については、現在の職員配置基準も売春防止法に基づいたものとなっており、各関連通知に対応できる体制となっておらず、脆弱な体制となっている。
・　また、困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっては生活保護、母子福祉、生活困窮者自立支援等、市町村が権限や資源等を有しており、市町村の支援は不可欠であるが、売春防止法には市町村の責務や役割についての規定がなく、婦人相談員の設置は任意となっている。令和２年度現在、県内で婦人相談員を設置している市は37.5%に留まっている（町村については、県福祉事務所に設置）ため、市町村における女性支援に大きな格差が生じている。
・　こうした状況を踏まえ、国においては婦人保護事業における運用面の改善に向けた当面の対応として「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」（令和元年６月21日）を示し、婦人保護事業の対象者の拡大を図るため、他法他施策優先の取扱いの見直しなどが示されたが、職員配置基準については見直されていない。
・　一方、婦人相談所は、ＤＶ防止法に基づくＤＶ被害者保護支援の中核機関として、現状はＤＶ被害者保護が一時保護入所者の大半を占めており、施設の秘匿性等の観点から支援の方向性が異なる、ＤＶ被害者以外の者の保護が困難となっている。
・　上記により、必要とされている現状の婦人保護事業に対応した職員配置基準への見直しと、そのための財政措置、並びにＤＶ被害者とそれ以外の女性の保護を円滑に実施できる新たな一時保護基準が必要となっている。

３　日本人拉致問題の早期解決

【内閣官房、外務省】

◆提案・要望

（１）　北朝鮮に対しては粘り強く交渉を行い、早急に全ての拉致被害者等の生存確認及び帰国の実現を図ること。

（２）　北朝鮮による拉致の疑いが排除されない行方不明者については、調査・事実確認を行い、拉致被害者として速やかに認定すること。

（３）　朝鮮半島有事の際には、米国をはじめ関係諸国と連携して、拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。

（４）　政府認定拉致被害者とその家族には、帰国後、平穏な生活を送ることができるように給付金支給など十分な対応をとり、生活再建を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　平成14年９月の日朝首脳会談で北朝鮮が拉致を認め、平成16年までに拉致被害者５人とその家族８人が帰国して以降、新たな帰国者はない。

・　平成30年６月、平成31年2月の米朝首脳会談で日本人拉致問題が取り上げられ、日朝首脳会談の開催が期待されたが、現在まで開催されず、問題解決の糸口がつかめない状況である。

・　本県には拉致被害者田口八重子さんや拉致の可能性を排除できない多くの方々がおり、その御家族も高齢であることから、外交交渉により帰国の早期実現を図られたい。

◆参考

○拉致被害者・拉致の疑いが排除されない行方不明者（埼玉県関係者）